②前項ノ場合ニ於テ船舶 前項 之ニ同ジ) レタルモノナルトキ 提出セラルベキ診断書ニ虚偽 診療ニ従事スル保険医 第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ニ於テ ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得 届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関 保険医又ハ主治ノ医師ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ 若ハ同法第八十八条第一 、ハ政府 所有者、 (同法第六十四条ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下 其ノ船舶所有者、 ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サ 事業主若 項ニ規定スル主治ノ医師ガ政府ニ ハ職業紹介事業者等ガ虚偽 事業主、 (健康保険法第六十三条 職業紹介事業

③政府ハ詐欺其 三項第 タル額ヲ支払ハシムルコトヲ得 定スル指定訪問看護事業者ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲシテ其ノ支払ヒタ 依ル支払ヲ受ケタル指定訪問看護事業者 第六項 ル額ニ付返還セシムル外其ノ返還セシムル額ニ百分ノ四十ヲ乗ジテ得 支払ヲ受ケタル保険医療機関若ハ保険薬局 ニ於テ準用スル場合ヲ含ム) 第 一十八条 一号ニ規定スル薬局ヲ謂フ以下之ニ同ジ)又ハ第二十九条 (第三十一 ノ他不正ノ行為ニ依リ療養ノ給付ニ関スル費用ノ支払若 七第四 条ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ 項 (第 若ハ第三十一条ノ二第四項 一十八条 ノ八第四項及第一 (同法第八十八条第一項二規 (健康保険法第六十三条第 一十九条第四項 ノ規定ニ依ル ノ四

第二十八条 (略)

モノ(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号一 食事ノ提供タル療養ニシテ前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フ

②前項ノ場合ニ於テ船舶所有者、 虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナル 報告、 キコトヲ命ズルコトヲ得 府ハ其ノ船舶所有者、 認保険医療機関ヲ謂 第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂 医師ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ前項ノ徴収金ヲ納付ス 十八条第一項ニ規定スル主治ノ医師ガ政府ニ提出セラルベキ診断 同法第六十四条ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ)若ハ同法第八 定承認保険医療機関 届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関 フ以下之ニ同ジ)ニ於テ診療ニ従事スル 事業主、 (同法第八十六条第 事業主若 職業紹介事業者等、 ハ職業紹介事業者等ガ虚偽 項 第 フ以下之ニ同ジ) (健康保険法第六十三条 号二 保険医又ハ主治 規定スル特定 ルトキハ 保険医 若ハ特 書ニ 政 承

③政府ハ詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ療養ノ給付ニ関スル費用ノ支払若 ヲ得 問看護事業者 三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム) 特定承認保険医療機関又ハ第二十九条ノ四第六項 法第六十三条第三項第一号ニ規定スル薬局ヲ謂フ以下之ニ同ジ) 項ノ規定ニ依ル支払ヲ受ケタル保険医療機関若ハ保険薬局 ノ返還セシムル額ニ百分ノ四十ヲ乗ジテ得タル額ヲ支払ハシムルコ ·謂フ以下之ニ同ジ) ヲシテ其ノ支払ヒタル額ニ付返還セシムル 第二十八条ノ七第四項、 (同法第八十八条第 第一 一十九条第四項若ハ第三十一条ノ二第四 ノ規定ニ依ル支払ヲ受ケタル指定訪 一項ニ規定スル指定訪問看護事業者 (第三十一条ノ三第 (健康保険 若 外其

第二十八条 (略

②前項ノ給付 険法第六十三条第二項ニ規定スル選定療養ヲ謂フ以下之ニ同ジ) 行フ モ 限ル以 ハ食事 下食事療養ト称ス) 提供タ ル 療養 (前項 係 第五号ニ 給付及選定療養 掲グ ル 療養 -併セテ 健 康保

ル被保険者又ハ被保険者タリシ者(以下特定長期入院被保険者等トシテ当該療養ヲ受クル際七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナニ規定スル療養病床へノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護ニ

ル給付ヲ含マザルモノトス

(特定長期入院被保険者等ニ係ルモノニ限ル以下生活療養ト称ス) 左ニ掲グル療養ニシテ前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノ

称ス)

ニ係ルモノヲ除ク以下食事療養ト称ス)

ロ 温度、照明及給水ニ関スル適切ナル療養環境ノ形成タル療養イ 食事ノ提供タル療養

養ヲ謂フ以下之ニ同ジ) 三 評価療養(健康保険法第六十三条第二項第三号ニ規定スル評価療

養ヲ謂フ以下之ニ同ジ)四選定療養(健康保険法第六十三条第二項第四号ニ規定スル選定療

③ ~ ⑦ (略)

一 七十歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合 百分ノ三十

二 (略)

キ 百分ノ三十 ムル所ニ依リ算定シタル報酬ノ額ガ政令ヲ以テ定ムル額以上ナルト三 七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合ニシテ政令ノ定

③~⑦ (略)

此ノ限ニ在ラズ 第二十八条/三 第二十八条第五項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ但シ其ノ者ガ船員法シテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ但シ其ノ者ガ船員法シテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ但シ其ノ者ガ船員法と当該給付ニ付第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セリア・シテン・ 第二十八条/三 第二十八条第五項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険第二十八条/三 第二十八条第五項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険

次号又ハ第三号ニ掲グル場合以外ノ場合 百分ノ三十

二 (略)

402

2

略

③保険医療機関又ハ保険薬局ハー ズ仍療養ノ給付ヲ受ケタル者ガ当該一部負担金ノ全部又ハ一部ヲ支払 良ナル管理者ト同一ノ注意ヲ以テ其ノ支払ヲ受クベク努メタルニ拘ラ 部負担金) 第 ニ依リ本法ノ規定ニ依ル徴収金ノ例ニ依リ之ヲ処分スルコトヲ得 ザルトキハ社会保険庁長官ハ当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ請求 一号ノ規定ニ依ル措置ガ講ゼラレタルトキハ当該減額セラレタル一 ノ支払ヲ受クベキモノトシ保険医療機関又ハ保険薬局ガ善 部負担金 (第 一十八条ノ三ノ三第 項

第 講ズル 担金ヲ支払フコト困難ナリト認メラルルモノニ対シ左ニ掲グル措置ヲ 険医療機関又ハ保険薬局ニ第二十八条ノ三第 一十八条ノ三ノ三 所ニ依リ特別 コトヲ得 ノ事情アル被保険者又ハ 社会保険庁長官ハ災害其ノ他 被保険者タリシ者ニシテ保 項 ノ規定ニ依ル ノ厚生労働省令ノ定 部負

部負担金ヲ減額スルコ

部負担金ノ支払ヲ免除スルコト

接徴収シ其ノ徴収ヲ猶予スルコト 保険医療機関又ハ保険薬局ニ対スル支払ニ 代 テ 部負担金ヲ直

②前項ノ規定ニ依ル措置ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者 サズ 者ニ於テハ 部負担金ヲ保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フヲ以テ足リ同項第二 ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ於テハ其ノ減額セラレタル 一十八条ノ三第 第 二号丿 部負担金ヲ保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フコトヲ要 規 定ニ 項 依ル措置ヲ受ケタル被保険者又 /規定ニ 拘ラズ前項第 号ノ規定ニ依ル ハ被保険者タリシ 措置ヲ受 ハ第

③前条: ノ規定 ハ前 項 部負担金 ノ支払ニ付之ヲ準用ス

2 略

③保険医療機関又ハ保険薬局ハー リ之ヲ処分スルコトヲ得 負担金ノ全部又ハ一部ヲ支払ハザルトキハ社会保険庁長官ハ当該保険 払ヲ受クベク努メタルニ拘ラズ仍療養ノ給付ヲ受ケタル者ガ当該 険医療機関又ハ保険薬局ガ善良ナル管理者ト同一ノ注意ヲ以テ其ノ支 医療機関又ハ保険薬局ノ請求ニ依リ本法ノ規定ニ依ル徴収金ノ例ニ 部負担金ノ支払ヲ受クベキモノトシ保 部

養標準負担額ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ控除シタル額トスで額ト称ス)ヨリ食事療養標準負担額(同条第二項ニ規定スル食事療当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時食事療養費算当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額ア項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用の入院時食事療養費ノ額ハ当該食事療養ニ付健康保険法第八十五条第二

③ ~ ⑦ (略)

②入院時生活療養費 費用 費算定額 活療養標準負担額ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ控除シタル額トス ハ当該現ニ生活療養 項 額 ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準 下称 其 ろ の額ガ現 ヨリ生活療養標準負担 ノ額ハ当該生活療養ニ付健康保険法第八十五条の二 ニ要シタル費用 当該生活療養ニ要シタル費用 ノ額次項 額 同 条第 ニ於テ入院時生活療養 、例ニ依リ算定シタル 項 頼ヲ超 ニ規定スル

費用ニ付入院時食事療養費トシテ之ヲ支給ス一項第五号ニ掲グル療養ノ給付ト併セテ受ケタル食事療養ニ要シタル項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第規定スル給付対象傷病ニ関シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ同条第五二十八条ノ七 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八条第三項ニ

第一

②入院時食事療養費ノ額ハ当該食事療養ニ付健康保険法第八十五条第二②入院時食事療養豊別額の当該食事療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時食事療養費算当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時食事療養費算当該現ニ生族の厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用②入院時食事療養費ノ額ハ当該食事療養ニ付健康保険法第八十五条第二

③ ~ ⑦ (略)

ス 傷ニ付テノ入院時生活療養費ノ額ニ付テハ入院時生活療養費算定額ト 人院時生活療養費ノ額ニ十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負 ③前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル

④健康保険法第六十四条 第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項 タル生活療養及之ニ伴フ入院時生活療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス 一十八条 規定 ノ四第三項 第一 一十八条第五項各号ニ掲グル病院又ハ 第 第七十三条 一十八条ノ六第 第七十六条第四 項並 二前条第四項乃至第六 第二十八条ノニ、 診療所ニ就キ受ケ |項乃至第六項 第 反

保険外併用療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ススル給付対象傷病ニ関シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ同条第五項各第二十九条被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八条第三項ニ規定

ヲ支給ス 養ヲ受ケタルトキハ特定療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之 スル給付対象傷病ニ関シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル療第二十九条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八条第三項ニ規定

- 特定承認保険医療機関ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ受ケタル療

養

選定スルモノニ就キ受ケタル選定療養療機関ヲ除ク)又ハ薬局(以下保険医療機関等ト称ス)ノ中自己ノ寮、二十八条第五項各号ニ掲グル病院若ハ診療所(特定承認保険医

ルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額)トス②特定療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額(当該療養ニ食事療養ガ含マル

②保険外併用療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額

ルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額

ノ合算額、

当該療養ニ生

(当該療養ニ食事療養ガ

含マル

活療養ガ含マルルトキ

ハ当該額及第三号ニ規定スル額

ノ合算額

トス

当該療養

一号ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタ(食事療養及生活療養ヲ除ク)ニ付健康保険法第八十六

(其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルト

ル費用ノ額条第二項第

(其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現一号ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額当該療養(食事療養ヲ除ク)ニ付健康保険法第八十六条第二項第一

算定額ト称ス)ョリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一 額 定 Ľ キ 同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額 ハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ保険外併用療養費 規定 ヲ控除シタル額 依 ル措置ガ講ゼラルベ 二依 ル 部負担 金 キトキ ニ付第一 ハ当該措置ガ講ゼラレタル場合 一十八条ノ三ノ三第 (療養ノ給付ニ係 項各号ノ区分ニ従 項各号ノ ル 同 規

ス 厚生労働大臣 源養 現 当該生活療養ニ付健康保険法第八十五条の二 ヨリ生活療養標準負担額ヲ控除シタル 当 該生 要シタル費用 活 ノ定ムル基準 療養 要シタル ノ額次項ニ於テ入院時生活療養費算定額ト称 例 費用 ニ依リ算定シタル ク額ヲ超 額 第 ル 費用 項 丰 ノ規定ニ依 当 額 該現 其 額 生

③ 前 定ムル 用額ヨリ 規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ保険外併用療養費ノ額ニ付テハ算定費 額以下本条ニ於テ算定費用額ト称ス) 及入院時食事療養費算定額ノ合算額 トキハ当該保険外併用療養費算定額及入院時生活療養費算定額 保険外併用療養費!額ニ付テハ当該療養ニ付保険外併用療養費算定額 (当該療養ニ食事療養ガ含マルルトキハ当該保険外併用療養費算定額 頃ノ 規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ 額 ,同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生労働大臣 相当スル額ヲ控除シタル額トス トシ、 当 ¬該療養 第二十八条ノ三第二 生活療養ガ含マ 相当スル ノ合算 項ニ ルル

定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ控除シタル額ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ担ニ療養ニ要シタル費用ノ額第四項ニ於テ特定療養費算定額ト称ス)

③前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル額可項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル疾養費」を事療養ガ含マルルトキハ当該特定療養費算定額及入院時食事療養費算定額ノ合算額以下本条ニ於テ算定費用額ト称ス)トシ、第二十八条グラででである。 大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス 大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

④第一項ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ療養ヲ受ケタル者ガ当該

> 等 は特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ニ対シ之ヲ支払フコトヲシ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当シタル費用ニ付特定療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ニ対シ支払フベキ療養ニ要

リシ者ニ対シ特定療養費ヲ支給シタルモノト看做ス用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タ⑤前項ノ規定ニ依リ特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ニ対シ費

ベシ 保険者タリシ者ニ対シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付ス 保険者タル費用ニ付支払ヲ受クル際当該支払ヲ為シタル被保険者又ハ被 要シタル費用ニ付支払ヲ受クル際当該支払ヲ為シタル被保険者又ハ疲養ニ ⑥特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ハ第一項ニ規定スル療養ニ

ル入院時食事療養費ニ係ル療養ヲ含ム)ヲ為サズ
拘ラズ当該病院又ハ診療所ニ於テハ療養ノ給付(前条第一項ニ規定ス
六条第一項第一号ノ承認ヲ受ケタルトキハ第二十八条第五項ノ規定ニ

療養及之ニ伴フ特定療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス第二十八条ノ四第三項ノ規定ハ特定承認保険医療機関ニ就キ受ケタル第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノニ並ニの健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及

⑩第二十八条ノ三ノ二ノ規定ハ第四項ノ場合ニ於テ算定費用額ヨリ当該

支払ニ関シ之ヲ準用ス険外併用療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ七第四項ノ場合ニ於テ算定費用額ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付保

ル額ヲ標準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム 専用ノ額ヨリ食事療養標準負担額又ハ生活療養標準負担額ヲ控除シター 特別の額ヲ控除シタル額及当該食事療養又ハ生活療養ニ付算定シタル得タル額ヲ控除シタル額及当該食事療養又ハ生活療養ニ付算定シタル事別ノ三第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ第二十九条ノ三 前条ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ当該療養(食

② (略)

③前 超ユルコトヲ得ズ キ場合ニ於テハ第二十八条 一十八条ノ四第二項ノ費用ノ算定、 、費用ノ算定 保険外併用療養費ノ支給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十九条第二項 ノ支給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十八条 二項 (ノ費用) ノ例ニ 、算定ニ関シテハ療養 依 ル ル但シ其 ノ七第二項ノ費用ノ算定、 ノ額 入院時食事療養費ノ支給ヲ受クベ ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ ノ給付ヲ受クベキ場合ニ於テハ第 八八第一 一項ノ費用 入院時生活療養 ノ算定 刻を

額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シ之ヲ準用ス療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル

(略)

2

③ 前 但シ 給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十九条第二項ノ費用ノ算定ノ例ニ キ場合ニ於テハ第二十八条ノ七第二項ノ費用ノ算定、 一十八条ノ四第二項ノ費用ノ算定、 二項 其 (ノ費用) ノ額 ハ現ニ療養ニ要シタル費用 算定ニ関シテハ療養ノ給付ヲ受クベキ場合ニ於テハ第 入院時食事療養費ノ支給ヲ受クベ 額ヲ超ユ ルコ トヲ得ズ 特定療養費ノ支

第二十九条ノ四(略

②·③ (略)

④訪問看護療養費ノ額 四項、 項各号 場合 ・其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ規定ス 割合ヲ乗ジテ得タル額 ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨ ノ規定 ノ 額) ヲ控除シタル額トス 依ル措置ガ講ゼラルベ ハ当該指定訪問看護ニ付健康保険法第八十八条第 (療養) 給付 キトキ 一係ル第一 ハ当該措置ガ講ゼラレタ 一十八条ノ三ノ三 第

⑤~⑫ (略)

険者タリシ者ニ対シ支払フモノトス (第二十九条ノ五 船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養 第二十九条ノ五 船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養 第二十九条ノ五 船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養 第二十九条ノ五 船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養 第二十九条ノ五 船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養

·二 (略)

第二十九条ノ四(略

②·③ (略)

ル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ控除シタル額トスリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ規定ス四項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨ④訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付健康保険法第八十八条第

⑤~⑫ (略)

第

一·二 (略)

当スル額ヲ控除シタル額其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セラルル額ニ相其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セラルル額ニ相、特定療養費ノ支給、第二十九条第三項ニ規定スル算定費用額ヨリ

五(略)

六 (略)

ヲ支給ス タルトキハ移送費トシテ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額 併用療養費ニ係ル療養ヲ含ム)ヲ受クル為病院又ハ診療所ニ移送サレ第二十九条ノ六 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ療養ノ給付(保険外

② (略)

第三十条

(略

②傷病手当金ノ額ハ左ノ区別ニ依ル金額トス

一 (略)

分ノ六十ニ相当スル金額ニ至リタル日以後一月ノ範囲内ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百除外併用療養費ニ係ル療養及訪問看護療養費ニ係ル療養ヲ受ケザル職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷ニ関シ療養ノ給付、保

三 (略)

③ (略)

支給、訪問看護療養費ノ支給又ハ移送費ノ支給(以下本条ニ於テ療養時食事療養費ノ支給、入院時生活療養費ノ支給、保険外併用療養費ノタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付、入院第三十一条 被保険者タリシ者ノ職務外ノ事由ニ因リ資格喪失前ニ発シ

四 (略)

五 (略)

療養ノ給付及入院時食事療養費、特定療養費、療養費又ハ訪問看護療②前項ノ規定ハ第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル

養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

キハ移送費トシテ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ支給養費ニ係ル療養ヲ含ム)ヲ受クル為病院又ハ診療所ニ移送サレタルト第二十九条ノ六 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ療養ノ給付(特定療

ス

② (略)

第三十条 (略)

②傷病手当金ノ額ハ左ノ区別ニ依ル金額トス

一 (略)

十二相当スル金額タル日以後一月ノ範囲内ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六定療養費ニ係ル療養及訪問看護療養費ニ係ル療養ヲ受ケザルニ至リ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷ニ関シ療養ノ給付、特

二 (略)

③ (略)

移送費ノ支給(以下本条ニ於テ療養ノ給付等ト称ス)ハ被保険者ノ資時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給、訪問看護療養費ノ支給又ハタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付、入院第三十一条 被保険者タリシ者ノ職務外ノ事由ニ因リ資格喪失前ニ発シ

当スル療養ノ給付等ヲ受クル間ニ於テハ此ノ限ニ在ラズル疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相経過シタルトキハ之ヲ為サズ但シ雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ノ給付等ト称ス)ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ起算シ六月ヲ

ニ至リタルトキハ之ヲ為サズ寮養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク)ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル②前項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等(船員法第八十九条第二項ニ規定スル

等若ハ家族療養費、 用 訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給 コ 「療養費、 一於ケル 入院時食事療養費、 、ルコトヲ得ルニ至リタルトキ又ハ老人保健法ノ規定ニ依リ医療若 当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養 トヲ得 医療又ハ入院時食事療養費、 ル ニ至リタルトキ 老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ除ク) 家族訪問看護療養費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受 入院時 生活療養費 (次項後段ノ規定ニ該当スル場合 入院時生活療養費 保険外併用療養費 ヲ受クル 保険外併 ごノ給付 老人

一 (略)

③ 第 一 項各号ニ掲グル者ニシテ健康保険法第百四十五条第 健康保険法第五章 護療養費若 院時食事療養費、 ル療養補償 ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間 モノガ当該疾病又ハ負傷 項ノ規定ニ依 ハ移送費 ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク) 入院時 ノ規定ニ依リ特別療養費又ハ移送費若ハ家族移送費 ル療養ノ給付等 ノ支給ヲ受クル 生 活療養費 ニ付老人保健法 ハ之ヲ為サズ老人保健法第二十五条第 (船員法第八十九条第1 コ トヲ得ル間 保 険外併用療養費 ハ当該疾病又ハ負傷ニ付 ノ規定ニ依リ医療又ハ入 ニ於テ亦同 一項 ノ規定ニ該当 項ニ 老人訪問 一規定ス

於テハ此ノ限ニ在ラズ
九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ受クル間ニ雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十格ヲ喪失シタル日ヨリ起算シ六月ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ但シ

二至リタルトキハ之ヲ為サズの前項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等ヲ除ク)ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルの前項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等(船員法第八十九条第二項ニ規定スル

等若ハ家族療養費、 事療養費、 クルコトヲ得ルニ至リタルトキ又ハ老人保健法ノ規定ニ依リ医療若 ク)ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル ハ入院時食事療養費、 、支給(次項後段ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル医療又ハ入院時食 当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章 特定療養費、 家族訪問看護療養費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受 特定療養費、 老人訪問看護療養費若 トキ 老人訪問看護療養費若ハ移送費 /規定ニ 移送費ノ 依リ ヶ療養ノ 支給ヲ除 給付

一 (略)

③ 第 健 項各号ニ掲グル者ニシテ健康保険法第百四十五条第 院時食事療養費、 ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間ハ之ヲ為サズ老人保健法第1 ル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク) ル 『康保険法第五章ノ規定ニ依リ特別療養費又ハ移送費若ハ家族移送費 受クルコ モノガ当該疾病又ハ負傷ニ付老人保健法 項ノ規定ニ依ル \vdash -ヲ得 ル間 特定療養費 療養ノ給付等 於テ亦同 老人訪問看護療養費若ハ (船員法第八十九条第1 ハ当該疾病又ハ負傷ニ 規定ニ依リ医療又ハ入 項 移送費ノ支給 ノ規定ニ該当 十五 条第 一規定ス

(4)

4

略

ハ被保険者ニ対シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ療養(第二十八条第一項第六号ニ掲グル療養ヲ除ク)ヲ受ケタルトキヲ得ベキ者ヲ除ク)ガ保険医療機関等ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ第三十一条ノニ 被扶養者(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコト

ガ含マルルトキハ当該額及第三号ニ規定スル額ノ合算額)トスルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額、当該療養ニ生活療養②家族療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額(当該療養ニ食事療養ガ含マル

従ヒ当該イ乃至ニニ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額トスニ療養ニ要シタル費用ノ額)ニ左ノイ乃至ニニ掲グル場合ノ区分ニ(其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現一 当該療養(食事療養及生活療養ヲ除ク)ニ付算定シタル費用ノ額

一達スル日ノ属スル月以前ナル場合 百分ノ七十一被扶養者ガ三歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ニシテ七

ロ・ハ (略)

ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ七十 其ノ他政令ヲ以テ定ムル被保険者ノ被扶養者ガ七十歳ニ達スル日ニ 第二十八条ノ三第一項第三号ニ掲グル場合ニ該当スル被保険者

費用ノ額)ヨリ食事療養標準負担額ヲ控除シタル額養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタルー 当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該食事療

費用ノ額)ヨリ生活療養標準負担額ヲ控除シタル額養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ生活療養ニ要シタルニー当該生活療養ニ付算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該生活療

療養(評価療養及選定療養ヲ除ク)ヲ受クル場合ニ於テハ第二十八条③前項第一号ノ療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ保険医療機関等ヨリ

養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス養ヲ除ク)ヲ受ケタルトキハ被保険者ニ対シ家族療養費トシテ其ノ療自己ノ選定スルモノニ就キ療養(第二十八条第一項第六号ニ掲グル療ヲ得ベキ者ヲ除ク)ガ保険医療機関等又ハ特定承認保険医療機関ノ中第三十一条ノニ 被扶養者(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコト

ルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額)トス②家族療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額(当該療養ニ食事療養ガ含マ

イ ロ乃至ニニ掲グル場合以外ノ場合 百分ノ七十乃至ニニ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額トス現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要 当該療養 (食事療養ヲ除ク)ニ付算定シタル費用ノ額(其ノ額ガリ)

ロ・ハ (略)

ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ八十 其ノ他政令ヲ以テ定ムル被保険者ノ被扶養者ガ七十歳ニ達スル日ニ 第二十八条ノ三第一項第三号ニ掲グル場合ニ該当スル被保険者

費用ノ額)ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額 養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル二 当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該食事療

療養(選定療養ヲ除ク)ヲ受クル場合ニ於テハ第二十八条ノ四第二項③前項第一号ノ療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ保険医療機関等ヨリ

ノ費用ノ算定、前項第三号ノ生活療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ二号ノ食事療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ第二十八条ノ七第二項ヲ受クル場合ニ於テハ第二十九条第二項第一号ノ費用ノ算定、前項第ノ四第二項ノ費用ノ算定、保険医療機関等ヨリ評価療養又ハ選定療養ノ四第二項ノ費用ノ算定、保険医療機関等ヨリ評価療養又ハ選定療養

④·⑤ (略)

第二十八条ノ八第二項

ノ費用ノ算定ノ例ニ依ル

養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ之ヲ準用ス(の第二十八条が項、第二十九条ノニ並ニ第二十九条ノ三ノ規定ハ家族療十八条ノ四第三項、第二十八条ノ五、第二十八条ノ六第一項、第二十八条第一項、第二項、第五項及第七項、第二十八条ノニ、第二

⑦ (略)

置ヲ講ズルコトヲ得
百分ノ百以下ノ範囲内ニ於テ社会保険庁長官ガ定メタル割合トスル措支給ニ付前条第二項第一号イ乃至ニニ定ムル割合ヲ夫々ノ割合ヲ超エ
定スル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ被扶養者ニ係ル家族療養費ノ

②前項ニ規定スル被扶養者ニ係ル前条第四項 リ直接徴収スルコトトシ其ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得 族療養費トシテ被保険者又 額 養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ 控除シタル額ヲ其 家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベ トアル トス此 「当該療養ニ付算定シタル費用 ノ場合ニ於テ社会保険庁長官ハ当該支払ヒタル ノ被扶養者ニ係ル被保険者又ハ被保険者タリシ者ヨ 被保険者タリシ者ニ対シ支給スベ ノ規定ノ適用ニ 額 其 の額ガ現 付同項中 額ヨリ家 二当 該療 キ額

ハ第二十八条ノ七第二項ノ費用ノ算定ノ例ニ依ル号ノ費用ノ算定、前項第二号ノ食事療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテ医療機関等ヨリ選定療養ヲ受クル場合ニ於テハ第二十九条第二項第一ノ費用ノ算定、特定承認保険医療機関ヨリ療養ヲ受クル場合又ハ保険

④·⑤ (略)

ノ三ノ規定ハ家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ之ヲ準用ス八条ノ七第六項、第二十九条第六項、第二十九条ノ二並ニ第二十九条十八条ノ四第三項、第二十八条ノ五、第二十八条ノ六第一項、第二十億第二十八条第一項、第二項、第五項及第七項、第二十八条ノ二、第二

⑦ (略)

第三十一条ノ三 (略)

ハ第二項ノ規定ガ適用セラルベキトキハ当該規定ガ適用セラレタル場ニ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額 (家族療養費ノ支給ニ付前条第一項又条ノ二第二項第一号イ乃至ニニ掲グル場合ノ区分ニ従ヒ当該イ乃至ニ項ノ規定ニ依ル費用ノ算定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ニ第三十一②家族訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付第二十九条ノ四第四

③ (略)

合ノ額)

トス

支給ス

「食事療養及生活療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ
「食事療養及生活療養ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ)ニ要シタル費
第三十一条ノ六、療養ノ給付ニ付支払ハレタル一部負担金ノ額又ハ療養

「支給ス

「食事療養及生活療養ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ)ニ要シタル費

「食事療養及生活療養ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ)ニ要シタル費

② (略

険者タリシ者ノ遺族ニシテ葬祭ヲ行フモノニ対シ葬祭料ヲ支給ス第五十条ノ九 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ被保険者又ハ被保

第三十一条ノ三 (略)

合ヲ乗ジテ得タル額トス項第一号イ乃至ニニ掲グル場合ノ区分ニ従ヒ当該イ乃至ニニ定ムル割項ノ規定ニ依ル費用ノ算定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ニ前条第二②家族訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付第二十九条ノ四第四

③(略)

養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス
「定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療額ヲ控除シタル額著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費、療養費、訪問看護療養費、療養費、訪問看護療養費、療養費、訪問看護療養費、療養費、訪問看護療養費、療養費、訪問看護療養費、育選別の以下本条ニ於テ之ニ同ジ)ニ要シタル費用ノ額ョリ第三十一条ノ六、療養ノ給付ニ付支払ハレタル一部負担金ノ額又ハ療養

② (略)

第五十条ノ九 場合ニ於テ 者ノ資格喪失当時 険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタル 令ヲ以テ定ムル 険者タリシ者ノ遺族ニシテ葬祭ヲ行フモノニ対シ葬祭料トシテ被保険 スル金額ヲ下ラザル金額トス)ヲ支給ス 厚生労働大臣 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ被保険者又ハ被保 額 ノ標準報酬月額 満タザル ノ定ムル当該標準 トキハ ノ二月分ニ相当スル金額 当該政令ヲ以テ定ム 報酬月額 一月分ニ相当 額トシ被保 (其) 額政

一•二 (略)

事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタルトキニ限ル)ハ訪問看護療養費ノ支給ヲ受クルモノガ死亡シタルトキ(職務上ノ三)被保険者タリシ者ニシテ療養ノ給付、保険外併用療養費ノ支給又

②葬祭料ノ額ハ左ノ区別ニ依ル金額トス

ザル金額トス)
労働大臣ノ定ムル当該標準報酬月額ノ二月分ニ相当スル金額ヲ下ラ労働夫当時ノ標準報酬月額ノ二月分ニ相当スル金額(其ノ額厚生資格喪失当時ノ標準報酬月額ノ二月分ニ相当スル金額(其ノ額厚生一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタル場合ニ付テハ被保険者ノ

葬祭料ヲ支給ス

「前項ノ金額ノ範囲内ニ於テ其ノ葬祭ニ要シタル費用ニ相当スル金額ノニ依リ葬祭料ノ支給ヲ受クベキ者ナキトキハ葬祭ヲ行ヒタル者ニ対シニ依リ葬祭料ノ支給ヲ受クベキ者ナキトキハ葬祭ヲ行ヒタル者ニ対シニ依明葬祭料ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ付テハ政令ヲ以テ定ムル額ニニ 職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ付テハ政令ヲ以テ定ムル額

シテ政令ヲ以テ定ムル額ヲ支給ス第五十条ノ十 被扶養者死亡シタルトキハ被保険者ニ対シ家族葬祭料ト

第五十一条 病給付金、 養費、 生ゼシメタルトキ ニ付テハ当該給付ノ原因タルベキ疾病又ハ負傷トス以下之ニ同ジ)ヲ 保険外併用療養費 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ故意ニ事故 障害年金若ハ障害手当金ノ支給ヲ為サズ ハ療養 ノ給付又ハ入院時食事療養費、 訪問看護療養費、 移送費、 傷病手当金、 入院時生活療 (傷病給付金 傷

一·二 (略)

ハ通勤ニ因リ死亡シタルトキニ限ル)看護療養費ノ支給ヲ受クルモノガ死亡シタルトキ(職務上ノ事由又被保険者タリシ者ニシテ療養ノ給付、特定療養費ノ支給又ハ訪問

祭料ヲ支給ス項ノ金額ノ範囲内ニ於テ其ノ葬祭ニ要シタル費用ニ相当スル金額ノ葬項ノ金額ノ範囲内ニ於テ其ノ葬祭ニ要シタル費用ニ相当スル金額ノ葬依リ葬祭料ノ支給ヲ受クベキ者ナキトキハ葬祭ヲ行ヒタル者ニ対シ同②被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ

| 「加額」| ヲ支給ス | 「親(其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ニ満タザルトキハ当該政令ヲ以テ定ム| 額(其ノ額政令ヲ以テ定ム| なって前条第一項ノ規定ニ依ル葬祭料ノ金額ノ百分ノ七十ニ相当スル金第五十条ノ十 | 被扶養者死亡シタルトキハ被保険者ニ対シ家族葬祭料ト

2

(略)

第五十二条 若ハ 障害手当金、 タルニ因リ、 因リ若ハ重大ナル過失ニ因リ、 院時生活 因リ事故ヲ生ゼシメタルトキハ療養ノ給付、 因リ又ハ正当ノ理由ナクシテ故意ニ療養ニ関スル指揮ニ従 部ヲ為サズ又ハ移送費、 ·療養費、 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ自己ノ故意ノ犯罪行為ニ 遺族年金若ハ葬祭料ノ全部若ハ一部ヲ支給セザルコトヲ 故意ニ危害予防ニ関スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ従 保険外併用療養費若ハ訪問看護療養費ノ支給ノ全部 傷病手当金、 故意ニ闘争シ若ハ著シキ不行跡ヲ為シ 傷病給付金、 入院時食事療養費、 障害年金、 ハザル ハザ 入

費、 タ

第五十三条 療養費、 場合ニ於テハ傷病手当金及出産手当金 場合ニ於テハ第二十八条第 場合ニ於テハ 及移送費ノ支給 ル場合以外ノ場合ニ限ル)ヲ除クモノトシ第一 出産育児一 ル場合以外 保険外併用 時金若ハ出産手当金ノ支給ヲ為サズ但シ第一号ニ該当スル 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル 其 場合ニ限ル) (船員法第四十七条ニ規定スル送還ヲ受クルコトヲ得 期間療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、 深養費、 ヲ除クモノトス 項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付 訪問看護療養費、 一ノ支給 一号及第三号ニ該当スル 移送費、 (厚生労働省令ヲ以テ定 傷病手当金、 入院時生活

应

②療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、 疾病又 負傷ニ 付ヲ受クルコトヲ得ベキトキハ之ヲ為サズ 養費若ハ ハ負傷 関スル 訪問 モノヲ除ク) 看 関シ介護保険法 護療養費ノ支給 ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ同 ノ規定ニ依リ夫々ノ (此等ノ給付ノ中左ニ掲グル 入院時生活療養費、 、給付ニ相当ス 保険外併用療 疾病又ハ ル 給

> 第五十二条 葬祭料ノ全部若ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得 因リ若ハ重大ナル過失ニ因リ、 定療養費若ハ訪問看護療養費ノ支給ノ全部若 ニ因リ事故ヲ生ゼシメタルトキハ療養ノ給付、 ルニ因リ又ハ正当ノ理由ナクシテ故意ニ療養ニ関スル指揮ニ 、ルニ因リ、 傷病手当金、 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ自己ノ故意ノ 故意ニ危害予防ニ関スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ 傷病給付金、 障害年金、 故意ニ闘争シ若ハ著シキ不行跡ヲ為シ 障害手当金、 入院時食事療養費、 部ヲ為サズ又ハ移送 遺族年金若 , 犯罪行為ニ 従 従 ハザル ハザ

第五十三条 四十七条ニ規定スル送還ヲ受クルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ 当金ノ支給ヲ為サズ但シ第一号ニ該当スル場合ニ於テハ第二十八条第 ヲ除クモノトシ第一 場合ニ於テハ其ノ期間療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、 出産手当金ノ支給 ヲ除クモノトス 項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及移送費ノ支給 訪問看護療養費、 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ左ノ各号ノ一ニ該当ス 一号及第三号ニ該当スル場合ニ於テハ傷病手当金及 (厚生労働省令ヲ以テ定ムル場合以外ノ場合ニ 移送費、 傷病手当金、 出産育児一 時金若ハ出産手 特定療養費 (船員法第 限ル) 限

〈 匹 (略

②療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、 支給 キハ之ヲ為サズ 険法ノ規定ニ依リ ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ (此等ノ給付ノ中左ニ掲グル ・夫々ノ 給付ニ相当スル給付ヲ受クルコ 疾病又ハ負傷ニ 同 特定療養費若ハ訪問看護療養費ノ ノ疾病又ハ負傷ニ 一関スル モノ トヲ得ベキト 関シ介護保 (ヲ除ク)

一•二 (略)

司他ノ法令ニ依リ国又ハ公共団体ノ負担ニ於テ療養費ノ支給である。可タルトキハ其ノ限度ニ於テ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院リタルトキハ其ノ限度ニ於テ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院

④ (略)

第五十六条 テ之ヲ為サズ 送費、 死亡ニ関シ健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付又ハ入院時食事 出産育児 出産育児 入院時 <u>ラ</u> 一時金又ハ家族葬祭料ノ支給ハ同一ノ疾病、 生 家族療養費、 時金若ハ埋葬料 活 **王療養費**、 家族訪問看護療養費、 保険外併用療養費、 ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於 訪問看護療養費、 家族移送費、 負傷、 分娩又ハ 家族 移

埋葬料

、支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

②家族療 、此等ニ相当スル保険給付 同 養費、 疾病、 家 負傷又 族 訪問 ハ死亡 看 護 療 ノ支給アリタルトキハ之ヲ為サズ 養費 二関シ労働者災害補償保険法ノ規定ニ依 家族移送 費 又 家族葬祭料

第五十八条 (略)

② (略)

③国庫ハ前日 場合ニ於ケル療養ノ給付、 ス 険外併用療養費、 養費ニ係ル療養ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三年ヲ経過スル 又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ノ内政令 ル費用並ニ障害年金 モノニ付療養 二項ニ 了給付、 規定スル費用 療養費、 (政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スルモノニ 保険外併用療養費ニ係ル療養又ハ訪問看護療 訪問 入院時食事療養費 ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ職務上 看護療養費、 移送費及傷病手当金二要 入院時生活療養費 モ治癒セザル ノ定ム ノ事由 保

一•二 (略)

療養費、訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ為サズリタルトキハ其ノ限度ニ於テ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、特定③他ノ法令ニ依リ国又ハ公共団体ノ負担ニ於テ療養費ノ支給又ハ療養ア

④ (略)

療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若ハ死亡ニ関シ健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付又ハ入院時食事出産育児一時金又ハ家族葬祭料ノ支給ハ同一ノ疾病、負傷、分娩又ハ第五十六条ノ三 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族

第五十八条 (略)

② (略)

③国庫ハ前コ テ定ムル障害等級ニ該当スルモノニ限ル)ニ要スル費用ニシテ船員法 護療養費、 係ル療養ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三年ヲ経過スルモ治癒セザル 於ケル療養ノ給付、 又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ノ内政令ノ定ム ルモノニ付療養ノ給付、 項ニ 移送費及傷病手当金ニ要スル費用並ニ障害年金 規定スル費用ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ職務上ノ事由 入院時食事療養費 特定療養費ニ係ル療養又ハ訪問看護療養費ニ 特定療養費 療養費、 (政令ヲ以 場合ニ 訪問看

当スルモノヲ超ユルモノニ要スル費用ノ一部ヲ負担ス 限ル)ニ要スル費用ニシテ船員法第九十二条ニ規定スル障害手当ニ相

4

第五十九条 略

⑥社会保険庁長官ハ療養ノ給付、 、第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用、 前項 及国庫補助 退職者給付拠出金 育児一時金、 家族訪問看護療養費、家族移送費、 保険外併用療養費、 若ハ之ニ満タザルコト明トナリタルトキハ厚生労働大臣ニ対シ 一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得 グ額 出産手当金、 、合算額ヲ超エ若ハ之ニ満タザルトキ又ハ其ノ合算額 ノ額ガ保険料ノ額ノ中厚生労働省令ヲ以テ定ムル額 療養費、 家族出産育児一時金、 訪問看護療養費、 入院時食事療養費、 高額療養費、傷病手当金、 葬祭料、家族葬祭料 移送費、 老人保健拠出金及 入院時生活療養費 家族療養費 出産

7 \ 12 略

> 第九十二条ニ規定スル障害手当ニ相当スルモノヲ超ユルモノニ要スル 費用ノ一部ヲ負担ス

(4) 略

第五十九条

⑥社会保険庁長官ハ療養ノ給付、 険料ノ額ノ中厚生労働省令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ 超工若ハ之ニ満タザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満タザル 依ル給付ニ要スル費用、 家族出産育児一時金、葬祭料、 ニ付申出ヲ為スコトヲ得 ト明トナリタルトキハ厚生労働大臣ニ対シ前項ノ一般保険料率ノ変更 族移送費、 訪問看護療養費、 高額療養費、傷病手当金、 移送費、 老人保健拠出金及退職者給付拠出金ノ額ガ保 家族葬祭料、 家族療養費、 入院時食事療養費、 出産育児一時金、 第二十七条ノ四ノ規定ニ 家族訪問看護療養費、 特定療養費、 出産手当金、

(略)

0 (第十八条関係) 船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号) (平龙十九) 再四月拖亍)

	十四年法律第七十三号)
	(平成十九年四月旅行)
(傍線の部分は改一	
改正部分)	

第八級	第 七 級	第六級	第 五 級	第 四 級	第 三 級	第 二 級	第 一 級	標準報酬月額等級	第四条 標準報酬月	
一一八、000円	110,000円	一〇四、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	八八、〇〇〇円	七八、〇〇〇円	六八、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	標準報酬月額	額ハ被保険者ノ報酬月額	改正
一二二、〇〇〇円永満	一一四、〇〇〇円未満	一〇七、〇〇〇円未満	九三、〇〇〇円未満	九三、〇〇〇円未満	八三、〇〇〇円未満	七三、〇〇〇円未満	六三、〇〇〇円未満	報酬月額	標準報酬月額ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ区分ニ依リ之ヲ	案
第四級	第三級	第二級	第一級	標準報酬月額等級					第四条 標準報酬日	
一八、〇〇〇円	110,000円	一〇四、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	標準報酬月額					報酬月額ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ区分ニ依リ之ヲ	現
一二二、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満	一〇七、〇〇〇円未満	一〇一、〇〇〇円未満	報酬月額					額ニ基キ左ノ区分ニ佐	行

第二級	第二〇級	第一九級	第一八級	第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第一三級	第一二級	第一一級	第一〇級	第九級
二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	11回0、000円	1110、000円	1100、000円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七0、000円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	图11、000円	三回、〇〇〇円	1二六、000円
二九〇、〇〇〇円未満二七〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満	二五〇、〇〇〇円未満	二三〇、〇〇〇円よ満	二一〇、〇〇〇円未満一九五、〇〇〇円以上	一九五、○○○円未満	一八五、○○○円未満	一七五、○○○円未満	一六五、〇〇〇円未満	一五五、○○○円未満	一四六、〇〇〇円未満	一三八、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円未満
第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第一三級	第一二級	第一級	第一〇級	第 九 級	第八級	第 七 級	第六級	第 五 級
二八	二六〇		1 1 1	1100	一九〇	一八〇	一七〇	1 六〇	五〇		一三四	一二六、
二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	1四0、000円	1110、000円	1100、000円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	1三四、000円	一二六、〇〇〇円

第三四級	第三三級	第三二級	第三一級	第三〇級	第二九級	第二八級	第二七級	第二六級	第二五級	第二四級	第二三級	第三級
六二0、000円	五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	国国0、000円	国10,000日	三八0、000円	三六〇、〇〇〇巴	EO' 000E	11110、000円	11100、000円
六〇五、〇〇〇円以上	六○五、○○○円未満	五七五、〇〇〇円未満	五四五、〇〇〇円未満	五一五、〇〇〇円よ満	四八五、〇〇〇円未満	四五五、〇〇〇円未満	四二五、〇〇〇円未満	三九五、〇〇〇円よ満	三七〇、〇〇〇円よ満	三三〇、〇〇〇円よ満	三三〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円以上
第三〇級	第二九級	第二八級	第二七級	第二六級	第二五級	第二四級	第二三級	第二二級	第二級	第二〇級	第一九級	第 一 八 級
第三〇級 六二〇、〇〇〇円	第二九級 五九〇、〇〇〇円	第二八級 五六〇、〇〇〇円	第二七級 五三〇、〇〇〇円	第二六級 五〇〇、〇〇〇円	第二五級四七〇、〇〇〇円	第二四級四四〇、〇〇〇円	第二三級四一〇、〇〇〇円	第二二級三八〇、〇〇〇円	第二一級三六〇、〇〇〇円	第二〇級 三四〇、〇〇〇円	第一九級 三二〇、〇〇〇円	第一八級 三〇〇、〇〇〇円

第四六級	第四五級	第四四級	第四三級	第四二級	第四一級	第四〇級	第三九級	第三八級	第三七級	第三六級	第三五級
一、一五〇、〇〇〇円	一、〇九〇、〇〇〇円	1、0三0、000円	九八〇、〇〇〇円	九三〇、〇〇〇円	八八〇、〇〇〇円	八三〇、〇〇〇円	七九〇、〇〇〇円	七五〇、〇〇〇円	七一〇、〇〇〇円	六八〇、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円
一、一七五、〇〇〇円未満	一、○五五、○○○円未満	一、○五五、○○○円未満	一、○○五、○○○円未満	九五五、〇〇〇円未満	九〇五、〇〇〇円未満	八五五、〇〇〇円未満八一〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満	七七〇、〇〇〇円未満	七三〇、〇〇〇円未満	六九五、〇〇〇円未満	六三五、〇〇〇円未満六六五、〇〇〇円未満
			第三九級	第三八級	第三七級	第三六級	第三五級	第三四級	第三三級	第三二級	第三級
			九八〇、〇〇〇円	九三〇、〇〇〇円	八八〇、〇〇〇円	八三〇、〇〇〇円	七九〇、〇〇〇円	七五〇、〇〇〇円	七10、000円	六八〇、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円
			九五五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満	九〇五、〇〇〇円未満	八五五、〇〇〇円未満	八一〇、〇〇〇円未満	七七〇、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満	六九五、〇〇〇円未満	六三五、〇〇〇円未満六二五、〇〇〇円未満

第四七級 一、二一〇、〇〇〇円 一、一七五、〇〇〇円以上

②~⑥ (略)

第四条ノ五 賞与ノ標準賞与額ハ零トス タル賞与ニヨリ其 切捨テ其ノ月ノ標準賞与額ヲ決定ス但シ其ノ月ニ当該被保険者ガ受ケ 月二当該被保険者ガ受ケタル賞与額二千円未満ノ端数アルトキハ之ヲ フ以下之ニ同ジ) 月 コトトナル場合ニハ当該累計額ガ五百四十万円ト為サントセント其 標準賞与額ヲ決定シ其 社会保険庁長官ハ被保険者ガ賞与ヲ受ケタル月ニ於テ其ノ 二於ケル標準賞与額ノ累計額ガ五百四十万円ヲ超ユ ノ年度 (毎年四月 ノ年度ニ於テ其ノ月ノ翌月以降ニ受クル 日ヨリ翌年三 月三十一 日迄ヲ謂

② (略

第十九条ノ三 (略)

②·③ (略)

第三十条 (略)

②傷病手当金ノ額ハ左ノ区別ニ依ル金額トス

一・二 (略)

ハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一円ニ切上ノ三分ノ二ニ相当スル金額(其ノ金額ニ五十銭未満ノ端数アルトキニ 職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付テハ一日ニ付標準報酬日額

②~⑥ (略)

二百万円ヲ超ユルトキハ之ヲ二百万円トス 切捨テ其ノ月ノ標準賞与額ヲ決定ス此ノ場合ニ於テ当該標準賞与額ガ 月ニ当該被保険者ガ受ケタル賞与額ニ千円未満ノ端数アルトキハ之ヲ第四条ノ五 社会保険庁長官ハ被保険者ガ賞与ヲ受ケタル月ニ於テ其ノ

② (略)

第十九条ノ三

(略)

② • ③

(略)

二節、第三節及第七節第二款ニ規定スル保険給付ニ限リ之ヲ為スモノ④第一項ノ規定ニ依ル被保険者ニ関シテハ第二十七条ノ四並ニ第三章第

トス

②傷病手当金ノ額ハ左ノ区別ニ依ル金額トス第三十条 (略)

(略)

ノ百分ノ六十二相当スル金額三 職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付テハ一日ニ付標準報酬日額

グルモノトス)

| コリ発シタル疾病ニ関シテハ之ヲ為サズ | 日ヨリ起算シ一年以上経過シタルトキニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之 | 「現定ニ依ル傷病手当金ノ支給ハ当該被保険者ノ資格ヲ取得シタル | 第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ係ル第一

④被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾 (④被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病上別と (単位、大学を)の (単位、大学)の (単位、大学)の (世の、大学)の (世の

第三十二条(略)

②前項ノ場合ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ分娩ノ日以前 標準報酬 五十六日以内ニ於テ職務ニ服セザリシ期間出産手当金トシテ一日ニ付 テ船員法第八十七条ノ規定ニ依リ職務ニ服セザリシ期間、 ニ切上グルモノトス)ヲ支給ス トキ 日額 ハ之ヲ切捨テ五十銭以上 ノ三分ノ二ニ相当スル 金額 円 未満 其 ノ金額ニ五十銭未満 ノ端数アルトキハ之ヲ 分娩ノ日後 二於 ノ 端

コト及支給要件期間ヲ要ス 保険者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタル 第三十二条第一項ノ規定ニ依リ出産育児一時金ノ支給ヲ受クルニハ被第三十二条ノ三 被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失後分娩シタルニ因リ

第三十二条 (略)

標準報酬日額ノ百分ノ六十ニ相当スル金額ヲ支給ス五十六日以内ニ於テ職務ニ服セザリシ期間出産手当金トシテー日ニ付テ船員法第八十七条ノ規定ニ依リ職務ニ服セザリシ期間、分娩ノ日後②前項ノ場合ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ分娩ノ日以前ニ於

スプラ格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタルトキニ限リ之ヲ支給ア資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタルトキニ限リ之ヲ支治のニ十二条ノ規定ニ依リ支給スベキ保険給付ハ被保険者タリシ者ガ其第三十二条ノ三 被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失後分娩シタルニ因リ

安施シタルコト及支給要件期間ヲ要ス 十二条第二項ノ規定ニ依リ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニルコト又ハ同条ノ規定ニ依リ其ノ資格ヲ喪失シタル日前ニ分娩シタリシ者ガ第十九条ノ規定ニ依リ出産手当金ノ支給ヲ受クルニハ被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル第三

| 二関シ出産育児一時金若ハ出産手当金ノ支給ヲ受クル場合ニ之ヲ準用期間ニ係ル出産手当金ノ支給ヲ受クル場合又ハ其ノ資格喪失後ノ分娩条及前条ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失前ノ分娩ニ関シ其ノ資格喪失後ノ第三十二条ノ四 第三十条第三項ノ規定ハ被保険者タリシ者ガ第三十二

ス

0 船員保険法

(第十九条関係) (昭和十四年法律第七十三号)(平成二十年四月施行)

(傍線の部分は改正部分)

図第一項ノ被扶養者ノ範囲バ左ニ搖クルモノトス但シ後期高齢者医療ノ 被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八 下為ラザリシモノ(以下後期高齢者医療ノ被保険者 下為ラザリシモノ(以下後期高齢者医療ノ被保険者 下為ラザリシモノ(以下後期高齢者医療ノ被保険者 下為ラザリシモノ(以下後期高齢者医療ノ被保険者 下為ラボリシモノ(以下後期高齢者医療ノ被保険者 でのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの		下で 第一章~第二章/二 (略) 第一章~第二章/二 (略) 第三章 (略) 第三節 (略) 第三節 (略) 第三章 (略) 第五章 不服申立 (第六十三条—第六十六条) 第五章 不服申立 (第六十七条—第七十一条) 第六章 罰則 (第六十七条—第七十一条)	改正案
③第一項ノ被扶養者ノ範囲バ左ニ捤クルモノトス	略) (略)	一章~第二章/二 (略) 第一章~第二章/ (略) 第三章 (略) 第三章 (略) 第三節 療養ノ給付及傷病手当金等(第二十八条—第三十一条ノ六第二節 (略) 第三章 (略) 第五章 不服申立(第六十三条—第六十七条) 第九章 罰則(第六十八条—第七十一条) 附則	現

シテ主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ 関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ)、子、孫及弟妹ニ於テ之ニ同ジ)ノ直系尊属、配偶者(届出ヲ為サザルモ事実上婚姻一 被保険者(後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク以下本項ニ

一 〜 四 (略)

第五条 養費、 行方不明手当金、 ル権利ハ ル給付ヲ受クル権利ハ二年ヲ経過シタルトキ其ノ他ノ保険給付ヲ受ク 権利及入院時食事療養費、 時金、 高額介護合算療養費、 訪問看護療養費、 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ徴収シ又ハ其ノ還付ヲ受クル 五年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス 出産手当金、 葬祭料、 家族療養費、 家族出産育児一 家族葬祭料又ハ第二十七条ノ四ノ規定ニ依 入院時生活療養費、 移送費、 傷病手当金、 家族訪問看護療養費、 時金、 保険外併用療養費、 失業等給付、 家族移送費、 介護料、 高額療養 出産育 療

② (略)

第九 付ニ 保険事業 ナクシテ漏ラサザルベシ 条 一関スル 兀 (第三章第四節乃至第六節及第七節第 事業ヲ除ク) 船 員 保 険ヲ管掌シタ 関シテ職務上知得シタル秘密ヲ正当 ル 政 府 職 員又 款ニ規定スル保険給 職員タリ 者 理由 船員

第九条ノ五 (略)

者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ二十日以内ニ被保険者タシテ喪失ノ日ノ前日迄継続シテ二月以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険第十九条ノ三 第十九条ノ規定ニ依リ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ

主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ)、子、孫及弟妹ニシテ一 被保険者ノ直系尊属、配偶者(届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係

二~四 (略)

第五条 二年ヲ経過シタルトキ其ノ他ノ保険給付ヲ受クル権利ハ五年ヲ経過 養費、 タルトキハ時効ニ因リテ消滅ス 権利及入院時食事療養費、 家族出産育児一時金、 家族葬祭料又ハ第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ヲ受クル権利 移送費、 訪問看護療養費、 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ徴収シ又ハ其ノ還付ヲ受クル 傷病手当金、 家族療養費、 失業等給付、 入院時生活療養費、 家族移送費、 家族訪問看護療養費、 介護料、 出産育児一 行方不明手当金、 保険外併用療養費、 時金、 出産手当金 高額療養 療

② (略)

第九条ノ四 (略)

者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ二十日以内ニ被保険者ターシテ喪失ノ日ノ前日迄継続シテ二月以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険第十九条ノ三 第十九条ノ規定ニ依リ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ

康保険ノ被保険者 ラントスル申請ヲ為ストキハ継続シテ被保険者ト為ルコトヲ得但シ健 「項ニ規定スル日雇特例被保険者ヲ除ク以下之ニ同ジ)又ハ後期高齢 (健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第三条第

② (4) 略

者医療

ノ被保険者等タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十九条 至リタル日ノ翌日 , 日) ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス ノ 四 前条ノ規定ニ依ル被保険者ハ左ノ各号ノーニ該当スルニ (第四号乃至第六号ニ該当スルニ至リタルトキハ其

~ 五. 略

後期高齢者医療 ノ被保険者等ト為リタルトキ

第二十八条 略

2 略)

③第一項ノ給付対象傷病ハ左ノ各号ニ掲グル被保険者又ハ被保険者タリ シ者ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル疾病又ハ負傷トス

次号ニ掲グル者以外ノ被保険者 疾病又ハ負傷

負傷 後期高齢者医療 被保険者等タル被保険者 左ニ掲グル疾病又ハ

略

三 (略)

4 5 7

(略

イ・ロ

二項ニ規定スル日雇特例被保険者ヲ除ク以下之ニ同ジ)タル者ハ此ノ 康保険ノ被保険者 ラントスル申請ヲ為ストキハ継続シテ被保険者ト為ルコトヲ得但シ健 限ニ在ラズ (健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第三条第

2 4 (略)

第十九条ノ四 至リタル日ノ翌日 , 日) ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス 前条ノ規定ニ依ル被保険者ハ左ノ各号ノーニ該当スルニ (第四号又ハ第五号ニ該当スルニ至リタルトキハ其

一 <u>~</u> 五 (略

第二十八条 (略

2 (略)

③第一項ノ給付対象傷病ハ左ノ各号ニ掲グル被保険者又ハ被保険者タリ

シ者ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル疾病又ハ負傷トス 七十五歳未満 被保険者 (老人保健法 (昭和五十七年法律第八十

号)ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク) 疾病又ハ

負傷

病又ハ負傷 コトヲ得ベキ者ニ限ル)及七十五歳以上ノ被保険者 七十五歳未満 老 保健法 規定ニ依ル医療ヲ受クル 左ニ掲グル疾

イ・ロ (略

三 (略)

4) (7) (略)

第二十八条ノ三 第二十八条第五項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険 ラル 第八十九条ニ規定スル療養補償 薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ従 シテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ但シ其ノ者ガ船員法 ヒ当該給付ニ付第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セ 、限ニ在ラズ 、ル額ニ当該各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ一部負担金ト ニ相当スル療養ノ給付ヲ受クルトキ

(略)

場合ヲ除ク) 七十歳ニ達スル日ノ属スル月 百分ノ二十 、翌月以後ナル場合(次号ニ掲グル

(略)

2 • (略

第二十-リ支給セラレタル高額介護合算療養費ノ中政令ノ定ムル所ニ依リ当該 依リ支給セラレタル高額療養費又ハ第三十一条ノ七第一項ノ規定ニ依 付ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル額 社会保険庁長官 療養ニ係ルモノトシテ算定シタル額ニ相当スル額ヲ除ク) 療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シテハ左ノ各号ニ掲グル保険給 被保険者タリシ 統付及入院時食事療養費、 九条 ノ 五. ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ当該額ヲ被保険者又 船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養 者 ニ対シ支払フモノトス 入院時生活療養費、 (第三十一 条ノ六第一 保険外併用療養費 アルトキハ 項ノ /規定ニ

2 略

~六

略

第三十条 (略)

第二十八条ノ三 第二十八条第五項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険 第八十九条二規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ受クルトキ ラルル額ニ当該各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ一部負担金ト シテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ但シ其ノ者ガ船員法 ヒ当該給付ニ付第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セ 薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ 従

(略)

此ノ限ニ在ラズ

二 七十歳ニ達スル日ノ属スル 場合ヲ除ク) 百分ノ十 月ノ翌月以後ナル場合(次号ニ掲グル

(略)

2 • (略

第 険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ当該額ヲ被保険者又ハ被保 係ルモノトシテ算定シタル額ニ相当スル額ヲ除ク) 険者タリシ者ニ対シ支払フモノトス 依リ支給セラレタル高額療養費ノ中政令ノ定ムル所ニ依リ当該療養ニ 付ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル額 療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シテハ左ノ各号ニ掲グル保険給 ノ給付及入院時食事療養費、 一十九条ノ五 船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ 入院時生活療養費、 (第三十一 条ノ六第一 保険外併用療養費 アルトキハ社会保 相当スル 項ノ規定ニ

略

2

略

(略)

②~④ (略)

病手当金ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ⑤傷病手当金ノ支給ハ高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依リ傷

第三十一条 (略)

- 二至リタルトキハ之ヲ為サズ寮養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク)ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル②前項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等(船員法第八十九条第二項ニ規定スル
- 一当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付一当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付若ハ入院時食事療養費、入院時生活療養律ノ規定ニ依リ療養ノ給付若ハ入院時食事療養費、入院時生活療養律ノ規定ニ依リ療養ノ給付若ハ入院時食事療養費、入院時生活療養者ノ親定ニ依リ療養ノ給付
- 医療ノ被保険者等ト為リタルトキ若ハ此等ノ者ノ被扶養者、国民健康保険ノ被保険者又ハ後期高齢者二 其ノ者ガ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者若ハ健康保険ノ被保険者
- ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間ハ之ヲ為サズ健康保険法第五章ノ規定ニ依リ特別療養費又ハ移送費若ハ家族移送費ル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク)ハ当該疾病又ハ負傷ニ付③第一項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等(船員法第八十九条第二項ニ規定ス

② (略)

第三十一条 (略)

- 二至リタルトキハ之ヲ為サズ寮養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク)ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル②前項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等(船員法第八十九条第二項ニ規定スル
- 等若ハ家族療養費、 用療養費、 訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給 クルコトヲ得ルニ至リタルトキ又ハ老人保健法ノ規定ニ コトヲ得ルニ至リタルトキ ニ於ケル医療又 入院時食事療養費、 当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付 老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ除ク)ヲ受クル 入院時食事療養費 家族訪問看護療養費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受 入院時生活療養費、 (次項後段ノ規定ニ該当スル 入院時生活療養費 保険外併用療養費、 依リ医療若 保険外併 場合 老人
- ③ 第 一 健康保険法第五章ノ規定ニ依リ特別療養費又ハ移送費若ハ家族移送費 院時食事療養費 項各号ニ掲グル者ニシテ健康保険法第百四十五条第 スルモノガ当該疾病又ハ負傷ニ付老人保健法ノ ル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク)ハ当該疾病又ハ負傷ニ付 ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル 項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等 入院時生活療養費 間ハ之ヲ為サズ老人保健法第二 (船員法第八十九条第二項ニ 保険外併用療養費 規定ニ依リ 項ノ規定ニ該当 一十五条第 老人訪問看 、医療又ハ入 一規定ス

4

(略

第三十一条ノニ 就キ療養 之ヲ支給ス トキハ被保険者ニ対シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付 (第二十八条第一項第六号ニ掲グル療養ヲ除ク) ヲ受ケタル 被扶養者ガ保険医療機関等ノ中自己ノ選定スルモノニ

②家族療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額 ガ含マルルトキハ当該額及第三号ニ規定スル額ノ合算額) ルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額、 (当該療養ニ食事療養ガ含マル 当該療養二生活療養 トス

従ヒ当該イ乃至ニニ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額トス 療養ニ要シタル費用ノ額)ニ左ノイ乃至ニニ掲グル場合ノ区分ニ (其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現 当該療養(食事療養及生活療養ヲ除ク)ニ付算定シタル費用ノ額

口 イ 後ニシテ七十歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合 被扶養者ガ六歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日以前ナル 被扶養者ガ六歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十 日ノ翌日以 百分ノ七十

属スル月ノ翌月以後ナル場合 被扶養者 (ニニ定ムル被扶養者ヲ除ク) ガ七十歳ニ達スル日ノ 百分ノ八十

二 (略)

場合

百分ノ八十

_ <u>•</u> <u>=</u> (略)

③ (7) (略)

第三十一条ノ三 被扶養者ガ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護ヲ

> 護療養費若 移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間ニ於テ亦同ジ

4 略

第三十一条ノニ 被扶養者 ヲ得ベキ者ヲ除ク)ガ保険医療機関等ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ 療養(第二十八条第一項第六号ニ掲グル療養ヲ除ク)ヲ受ケタルトキ ハ被保険者ニ対シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ (老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコト

②家族療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額 ガ含マルルトキハ当該額及第三号ニ規定スル額ノ合算額) ルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額、 (当該療養ニ食事療養ガ含マル 当該療養二生活療養 トス

支給ス

従ヒ当該イ乃至ニニ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額トス ニ療養ニ要シタル費用ノ額)ニ左ノイ乃至ニニ掲グル場合ノ区分ニ (其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現 当該療養(食事療養及生活療養ヲ除ク)ニ付算定シタル費用ノ額

二達スル日ノ属スル月以前ナル場合 被扶養者ガ三歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ニシテ七十歳 百分ノ七十

被扶養者ガ三歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合 百分ノハ

口

属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ九十

(ニニ定ムル被扶養者ヲ除ク) ガ七十歳ニ達スル日ノ

被扶養者

(略)

__ <u>•</u> <u>=</u> (略)

3 7 (略)

第三十一条ノ三 被扶養者 (老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコト

問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス受ケタルトキハ被保険者ニ対シ家族訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪

②·③ (略)

額ヲ支給ス
九条ノ六第一項ニ規定スル厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル
お療所ニ移送サレタルトキハ被保険者ニ対シ家族移送費トシテ第二十第三十一条ノ四(被扶養者ガ家族療養費ニ係ル療養ヲ受クル為病院又ハ

② (略)

第三十一 設サー 限ル)、 ル指 ビス費ニ係 等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル)、 規定ニ依ル する法律 予防サービスヲ謂 療養若ハ家族訪 条第一 係ル指定施設サービス等 ビスヲ謂 項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ) 定介護予防サービス 条 ビス等ヲ謂 特例居宅介護サービス費ニ係ル居宅サービス 項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ニ係ル療養又ハ介護保険法 ノ 五 、居宅介護サービス費ニ係ル指定居宅サービス ル施設 F 療養 問 被保険者ガ其 ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル) ニ相当スルモノニ限ル)、 サービス ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)、 看護療養費 (同法第五十三条第 (同法第八条第二十三項ニ規定スル施設サ (同法第四十八条第一項ニ規定スル指 ノ資格ヲ喪失シタル際家族療養費ニ係 係ル療養若ハ高齢者の 若ハ之ニ相当スルサービス 介護予防サービス費ニ係 一項ニ規定スル指定介護 若ハ特例介護予防サ 施設介護サービス費 特例施設介護サー 医 (同法第八条第 屋療の (同法第四十 確保に関 定施 此 ル

護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給スタルトキハ被保険者ニ対シ家族訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看ヲ得ベキ者ヲ除ク)ガ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護ヲ受ケ

②·③ (略)

第三十一 支給ス ヲ得ベ 所ニ移送サレタルトキハ被保険者ニ対シ家族移送費トシテ第二十九 、六第一項ニ 条, キ者ヲ除ク) ノ四 規定スル厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル 被扶養者 ガ家族療養費ニ係ル療養ヲ受クル為病院又ハ診 (老人保健法ノ規定 依 ル 医 |療ヲ受クル コ

② (略

第三十一 当ス ビス ス 等 養ニ相当スルモノニ限ル) 之ニ相当スル給付ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護 ス 養ニ相当スルモノニ限ル)、 ニ相当スルモノニ限ル)、 サービス費ニ係ル居宅サービス 指定居宅サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)、 ービス費ニ係ル指定居宅サービス 療養若ハ家族訪問看護療養費ニ係ル療養若ハ -ビスヲ謂フ) (同法第五十三条第 ルモノニ限ル)、 (同法第八条第二十三項ニ (同法第四十八条第 条 ノ 五 若ハ之ニ相当スルサービス 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際家族療養費ニ 介護予防サービス費ニ係ル指定介護予防 一項ニ規定スル 項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂ヒ 若ハ特例介護予防サービス費ニ係ル 施設介護サービス費ニ 特例施設介護サービス費ニ係ル 規定スル (同法第八条第一項ニ規定スル居宅サ (同法第四十一条第一 指定介護予防サービスヲ謂 施設サー (此等ノサービスノ中療養 老人保健法 ・ビスヲ謂ヒ 係ル指定施設サー 項ニ規定スル 特例居宅介護 /規定ニ 療養ニ 施設 介護予 サ サー 依リ 係 療 Ė 相

被保険者タリシ者ニ対シ家族療養費、家族訪問看護療養費又ハ家族移又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養又ハ移送ヲ受ケタルトキハク護予防サービスヲ謂フ若ハ之ニ相当スルサービス(此等ノサービスービス費ニ係ル介護予防サービス(同法第八条ノ二第一項ニ規定スルービス費ニ係ル介護予防サービス(同法第八条ノ二第一項ニ規定スル

②·③ (略)

送費ヲ支給ス

第三十一条ノ六 養費、 訪問看護療養費、 (食事療養及生活療養ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ) ニ要シタル費 、支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス ノ額ヨリ其 額ニ相当スル額ヲ控除シタル額 療養費、 著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ノ給付又ハ其ノ保険外併用療 ノ療養ニ要シタル費用ニ付保険外併用療養費、 訪問看護療養費、 療養ノ給付ニ付支払ハレタル一部負担金ノ額又ハ療養 家族療養費若ハ家族訪問看護療養費トシテ支給セラ 家族療養費若ハ家族訪問看護療養費 (次条ニ於テ 部負担金等ノ額ト 療養費、

② (略)

第三十 場合ニ於テ ヲ控除シテ得 シトキ (同項 介護保険法第五十 ビス利用者負担額 条 ノ高額介護サービス費ガ支給セラルル場合ニ於テハ当該支給 場合ニ於テハ ハ当該 ノ七 当該支給 ル額 部負担金等 部負担金等ノ 当該支給額二 一条第 (同項 及同法第六十 額ヲ控除シテ得タル 項 、高額介護予防サービス費ガ支給セラルル ノ額ニ係ル療養・ 額 二規定スル介護サービス利用者負担額 相当スル 前条第 条第 額 額ヲ控除シテ得タル 項ニ 項 ノ給付又ハ保険外併用療 ノ高額療養費ガ支給 合計 規定スル介護予防サ 額著シク高額ナ 額

シ家族療養費、家族訪問看護療養費又ハ家族移送費ヲ支給スシタル疾病ニ付療養又ハ移送ヲ受ケタルトキハ被保険者タリシ者ニ対ノニ限ル)ヲ受クル被扶養者ガ引続キ当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発フ若ハ之ニ相当スルサービス(此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモ防サービス(同法第八条ノ二第一項ニ規定スル介護予防サービスヲ謂

②·③ (略)

第三十一条ノ六 支給ス 用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付保険外併用療養費、 養費若ハ家族訪問看護療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ ルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額著シク高額ナリシトキハ其ノ療養 訪問看護療養費、 ノ給付又ハ其ノ保険外併用療養費、 (食事療養及生活療養ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ) ニ要シタル 療養ノ給付ニ付支払ハレタル一 家族療養費若ハ家族訪問看護療養費トシテ支給セラ 療養費、 訪問看護療養費、 部負担金ノ額又ハ療養 療養費、 家族療 費

② (略

養費、 、支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額介護合算療養費ヲ支給ス 療養費 訪問看護療養費 家族療養費若ハ家族訪問看護療養費

②前条第二項ノ規定ハ高額介護合算療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第三十二条 者等タル者ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ)分娩シタルトキハ出産育 一時金トシテ政令ヲ以テ定ムル額ヲ支給ス 被保険者又ハ被保険者タリシ者 (後期高齢者医療 被保険

2 略

第五十条ノ九 (略)

2 3 略

④葬祭料ノ支給ハ高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依リ葬祭料 ニ相当スル給付ノ支給アリタルトキハ其 ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

第五十七条ノニ 等以外ノ事業ニシテ健康教育、 以下本項ニ於テ特定健康診査等ト称ス)ヲ為スモノノ外特定健康診査 定ニ依ル特定健康診査及同法第 、健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ムベシ 被保険者タリシ者及被扶養者 政府ハ高齢者の医療の確保に関する法律第一 健康相談、 (以下本条ニ於テ被保険者等ト称ス) 一十四条ノ規定ニ依ル特定保健指導 健康診査其ノ他ノ被保険者 一十条ノ規

② • 3 (略)

第五十八条 (略)

② • ③ (略

④国庫 事業ノ事務 ハ前三項ニ規定スル費用 (高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢 ノ外毎年度予算ノ範囲内ニ於テ船員保険

> 第三十二条 時金トシテ政令ヲ以テ定ムル額ヲ支給ス 被保険者又ハ被保険者タリシ者分娩シタルトキハ出産育児

2 略

第五十条ノ九 (略)

2 3 略

第五十七条ノニ 者、 ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ムベシ 被保険者タリシ者及被扶養者 政府ハ健康教育、 健康相談、 (以下本条ニ於テ被保険者等ト称ス 健康診査其ノ他ノ被保険

② • ③ (略)

第五十八条

略)

② • ③ (略)

④国庫 事業ノ事務 ハ前三項ニ規定スル費用ノ外毎年度予算ノ範囲内ニ於テ船員保険 (老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金 (以下老人保健拠出金ト

期高齢 者納付金等 規定 者支援金等 ニ依ル納付金 낈 下前 (以下後期高齢者支援金等ト 期高 (以下介護納付金ト称ス) 齢者納付金等ト称ス) · 称ス) 及同法 ノ納付ニ関スル事務ヲ 並ニ介護保険法 ノ規定ニ依ル後

ノ執行ニ要スル費用ヲ負担ス

ツル為保険料ヲ徴収ス後期高齢者支援金等並ニ介護納付金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム)ニ充第五十九条 政府ハ船員保険事業ニ要スル費用(前期高齢者納付金等及):

質トス一 質トス一 険者タリシ期間ノ各月ニ付左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル一 ②保険料額ハ第二十二条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保

保険料率トヲ合算シタル率ヲ謂フ)ヲ乗ジテ得タル額以下之ニ同ジ 準 号被保険者ト称ス) 介護保険料率ヲ乗ジテ得タル額 ト介護保険料額 -報酬月額及標準賞与額ニ 介護保険法第九条第二号ニ規定スル被保険者 (各被保険者 タル被保険者 一夫々一 ノ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々 1 般保険料率 ノ合算額 般保険料額 (基本保険料率 (以下介護保険第二 (各被保険者ノ標 · ト 特定

二 (略)

③·④ (略)

⑤一般保険料率ハ当分ノ間左ノ通リトス

ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率)

「保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其、災害保険料率ヲ加ヘタル率(第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業、失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百十七ニ、大業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百十七ニ、大業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ対テハ千分ノ百十七ニ、大業の対象を表別の、第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(後期高齢者医療ノ被保険者等ター・第十七条ノ規定ニ依ル被保険者

称ス) 執行ニ要スル費用ヲ負担ス 依ル納付金 依 ル拠出金 及国民健康保険法 (以下介護納付金ト称ス) (以下退職者給付拠出金ト 昭 和三 一十三年法律第百九十二 称ス) ノ納付ニ関スル事務ヲ含ム)ノ 並二介護保険法 号) /規定ニ 規定に

保険料ヲ徴収ス者給付拠出金並ニ介護納付金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム)ニ充ツル為第五十九条 政府ハ船員保険事業ニ要スル費用(老人保健拠出金及退職

額トス)ののでは、「では、「では、」では、「では、これでは、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、

額ニ夫々介護保険料率ヲ乗ジテ得タル額)トノ合算額 2ニ同ジ)ト介護保険料額(各被保険者ノ標準報酬月額及標準賞与準報酬月額及標準賞与額ニ夫々一般保険料率ヲ乗ジテ得タル額以下 3被保険者ト称ス)タル被保険者 一般保険料額(各被保険者ノ標の護保険法第九条第二号ニ規定スル被保険者(以下介護保険第二介護保険法第九条第二号ニ規定スル被保険者

二 (略)

③·④ (略)

⑤一般保険料率ハ当分ノ間左ノ通リトス

被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率)規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルルテハ千分ノ百十七ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率(第五十九条ノ三ノニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付ー 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第二項各号

第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第二項各号

災害保険料率ヲ加ヘタル率リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ九十九ニル者ヲ除ク」ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因ニ 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(後期高齢者医療ノ被保険者等タ

保険料率ヲ加ヘタル率
リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ八ニ災害ル者ニ限ル)ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノーニ該当スルニ因四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(後期高齢者医療ノ被保険者等タ

五 第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ百五

項第三号又ハ第四号ノ規定ニ拘ラズ後期高齢者医療ノ被保険者等タ

⑥ 前

ルモノトス但シ其ノ月ニ於テ再ビ後期高齢者医療ノ被保険者等ト為リ合ニ於テハ其ノ月分ノ一般保険料率ハ同項第一号又ハ第二号ニ該当スル被保険者ガ後期高齢者医療ノ被保険者等ニ該当セザルニ至リタル場

タル場合其ノ他政令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

⑦社会保険庁長官ハ療養ノ給付、 葬祭料、 保険外併用療養費、 家族訪問看護療養費、 傷病手当金、 家族葬祭料、 出産育児一時金、 療養費、 家族移送費、 第二十七条、 入院時食事療養費、 訪問看護療養費、 ブ四 出産手当金、 高額療養費 ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費 移送費、 家族出産育児一時金 入院時生活療養費 高額介護合算療養 家族療養費

用

前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等ノ額ガ保険料ノ額ノ中

テハ千分ノ九十九二災害保険料率ヲ加ヘタル率ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付

第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ百五

三

⑥社会保険庁長官ハ療養ノ給付、 育児一時金、 退職者給付拠出金ノ額ガ保険料ノ額ノ中厚生労働省令ヲ以テ定ムル額 第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用、 保険外併用療養費、療養費、 家族訪問看護療養費、 出産手当金、 家族移送費、 家族出産育児一時金、 入院時食事療養費、 訪問看護療養費、移送費、 高額療養費、 葬祭料、 入院時生活療養費 老人保健拠出金及 傷病手当金、 家族葬祭料 家族療養費 出産

スコトヲ得ルトキハ厚生労働大臣ニ対シ前項ノ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為満タザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満タザルコト明トナリタ厚生労働省令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ

⑧ (略)

ヲ補フ必要アル場合ニ於テハ第七項ノ申出ヲ為スコトヲ得 (②前項ニ規定スル場合ノ外前期高齢者納付金等若ハ後期高齢者支援金等)

シタル率ノ範囲内ニ於テ同項ノ一般保険料率ヲ変更スルコトヲ得トキハ社会保障審議会ノ議ヲ経テ第五項ニ掲グル率ニ千分ノ四ヲ増減⑩厚生労働大臣ハ第七項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムル

① ② (略)

ジタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ国会ニ報告スベシ ③政府ハ厚生労働大臣ガ第十項及前項ノ規定ニ依リ一般保険料率ヲ変更

④特定保険料率 規定 ム 額 度ニ於ケル 額及後期高齢者支援金等ノ 、見込額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ基準トシテ社会保険庁長官之ヲ定 玉 二依 庫補助額ヲ控除シタル ル前期高齢者交付金アル場合ハ之ヲ控除シタル額 被保険者 ハ各年度ニ於テ政府ガ納付スベキ前期高齢者納付 ノ標準報酬月額 額 額 ノ合算額ヨリ前条ノ (高齢者の 総額及標準賞与額 医療の 規定ニ依ル 確保に関する法律 ノ総額 其ノ ヲ当該年 金等 額二

トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム ⑤基本保険料率ハー般保険料率ヨリ特定保険料率ヲ控除シタル率ヲ基準

ヲ使用スル船舶所有者ハ保険料額ノ中被保険者ノ負担スル額ヲ除キタ第六十条(被保険者ハ保険料額ノ中左ノ区別ニ依ル額ヲ負担シ被保険者

前項ノ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得ヲ超エ若ハ之ニ満タザルコト明トナリタルトキハ厚生労働大臣ニ対シ及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満タザルトキ又ハ其ノ合算額

⑦ (略)

必要アル場合ニ於テハ第六項ノ申出ヲ為スコトヲ得ニ伴ヒ其ノ納付ニ必要アル場合又ハ一般保険料額ノ総額ノ減少ヲ補フ⑧前項ニ規定スル場合ノ外老人保健拠出金若ハ退職者給付拠出金ノ増加

- シタル率ノ範囲内ニ於テ同項ノ一般保険料率ヲ変更スルコトヲ得・シタル率ノ範囲内ニ於テ同項ノ一般保険料率ヲ変更スルコトヲ得減・キハ社会保障審議会ノ議ヲ経テ第五項ニ掲グル率ニ千分ノ四ヲ増減・◎厚生労働大臣ハ第六項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムル

① ① ① (略)

ジタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ国会ニ報告スベシ 図政府ハ厚生労働大臣ガ第九項及前項ノ規定ニ依リ一般保険料率ヲ変更

ヲ使用スル船舶所有者ハ保険料額ノ中被保険者ノ負担スル額ヲ除キタ第六十条が保険者ハ保険料額ノ中左ノ区別ニ依ル額ヲ負担シ被保険者

額ヲ負担ス

準賞与額ニ夫々千分ノ五十四・五 タ 増 業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標 ノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失 、規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ 相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者 減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率) 、額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一 (第五十九条第十項又ハ (介護保険第1 一号被保険者タル ヲ乗ジテ得 第十一 項 七

ヲ乗ジテ得タル額ト 報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノーニ相当スル率 準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五 失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標 ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額ト標準 ノニ限ル) 第十七条 般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノーニ該当スルニ因リ ノ規定ニ依ル被保険者 ノ合算額 (第五十九条第十項ノ規定ニ依リ (介護保険第二号被保険者タル 率 七

険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分 三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受 高齢者医療 ノーニ相当スル率ヲ増減シタル率) (五十四・五 、ルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者 **ノ被保険者等タル被保険者以外ノモノニ限ル)ニシテ第** (第五十九条第十項又ハ第十二項ノ規定ニ依リ (介護保険第二号被保険者及後期 ヲ乗ジテ得タル 一般保

兀 高齢者医療 第十七条 ノ被保険者等タル被保険者以外ノモノニ限ル)ニシテ第 規 定 依 ル被保険者 (介護保険第二号被保険者及後期

額ヲ負担ス

ニ相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算 増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率) 準賞与額ニ夫々千分ノ五十四・ 業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標 ノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失 ル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一 、規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者 五. (第五十九条第九項又ハ (介護保険第) 額 一号被保険 ヲ乗ジテ得 含者タル 項 モ

タ

ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額 準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五 報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノーニ相当スル 失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標 ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額ト標進 ノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノーニ該当スルニ 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者 般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ (介護保険第二号被保険者タル (第五十九条第九項 増減シタル ノ規定ニ依り 因リ モ

当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノーニ相当スル率ヲ増減シタル 項又ハ第十 準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十四・五 セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標 保険者以外 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者 ヲ乗ジテ得タル 一項ノ規定ニ依リー ノモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当 般保険料率ガ変更セラレタルトキ (介護保険第二号被保険者タル (第五十九条第九

保険者以外ノモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノーニ 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者 (介護保険第 一号被保険者タル 被

兀

ル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノーニ相当スノ四十五・五(第五十九条第十項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分三十三条ノ三第二項各号ノーニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ

及標準賞与額ニ夫々千分ノ九 リ失業等給付 般保険料率ガ変更セラレタルトキ 一分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率) てモノニ 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者 一限ル) ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ ニシテ第三十三条ノ三第 (第五十九条第十二項 ハ当該変更ニ依リ増減シタル率 (後期高齢者医療 ヲ乗ジテ得タル |項各号ニ該当セザル ノ規定ニ依リー ノ被保険者等タ 標準報酬 月額 ニ 因

ノ全額ヲ負担ス③第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ保険料額

下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス第六十七条第九条ノ四ノ規定ニ違反シテ秘密ヲ漏ラシタル者ハ一年以

附則

得タル額
リ増減シタル率ノ二分ノーニ相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五(第五十九条第九該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標

全額ヲ負担ス②第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ保険料額ノ

附

則

第六十七条

削除

⑩社会保険庁長官 費 第二十七条ノ四 療養ノ給付 出産手当金 療養費、 ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用ノ総額カラ之等ノ年度 昭和五十 育児手当金 家族療養費 年度乃至昭和五十四年度ニ於テ支出シタ 配偶者分娩費、 高額療養費 葬祭料、 傷病手当金、 家族葬祭料及 分娩

②国民健 項中 康保険法附則第十条第 依ル後期高齢者支援金等 金等 徴収スル間第五十八条第四項中 金卜称ス)」 十九号) ĺ 退職者給付拠出金」 トアル 規定ニ依リ社会保険診療報酬支払基金法 (以下後期高齢者支援金等ト称ス)」トアルハ「、 若 康保険法 ニ依ル社会保険診療報酬支払基金ガ同項ニ規定スル拠出金ヲ 後期高齢者支援金等」 後期高齢者支援金等ノ 卜第五十九条第一項及第七項中 後期高齢者支援金等及退職者給付拠出金」 (昭和三 ト同条第十四項中 一十三年法律第百九 項ノ規定ニ依ル拠出金 (以下後期高齢者支援金等ト称ス) 「及同法 ,額及退職者給付拠出金<u></u> トアル ノ規定ニ依ル後期高齢者支援 「及後期高齢者支援金等」 十 (昭和) 「及後期高齢者支援金等 号) 後期高齢者支援金等若 (以下退職者給付拠出 一十三年法律第百1 附則第十条第 同法ノ規定ニ トス ト同条第九 及国民健 項

③高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条ニ規定スル政令ヲ以テ定

助ノ 項ノ規定ニ拘ラズ厚生労働大臣ニ対シ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ 為保険料ヲ徴収スル必要アリト認ムルトキハ第五十九条第七項及第八 為スコトヲ得 ニ於テ徴収シタル保険料額ノ中厚生労働省令ヲ以テ定ムル額ト国庫補 額ト ノ合算額 、総額ヲ控除シテ得タル額ニ相当スル費用ニ 一充ツル

②前項 条第 スルコトヲ得 ハ社会保障審議会ノ議ヲ経テ第五十九条第九項ニ 、範囲内ニ於テ同条第五項第 ノ規定ニ依リ 項ノ規定ニ依ル被保険者ノ負担ス 般保険料率ガ変更セラレタル場合ニ於ケル第六十 一号乃至第三号ノ一般保険料率ヲ変更 保険料額ニ付テハ 一定ムル 一同条第 般保険料 ハルト

@厚生労働大臣

ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ム

項中 九項_ 「第五十九条第九項」トアルハ「第五十九条第九項又ハ附則第十 ト読替フルモノトス

及」トス アル ル同条第十四項中 金等及」 レタル第五十九条第一 ムル日迄ノ間前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第五十八条第四項中「 (以下病床転換支援金等ト称ス) トアルハー、 ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第九項中 病床転換支援金等若ハ」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタ 同法附則第七条第 「ノ額及」トアルハ「ノ額、 項及第七項中 及」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラ 及 項ノ規定ニ依ル病床転換支援金 トアル 病床転換支援金等ノ額 病床転換支援 「若ハ」

25 \(\)
27

24 5 26

略)

(略)

0 船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号) (平成二十四年四月施行)

(傍線の部分は改正部分)

(第二十条関係)

② (6) ② (6) ⑦健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及 第二十八条ノ七 第二十八条 給ニ関シ之ヲ準用ス 又ハ診療所ニ就キ受ケタル食事療養及之ニ伴フ入院時食事療養費ノ支 第七十八条並ニ本法第二十八条第四項、第二十八条ノ二、第二十八条 四第三項及前条第 (略) (略) 略 略 一項ノ規定ハ第二十八条第五項各号ニ掲グル病院 改 正 案 ② (6) ⑦健康保険法第六十四条、 ② (6) 第二十八条 第二十八条ノ七 ⑦ 第 険法 関スルモノ及厚生労働大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク) 五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル食事療養及之ニ伴フ 療養病床等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ 入院時食事療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス 第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、 一十八条ノ四第三項並ニ第二十八条ノ六第一項ノ規定ハ第二十八条第 指定介護療養施設サービスヲ行フ同法第八条第一 疾病 定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル) 発シタル疾病 項第一号乃至第五号ノ給付 雇入契約存続中ノ職務外ノ 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル (平成九年法律第百二十三号) (略) (略) 略 (当該疾病又ハ 略 現 第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及 負傷 、事由ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ (給付ノ中左ニ 第四十八条第 二付船員法第八十九条第一 行 一掲グル 第二十八条ノ二、第 一十六項ニ規定スル 項第三号ニ 疾病又 ハ負傷ニ ハ介護保 一項ニ規 一規定ス

第二十八条ノ八(略)

2 • 3

養及之ニ伴フ入院時生活療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス 第二十八条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル生活療 第二十八条並ニ本法第二十八条第四項、第二十八条ノニ、第二十八条 第二十八条が 第二十八条 第四項乃至第六項及

第二十九条 (略)

②·③ (略)

⑤ (略)

第三十一条ノニ(略)

②~⑤ (略)

給及被扶養者ノ療養ニ関シ之ヲ準用ス第六項、第二十九条ノニ並ニ第二十九条ノ三ノ規定ハ家族療養費ノ支四第三項、第二十八条ノ五、第二十八条ノ六第一項、第二十八条ノ七の第二十八条第一項、第二項及第五項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ

(略)

 $\overline{(7)}$

略

第二十八条ノ八 (略)

② •

タル生活療養及之ニ伴フ入院時生活療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス項ノ規定ハ第二十八条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケニ十八条ノ四第三項、第二十八条ノ六第一項並ニ前条第四項乃至第六二十八条がニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノニ、第金健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及

第二十九条 (略)

②·③ (略)

療養並ニ之等ニ伴フ保険外併用療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス項乃至第六項ノ規定ハ保険医療機関等ニ就キ受ケタル評価療養及選定ニ十八条ノ四第三項、第二十八条ノ六第一項並ニ第二十八条ノ七第四二十八条がニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノニ、第の健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及

⑤ (略)

第三十一条ノニ(略)

②~⑤ (略)

養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ之ヲ準用ス(⑥第二十八条ノ四第三項、第二十九条ノニ並ニ第二十九条ノニノ規定ハ家族療十八条ノ四第三項、第二十八条ノ五、第二十八条ノ六第一項、第二十八条デー項、第二項、第五項及第七項、第二十八条ノニ、第二

443

第三十一条 ビス 療養若 規定スル 介護サー ル指定施設サー 第八条第 又ハ家族移送費ヲ支給ス キ当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養又ハ移送ヲ受ケ 護予防サービス費ニ ス費ニ係ル指定介護予防サービス ル施設サービスヲ謂ヒ療養 ルモノニ限ル)、 法第四十 之ニ相当スル給付 ケサー ・ビス費ニ係ル指定施設サービス等 定介護予防サービスヲ謂ヒ療養ニ トキ (此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル)、 ノ規定 ビスノ中療養ニ相当スルモ (介護予防サービスヲ謂フ) 家族 ビス費ニ係ル施設サービス ノ 五 条第一 被保険者タリシ 項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ) 三依 訪問 ビス等ヲ謂 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際家族療養費ニ係 特例居宅介護サービス費ニ係ル居宅サービス 項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂ヒ療養ニ相当ス ル居宅介護サービス費ニ係ル指定居宅サービス 看護療養費ニ係ル療養若ハ老人保健法ノ 係ル介護予防サービス 係ル療養又ハ介護保険法 者 ニ相当スルモノニ限ル)、介護予防サービ ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)、特例施設 対シ ノニ限ル) (同法第五十三条第一項ニ規定スル 家族療養費、 若ハ之ニ相当スルサービス 相当スルモノニ限ル) (同法第八条第二十三項ニ規定ス (同法第四十八条第一項ニ規定ス (同法第八条ノ二第 ヲ受クル被扶養者ガ引続 (平成九年法律第百 若ハ之ニ相当スルサー 家族訪問看護療養費 /規定ニ 若ハ特例介 施設介護サ 一項ニ (同法 (此等 依リ (同 $\frac{-}{+}$ ル

第三十一条ノ五 養二 ビス 当スルモノニ限ル)、 ス 等 防サービス 之ニ相当スル給付ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サ 対シ家族療養費、 発シタル疾病ニ付療養又ハ移送ヲ受ケタルトキハ被保険者タリシ モノニ限ル) ス 養ニ相当スルモノニ限ル)、 サービス費ニ係ル居宅サービス 指定居宅サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)、 療養若ハ家族訪問看護療養費ニ係ル 相当スルモノニ限ル)、 -ビスヲ謂フ) -ビス費ニ係ル指定居宅サービス (同法第五十三条第 若ハ之ニ相当スルサービス 相当スルモノニ限ル) (同法第八条第二十三項ニ規定スル施設サー (同法第四十八条第一項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂ヒ (同法第八条ノ二第一項ニ規定スル介護予防サービスヲ謂 ヲ受クル被扶養者ガ引続キ当該疾病又ハ負傷及之ニ 若ハ之ニ相当スルサービス 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際家族療養費ニ 家族訪問看護療養費又ハ家族移送費ヲ支給ス 介護予防サービス費ニ係ル指定介護予防 一項ニ規定スル 若ハ特例介護予 施設介護サービス費ニ 特例施設介護サービス費ニ係ル (此等ノサービスノ中療養ニ相当ス (同法第八条第一項ニ規定スル居宅サ (同法第四十 療養若ハ老人保健法 指定介護予防サービスヲ謂 防サービス費ニ (此等ノサービスノ中療養 条第 ・ビスヲ謂ヒ 係ル指定施設サー 特例居宅介護 項ニ規定スル /規定ニ 係ル 療養ニ 施設 介護予 サ 一依リ 係 大 サ Ľ ル 痻 Ė 相

②·③ (略

2

略

444

0 社会保険医療協議会法 (昭和二十五年法律第四十七号) (平成十八年十月施行

(第二十一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

(所掌事務)

改

正

案

に、文書をもつて建議することができる。 に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣 に常二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問 第1

十八条ノ四第二項の規定による定めに関する事項規定による定め及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二五条の二第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の一、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定

一 (略)

労働省令、 に関する部分に限る。 十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第 による厚生労働省令、 法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令 -項の規定による厚生労働省令に関する事項 《同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。 健康保険法第六十三条第一 同法第九十二条第二項の規定による基準 国民健康保険法 同法第二十九条ノ四第十項の規定による厚生 船員保険法第二十八条ノ二第二項の規定 (昭和三十三年法律第百九十二号) 項 第三 一号及び第四号の規定による定め (指定訪問看護の取扱い 第四 同

(所掌事務)

現

行

に、文書をもつて建議することができる。に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問

項律第七十三号)第二十八条ノ四第二項の規定による定めに関する事件第七十三号)第二十八条ノ四第二項の規定による定めに関する事による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十年法律第七十号)第七十六条第二項の規定

一 (略)

六条第 診療所の要件を定める厚生労働省令、 に関する事項 保険法第二十八条ノ二第二項の規定による厚生労働省令、 による基準 働省令並びに同法第五十四条の 和三十三年法律第百九十二号) 十九条ノ四第十項の規定による厚生労働省令、 項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、 健康保険法第六十三条第二項の規定による定め、 項第 (指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。 一号の規定による高度の 第四十条第二項の規定による厚生労 二第十項の規定による厚生労働省令 医療を提供する病院若しくは 同法第九十二条第二 国民健康保険法 同法第七十条第 同法第八十 一項の規定 同法第二 船員

働大臣に、文書をもつて建議することができる。 の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣2 地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し

つて建議することができる。
し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもし、及び文書をもつて答申するほか、厚生労働大臣の諮問に応じて審議険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議の薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議の表記の取消し並びに保険医及び保

446

0 社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)(平成十九年三月施行)

(傍線の部分は改正部分)

(第二十二条関係)

の第三条第一項第一号及び第二号に掲げる委員は、その協議の結果を他の中央協議会の運営に関する事項について協議を行い、中央協議会第八条 中央協議会の公益を代表する委員は、会議の日程及び議題その	5~9 (略)	療に要する費用を支払う者の立場を適切に代表し得ると認められる者2・3(略) 三 公益を代表する委員 六人	二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員 七人	事業主及び船舶所有者を代表する委員 七人 一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、人をもつて組織する。 年央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十(組織)	改正案
	5~9 (略)	ものとする。 4 第一項第一号及び第二号の委員の任命は、各関係団体の推薦による 2・3 (略) 三 公益を代表する委員 四人	二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員 八人	事業主及び船舶所有者を代表する委員 八人 一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、人をもつて組織する。 (組織)	現行

尊重するものとする。

2 中央協議会が、第二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る

(雑則)

| は地方協議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。 | 第九条 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又

(雑則)

厚生労働省令で定める基準に従い地方協議会が定める。 は地方協議会の運営に関し必要な事項は、それぞれ、中央協議会又は第八条 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又

◎ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)(平成十八年十月施行

(第二十三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

(指定居宅サービス事業者の特例) 改 正

案

定による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき(同法第六十第七十一条 病院等について、健康保険法第六十三条第三項第一号の規 第(指定居宅サービス事業者の特例)

指導その他厚生労働省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局により行われる居宅サービス(病院又は診療所にあっては居宅療養管理)は、その指定の時に、当該病院等の開設者について、当該病院等に九条の規定により同号の指定があったものとみなされたときを含む。

あ

っては居宅療養管理指導に限る。

に係る第四十一条第一項本文の

より第四十一条第一項本文の指定を取り消されているときは、この限時前に第七十七条第一項若しくは第百十五条の二十九第六項の規定に働省令で定めるところにより別段の申出をしたとき、又はその指定の指定があったものとみなす。ただし、当該病院等の開設者が、厚生労

しがあったときは、その効力を失う。 保険法第八十条の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定の取消四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院等について、健康2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第

2

きは、

この限りでない。

指定居宅サービス事業者の特例

現

行

第七十一条 り、 が、 な。 宅療養管理指導その他厚生労働省令で定める種類の居宅サービスに その指定等の時前に第七十七条第一項若しくは第百十五条の二十九第 該病院等により行われる居宅サービス(病院又は診療所にあっては居 六項の規定により第四十 1 医 六十九条の規定により同号の指定があったものとみなされたときを含 定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定があったとき 項本文の指定があったものとみなす。 て |療機関の承認があったときは、 厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたとき、 薬局にあっては居宅療養管理指導に限る。 「指定等」 又は同法第八十六条第 病院等について、 という。 条第一 の時に、 健康保険法第六十三条第三項第 その指定又は承認 項本文の指定を取り消されていると 項 当該病院等の開設者につい 第 ただし、 号の規定による特定承認保険 に係る第四十 当該病院等の開設者 (以下この (同法第 頃に 号の て、 一条第 又は 当 限

規定による特定承認保険医療機関の承認の取消しがあったときは、そ取消し又は同法第八十六条第十二項において準用する同法第八十条の保険法第八十条の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定の四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院等について、健康前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第

◎ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)(平成二十年四月施行)

(傍線の部分は改正部分)

(第二十四条関係)

6 5 $\frac{2}{4}$ 第十二条 目次 第四章 限る。 届出があったものとみなす。 出に係る書面に同法第二十八条の三の規定による付記がされたときに 附則 第五章~第十四章 二十四条まで又は第二十五条の規定による届出があったとき(当該届 (届出等) 第四節 第三節 第五節 第 住民基本台帳法 略 章~第三章 一節・第二節 (略) は、 保険給付 (略) 第六節 予防給付 介護給付 その届出と同 (昭和四十二年法律第八十一号) 第二十二条から第 略 (第五十二条-略 略 (第四十条 (略) 改 の事由に基づく第一項本文の規定による 第五十 正 ―第六十一条の四 条の四 案 5 6 目次 2 \ \ 4 第十二条 限る。 二十四条まで又は第二十五条の規定による届出があったとき(当該届 附則 第四章 第 第五章~第十四章 届出があったものとみなす。 出に係る書面に同法第二十八条の二の規定による付記がされたときに (届出等) 第五節 住民基本台帳法 第四節 第三節 第一節・第二節 略 章~第三章) は、 (略) 保険給付 (略) 第六節 予防給付 介護給付 その届出と同 (昭和四十二年法律第八十一号) 略 (第五十二条-(第四十条 (略) (略) 略 現 の事由に基づく第一項本文の規定による 第五十 -第六十一条の三) 条の三 行 第二十二条から第

第二十二条 (略) (不正利得の徴収等)

2 (略)

3 等に対し、 四項の規定による支払を受けたときは、 第四項、 の行為により第四十一条第六項、 おいて「指定居宅サービス事業者等」という。)が、偽りその他不正 第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者(以下この項に 条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は 第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、 四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、 第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、 市町村は、 第五十四条の二第六項、 第四十八条第四項、 その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額 第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者 第五十一条の三第四項、 第五十八条第四項又は第六十一条の三第 第四十二条の二第六項、 当該指定居宅サービス事業者 第五十三条第四 介護保険施設、 第四十六条 第五十四 第 3

第三節 介護給付

に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる

(介護給付の種類)

第四十条 介護給付は、次に掲げる保険給付とする。

一~十一 (略)

十一の二 高額医療合算介護サービス費の支給

十二・十三(略)

(高額介護サービス費の支給)

、一十十八八子(不正利得の徴収等)

第二十二条 (略)

2 (略)

項、 等に対し、 四項の規定による支払を受けたときは、 第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者(以下この項に 四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、 第四項、第四十八条第四項、 の行為により第四十一条第六項、 おいて「指定居宅サービス事業者等」という。)が、 条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は 第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、 第四十二条の二第一 に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる 市町村は、 第五十四条の二第六項、 その支払った額につき返還させるほか、 第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者 項に規定する指定地域密着型サービス事業者、 第五十一条の二第四項、 第五十八条第四項又は第六十 第四十二条の二第六項、 当該指定居宅サービス事 その返還させる額 第五十三条第四 偽りその他不正 介護保険施設 第四十六条 条の二第 第五十四

第三節 介護給付

(介護給付の種類)

第四十条 介護給付は、次に掲げる保険給付とする。

----(略)

十二・十三(略)

(高額介護サービス費の支給)

第五十一条 きは、当該要介護被保険者に対し、 例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額 ビス費、 居宅介護サービス費、 令で定めるところにより算定した額から、 サービスを含む。)又は施設サービスに要した費用の合計額として政 相当するサービスを含む。)、 介護サー 特例地域密着型介護サービス費、 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス(これに ビス利用者負担額」 特例居宅介護サービス費、 地域密着型サービス(これに相当する という。 高額介護サービス費を支給する。 施設介護サービス費及び特 当該費用につき支給された が、 著しく高額であると 地域密着型介護サー (次条第 一項におい

2 略

(高額医療合算介護サービス費の支給)

第五十 準用する。 る額として政令で定める額の合計額が 額を控除して得た額) 当該支給額に相当する額を控除して得た額) 額 該要介護被保険者に対し、 に関する法律 に係る健康保険法第百十五条第 前条第一 高額療養費が支給される場合にあっては、 前 条の二 条第 項 の規定は 項 (昭和五十七年法律第八十号) \mathcal{O} 市町村は、 高額介護サー その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保 高額医療合算介護サービス費の支給について 高額医療合算介護サービス費を支給する。 要介護被保険者の介護サービス利用者負担 ビス費が支給される場合にあ 項に規定する一 著しく高額 及び当該要介護被保険者 に規定するこれに相当す 当該支給額に相当する 部負担金等の あるときは、 っては、 額

(特定入所者介護サービス費の支給)

2

第五十一条の三 略

> 第五十一条 る。 例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額が、 ビス費、 るときは、 居宅介護サービス費、 令で定めるところにより算定した額から、 サービスを含む。)又は施設サービスに要した費用の合計額として政 相当するサービスを含む。)、 特例地域密着型介護サービス費、 当該要介護被保険者に対し、 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス(これに 特例居宅介護サービス費、 地域密着型サービス(これに相当する 高額介護サービス費を支給す 当該費用につき支給された 施設介護サービス費及び特 地域密着型介護サー 著しく高額であ

2 略

第五十一条の一 (特定入所者介護サー (略 ビス費の支給

(特例特定入所者介護サービス費の支給

第五十 一条の四 (略

(予防給付の種類

第五十二条 (略) 予防給付は、 次に掲げる保険給付とする。

高額医療合算介護予防サー ビス費の支給

(略

(高額介護予防サービス費の支給

第六十一条 という。) 防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除 た介護予防サービス費、 政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給され ス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用の合計額として して得た額(次条第一項において「介護予防サービス利用者負担額 (これに相当するサービスを含む。) 又は地域密着型介護予防サービ 高額介護予防サービス費を支給する。 「が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に 市町村は、 居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス 特例介護予防サービス費、 地域密着型介護予

2 (略

〈高額医療合算介護予防サー ビス 費の支給

第六十一条の二 用者負担額 にあっては 前 当該支給額に相当する額を控除して得た額) 条第 市町村は 項 居宅要支援被保険者の介護予防サービス利 高額介護予防サービス費が支給される場合 及び当該居

> 第五十一条の三 (特例特定入所者介護サービス費の支給) (略)

(予防給付の種類)

第五十二条 予防給付は、 次に掲げる保険給付とする。

一 九 (略)

+ + -(略

(高額介護予防サービス費の支給)

第六十一条 対し、 防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除 政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給され して得た額が、著しく高額であるときは、 た介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、 ス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用の合計額として (これに相当するサービスを含む。) 又は地域密着型介護予防サービ 高額介護予防サービス費を支給する 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス 当該居宅要支援被保険者に 地域密着型介護予

2 略

454

被保険者に対し 令で定める額の 負担金等 宅要支援被保険者に係る健康保険法第百十五条第 齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政 支給額に相当する額を控除して得た額 条第 一項の規 額 (同項の 合計額が 定は 高額医療合算介護予防サービス費を支給する。 高額療養費が支給される場合にあ 高額医療合算介護予防サー 著しく高額であるときは、 その他の医療保険各法又は高 ビス費の支給につ 項に規定する 当該居宅要支援 っては、 部

2 いて準用する。

(特定入所者介護予防サービス費の支給

第六十

(特例特定入所者介護予防サービス費の支給

第六十一条の四

(保険料滞納者に係る支払方法の変更)

第六十六条 保険者証 厚生労働省令で定めるところにより、 き災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、 間に当該保険料を納付しない場合においては、 当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。)が、 年法律第百十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令 介護被保険者等 十二条の二第六項、 の提出を求め、 市町村は、 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六 第四十六条第四項、 保険料を滞納している第一号被保険者である要 当該被保険者証に、 当該要介護被保険者等に対し被 第四十八条第四項、 第四十一条第六項、 当該保険料の滞納につ 第五十一 第四

(特定入所者介護予防サービス費の支給)

第六十一条の二

(特例特定入所者介護予防サービス費の支給)

第六十一条の三

(保険料滞納者に係る支払方法の変更)

第六十六条 間に当該保険料を納付しない場合においては、 当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの 厚生労働省令で定めるところにより、 で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。)が、 年法律第百十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令 十二条の二第六項、 保険者証の提出を求め、 き災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、 介護被保険者等(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六 市町村は、 第四十六条第四項、 保険料を滞納している第一 当該被保険者証に、 当該要介護被保険者等に対し被 第四十八条第四項、 第四十一条第六項、 当該保険料の滞納につ 号被保険者である要 第五 第四

をするものとする。下この条及び次条第三項において「支払方法変更の記載」という。)条第四項及び第六十一条の三第四項の規定を適用しない旨の記載(以条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八

2·3 (略)

4 四項、 項の規定は ついては、 防サービス計画費の支給及び特定入所者介護予防サービス費の支給に 防サービス費の支給 設介護サービス費の支給、 域密着型介護サービス費の支給、 サービス及び指定介護予防支援に係る居宅介護サービス費の支給 定施設サービス等、 指定居宅サービス、 被保険者等が、 第五十四条の二第六項 第 項又は第二項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護 第四十八条第四項、 第四十一条第六項、 適用 当該支払方法の変更の記載がなされている間に受けた しない。 指定介護予防サービス、 指定地域密着型サービス、 地域密着型介護予防サービス費の支給、 特定入所者介護サービス費の支給、 第 第五十八条第四項及び第六十 五十 第四十二条の二第六項、 居宅介護サービス計画費の支給、 条の三第四項、 指定地域密着型介護予防 指定居宅介護支援、 第五十三条第四項 第四十六条第 一条の三第四 介護予 介護予 指 施 地 4

付の一時差止) (医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給

税を含む。)又は掛金であってその納期限又は払込期限までに納付し税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険り当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところによ第六十八条 市町村は、保険給付を受けることができる第二号被保険者

をするものとする。下この条及び次条第三項において「支払方法変更の記載」という。)下この条及び次条第三項において「支払方法変更の記載」という。)条第四項及び第六十一条の二第四項の規定を適用しない旨の記載(以条の二第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八

2 · 3 (略)

項の規定は適用しない。 兀 防サービス計画費の支給及び特定入所者介護予防サービス費の支給に 設介護サービス費の支給、 域密着型介護サービス費の支給、 定施設サービス等、 指定居宅サービス、 被保険者等が、 ついては、 防サービス費の支給、 サービス及び指定介護予防支援に係る居宅介護サービス費の支給、 項、 第一 第五十四条の一 項又は第二項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護 第四十八条第四項、 第四十一条第六項、 当該支払方法の変更の記載がなされている間に受けた 一第六項 指定介護予防サービス、 指定地域密着型サービス、 地域密着型介護予防サービス費の支給、 特定入所者介護サービス費の支給、 第五十 第五十八条第四項及び第六十 第四十二条の二第六項、 居宅介護サービス計画費の支給、 条の 一第四項、 指定地域密着型介護予 指定居宅介護支援、 第五十三条第四 第四十六条第 条の 介護予 介護予 一第四 項 施 地 防

付の一時差止) (医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給

第六十八条 税法 り当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料 税を含む。 である要介護被保険者等につい (昭和 市町村は、 又は掛金であってその納期限又は払込期限までに納付 一十五年法律第二 保険給付を受けることができる第二号被保険者 一百二十六号) て、 医療保険各法の定めるところによ 0) 規定による国民健康保険 (地方

険者証 第四項 いう。 の三第四項 生労働省令で定めるところにより、 なかったもの 災害その他 「保険給付差止の記載」という。)をすることができる。 一条の二第六項、 全部又は 及び第六 の提出を求め、 がある場合にお の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、 第五十三条第四項、 (以下この項及び次項において「未納医療保険料等」 部の支払を差し止める旨の記載 + 第四十六条第四項、 条の三 当該被保険者証に、 いては、 |第四項の規定を適用しない旨並びに保険給 未納医療保険料等があることにつき 第五十四条の二第六項、 当該要介護被保険者等に対し被保 第四十八条第四項、 第四十一条第六項、 (以下この条にお 第五十八条 第五十 第四十 一条 と 厚 7

2 5 略

第六十 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例 九条 市 町村 は、 要介護認定、 要介護更新認定、 第二十九条第二

第三十三条の二第二項において準用する第三十二条第六項若しくは第 による要介護状態区分の変更の認定、 三十三条の三第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定 要支援認定、 要支援更新認定、 以下

において準用する場合を含む。)、 係る第二十七条第七項後段 滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をい 権消滅期間 この項において単に 項において準用する第二十七条第七項若しくは第三十条第一項の規定 るところにより、 定に係る第 以下この項において同じ。 (当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消 一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収 当該要介護被保険者等の被保険者証に、 「認定」という。)をした場合において、 (第二十八条第四項及び第二十九条第1 があるときは、 第三十条第一項後段若しくは第三 厚生労働省令で定め 当該認定に 当該認 互項 第六十九条 う。

う。

第四項及び第六十 険者証の提出を求め、 災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、 なかったもの 付の全部又は一 の二第四項、 生労働省令で定めるところにより、 いう。)がある場合においては、 「保険給付差止の記載」という。)をすることができる。 一条の二第六項、 第五十三条第四項、 (以下この項及び次項において「未納医療保険料等」 部の支払を差し止める旨の記載 第四十六条第四項、 条の一 当該被保険者証に、 |第四項の規定を適用しない旨並びに保険 第五十四条の二第六項、 未納医療保険料等があることにつ 当該要介護被保険者等に対し被保 第四十八条第四項、 第四十一 (以下この条にお 条第六項、 第五 第五十 **山**十八条 第四十 一条 لح 厚 き

2 5 略

この項において単に において準用する場合を含む。)、 係る第二十七条第七項後段 滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をい 権消滅期間 定に係る第 項において準用する第二十七条第七項若しくは第三十条第一項の規定 るところにより、 三十三条の三第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定 第三十三条の二第二項において準用する第三十二条第六項若しくは第 による要介護状態区分の変更の認定、 、保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例 以下この項において同じ。 市町村は、 一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収 (当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消 当該要介護被保険者等の被保険者証に、 「認定」という。)をした場合において、 要介護認定、 (第二十八条第四項及び第二十九条第二項 があるときは、 第三十条第一項後段若しくは第三 要介護更新認定、 要支援認定、 厚生労働省令で定め 要支援更新認定 第二十九条第 当該認定に 当該認 (以 下

は、 減額期間」という。 権消滅期間に応じて定める期間をいう。 がとられる期間 支給 給 規定による記載に併せて、 第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。 記 定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置 定入所者介護サービス費、 療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、 ス費の支給を除く。 介護サービス費の支給 支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、 の三第一項後段若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の 入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービ 十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段 | 支給| 高額医療合算介護サービス費 載」という。 この限りでない 特例居宅介護サービス計画費の支給、 て、 及び 高 額医 災害その 高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者 「療合算介護サー)

をするものとする。 (市町村が、 他 の記載 0 \mathcal{O} 政令で定める特別の事情があると認めるとき 額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費 特例特定入所者介護サービス費の支給、 介護給付等 特定入所者介護予防サービス費及び特例特 ・ビス 政令で定めるところにより、 (以下この条において「給付額減額等の 費の支給 高額介護予防サービス費及び高額医 ただし、 (居宅介護サービス計画費の支 以下この条におい 介護予防サービス計 高額介護予防サービス費 (第三十三条第四項及び 当該要介護被保険者等 高額介護サービス費の て 保険料徴収 第三十三条 「給付額 特例特 画費 特定 \mathcal{O}

2 · 3 (略)

、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス期間が経過するまでの間に受けた居宅サービス、地域密着型サービスが、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額4 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等

る期間 を除く。 限りでない いう。 給 間に応じて定める期間をいう。 護予防サ 予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給 支給及び高額介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービ 規定による記載に併せて、 第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。 介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとら 介護サービス費、 ス費の支給、 支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、 の三第一項後段若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の 十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段 という。 災害その他の政令で定める特別の 特例居宅介護サービス計画費の支給、)

をするものとする。 (市町村が、)の記載 0 ビス費並びに特定入所者介護サービス費、 額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費及び高額介 特例特定入所者介護サービス費の支給、 特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者 政令で定めるところにより、 (以下この条において「給付額減 介護給付等 ただし、 以下この条において 事 情があると認めるときは、 当該要介護被保険者等につい (居宅介護サービス計画 介護予防サー (第三十三条第四 高額介護サービス費の 保険料徴収 「給付額 の額等の 特例特定入所者 特定入所者介護 ・ビス計画 第三十三条 記載」と 減 権 画費の支 項 額 費 分び 滅 期 7 艒

2 · 3 (略)

4 期 が、 別間が 施設サービス、 第 当該記載を受けた日の .経過するまでの間に受けた居宅サービス、 項の規定により 介護予防サービス及び地域密着型介護予防サー 給 付額減額等の記載を受けた要介護被保険 属する月の翌月の 初日 から当該給付額減 地域密着型 ソービス -ビス

に要する費用については、 第六十一条の二第一項、 第五十一条の三第 項、 第六十 第五十 第五十一条第一 一条の三第 条の四第 項、 一項及び第六十 項、 第五十一条の二第 第六十一条第 一条の四 項 項

(市町村介護保険事業計画)

第

項の規定は、

適用しない。

第百十七条 (略)

2

3

(略)

する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならな4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定

5~8 (略)

(都道府県介護保険事業支援計画)

第百十八条 (略)

2 •

(略)

に規定する都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなけれ4 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第二十条の九第一項

5・6 (略)

ばならない。

(年金保険者の市町村に対する通知)

当該年の四月一日現在において当該年金保険者から老齢等年金給付の第百三十四条 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、

及び第六十一条の三第一項の規定は、適用しない。、第五十一条の三第一項、第六十一条第一項、第六十一条の二第一項に要する費用については、第五十一条第一項、第五十一条の二第一項

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 (略)

2·3 (略)

のとして作成されなければならない。
) 第四十六条の十八第一項に規定する市町村老人保健計画と一体のもする市町村老人福祉計画及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定

5~8 (略)

(都道府県介護保険事業支援計画

2·3 (略) 第百十八条 (略)

5・6 (略)

(年金保険者の市町村に対する通知)

当該年の四月一日現在において当該年金保険者から老齢等年金給付の第百三十四条 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、

一・二 (略)

2~6 (略)

人(以下「指定法人」という。)を経由して行うものとする。 民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び国知を保険者(社会保険庁長官に限る。)は、前各項の規定による通

- 8 官の同意を得て、 ら第六項までの規定による通知を行う場合においては、 並びに第百三十七条第二項において同じ。)を除く。) 職員共済組合連合会を含む。 長官を経由して行うことができる。 年金保険者 (社会保険庁長官及び地方公務員共済組合(全国市町村 当該年金保険者が行う当該通知の全部を社会保険庁 第十項、 第百三十六条第三項及び第六項 は、 社会保険庁長 第 一項か 7
- して行うものとする。 においては、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を経由 前項において、社会保険庁長官を経由して市町村に通知を行う場合
- 及び地方公務員共済組合連合会を経由して行うものとする。行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会、指定法人10地方公務員共済組合は、第一項から第六項までの規定による通知を
- 金保険者(第百三十六条において「特定年金保険者」という。)を公11 社会保険庁長官は、第八項の同意をしたときは、当該同意に係る年

9

除く。)の氏名、 項までにおいて同じ。 るときは、 規定によりその者が他の市町村が行う介護保険の第 同日現在において住所を有する市町村 支払を受けている者であって六十五歳以上のもの 当該他の市町村とする。 住所その他厚生労働省令で定める事項を、 に通知しなければならない。 次項 (第十三条第一項又は第二項の (第三号を除く。 (次に掲げるものを 一号被保険者であ から第六 その者が

-・二 (略)

2~6 (略)

うことができる。 当該年金保険者が行う当該通知の全部を社会保険庁長官を経由して行 でに第百三十七条第二項においては、社会保険庁長官の同意を得て、 でに第百三十七条第二項において同じ。)を除く。)は、前各項の規 職員共済組合連合会を含む。次項、第百三十六条第三項及び第六項並 年金保険者(社会保険庁長官及び地方公務員共済組合(全国市町村

- とする。 行う場合においては、地方公務員共済組合連合会を経由して行うもの行う場合においては、地方公務員共済組合連合会を経由して行うもの8 地方公務員共済組合は、第一項から第六項までの規定による通知を8
- 金保険者(第百三十六条において「特定年金保険者」という。)を公社会保険庁長官は、第七項の同意をしたときは、当該同意に係る年

示しなければならない

保険料の特別徴収)

第百三十五条 の方法によらないことができる。 収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、 被保険者が少ないことその他の特別の事情があることにより、 の方法によって徴収するものとする。 部 項及び第三項において同じ。 が著しく困難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。 情があることにより、 においては、 (厚生労働省令で定める場合にあっては、 当該通知に係る第 市町村は、 特別徴収の方法によって保険料を徴収すること 前条第)に対して課する当該年度の保険料の全 一号被保険者 項の規定による通知が行われた場合 ただし、 その一部) (災害その他の特別の事 当該通知に係る第 を、 特別徴収 特別徴収 特別徴 一号 次

2~6 (略)

(特別徴収額の通知等)

2·3 (略) 第百三十六条(略)

しなければならない。
は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日4第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(社会保険庁長官

庁長官を経由してしなければならない。までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日5 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(特定年金保険者

示しなければならない。

(保険料の特別徴収)

第百三十五条 Ľ, 情があることにより、 ものとする。 る場合にあっては、その一部) できる。 いと認められる市町村においては、 \mathcal{O} が著しく困難であると認めるものを除く。 においては、 他の特別の事情があることにより、)に対して課する当該年度の保険料の全部 ただし、 当該通知に係る第 市町村は、 当該通知に係る第 特別徴収の方法によって保険料を徴収すること 前条第 を、 号被保険者 項の規定による通知が 特別徴収の方法によって徴収する 特別徴収の方法によらないことが 特別徴収を行うことが適当でな 一号被保険者が少ないことそ 次項及び第三項において同 (災害その (厚生労働省令で定め 他の 行われた場合 別の事

2~6 (略)

(特別徴収額の通知等)

第百三十六条(略)

2·3 (略)

までにしなければならない。に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日4 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(社会保険庁長官

までに、社会保険庁長官を経由してしなければならない。に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日5第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(特定年金保険者

一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方組合に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十6 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(地方公務員共済

(特別徴収の方法によって徴収した保険料額

の納入の義務等)

公務員共済組合連合会を経由してしなければならない。

第百三十七条 (略)

2~5 (略)

通知について準用する。6 第百三十四条第七項から第十一項までの規定は、前項の規定による

7 (略)

(被保険者資格喪失等の場合の市町村の特別徴収義務者等に対する通

知

第百三十八条 (略)

2·3 (略)

4 第百三十四条第七項から第十一項までの規定は、前項の規定による

通知について準用する。

(連合会の業務)

に掲げる業務を行う。 第百七十六条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次

において準用する場合を含む。)の規定により市町村から委託を受五十四条の二第九項、第五十八条第七項及び第六十一条の三第八項第四十八条第七項、第五十一条の三第八項、第五十三条第七項、第一第四十一条第十項(第四十二条の二第九項、第四十六条第七項、

一日までに、地方公務員共済組合連合会を経由してしなければならな組合に係るものに限る。) は、当該年度の初日の属する年の七月三十6 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(地方公務員共済

(特別徴収の方法によって徴収した保険料額の納入の義務等)

第百三十七条 (略)

2~5 (略)

知について準用する。6 第百三十四条第七項から第九項までの規定は、前項の規定による通

7 (略)

(被保険者資格喪失等の場合の市町村の特別徴収義務者等に対する通

知

2 · 3 (略) 第百三十八条 (略

知について準用する。 4 第百三十四条第七項から第九項までの規定は、前項の規定による通

(連合会の業務)

に掲げる業務を行う。第百七十六条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次

において準用する場合を含む。)の規定により市町村から委託を受五十四条の二第九項、第五十八条第七項及び第六十一条の二第八項第四十八条第七項、第五十一条の二第八項、第五十三条第七項、第四十一条第十項(第四十二条の二第九項、第四十六条第七項、

2 二 (略)

(給付費審查委員会)

第百七十九条 第七項、 以下 給付費請求書の審査を行うため、 、項において準用する場合を含む。 第五十四条の二第九項、 「給付費審査委員会」という。)を置く。 第四十八条第七項 第四十一条第十項 第五十 第五十八条第七項及び第六十一条の三第 (第四十二条の二第九項、 連合会に、 一条の三第 の規定による委託を受けて介護 介護給付費審查委員会(八項、 第五十三条第七 第四十六条

第二百 四十六条第七項、 八項、 条の三第八項において準用する場合を含む。) 三条第七項、 若しくは連合会から第四十一条第十 若しくは保険審査会の委員、 査及び支払に関する事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又は 六項、 条第九項、 五条 第五十八条第六項若しくは第六十 第五十 認定審査会、 第四十二条の二第八項、 第五十四条の二第九項、 一条の三第七項 第四十八条第七項、 都道府県介護認定審査会、 保険審査会の専門調査員若しくは連合会 第五十三条第六項、 第四十六条第六項、 項 第五十八条第七項及び第六十一 第五十一条の三第八項、 (第四十二条の二第九項、 条の三第七項に規定する審 の規定により第四十一 第五十四条の二第 給付費審查委員会 第四十八条第 第五十 第

る審査及び支払

「おかっピス計画費及び特定入所者介護予防サービス費の請求に関すり、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービスけて行う居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介

二 (略)

2 (略)

į

給付費審查委員会

第百七十九条 項、 以下 給付費請求書の審査を行うため、 八項において準用する場合を含む。 第七項、 第五十四条の二第九項、 「給付費審査委員会」という。)を置く。 第四十八条第七項、 第四十一条第十項 第五十八条第七項及び第六十 第五十 (第四十二条の二第九項、 連合会に、 条の二 の規定による委託を受けて介護 一第八項、 介護給付費審查委員会 第五 第四十六条 一十三条第七 一条の二第

第二百五条 八項、 三条第七項、 四十六条第七項、 査及び支払に関する事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又は 六項、 若しくは連合会から第四十一条第十 条第九項、 条の二第八項において準用する場合を含む。 若しくは保険審査会の委員、 第五十八条第六項若しくは第六十 第五十 第四十二条の二第八項、 認定審査会、 第五十四条の二第九項、 一条の二第七項、 第四十八条第七項、 都道府県介護認定審査会、 保険審査会の専門調査員若しくは連合会 第五十三条第六項、 第四十六条第六項、 第五十八条第七項及び第六十 第五十一 項 (第四十二条の二第九項、 条の一 条の二 の規定により第四十 一第七項に規定する審 第五十四条の二第 給付費審查委員会 一第八項、 第四十八条第 第五十

したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。くは居宅サービス等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏ら定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支これらの職にあった者が、正当な理由なしに、職務上知り得た指定居

2 (略)

附則

(病床転換の円滑化への

配慮)

高齢者 る費用の適正化及び良質かつ効率的な介護サービスの確保の観点から 一滑に 入所定員の増加について適切に配慮するものとする。 条 厚生労働大臣 行われるよう \mathcal{O} 医療の 確保に関する法律附則第一 は 介護保険施設その他厚生労働省令で定める施設 基本指針を定めるに当たっては、 一条に規定する病床の 医 「療に要す 転換が

したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。くは居宅サービス等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏ら定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支にれらの職にあった者が、正当な理由なしに、職務上知り得た指定居

(略)

2

附則

0 (第二+五条関係)◎ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号) (平成二十年十月施行)

(傍線の部分は改正部分)

(医療保険各法の規定による保険料(地方税法の規定により徴収されて) (医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給等、)又はその被扶養者である場合には、社会保険庁長官。以下この条において同じ。)に対し、当該要介護被保険者等の加入する医療保険分。)又はその被扶養者である場合には、社会保険庁長官。以下この条において同じ。)に対し、当該要介護被保険者等の加入する医療保険分。)又はその被扶養者である場合には、社会保険庁長官。以下この条において同じ。)に対し、当該要介護被保険者等の加入する医療保険分とさは、当該要介護被保険者等の加入する医療保険分。)又はその被扶養者である場合には、社会保険庁長官。以下この条において同じ。)に対し、当該要介護被保険者等に係る医療保険分とされる保険料(地方税法の規定により徴収される保険料(地方税法の規定により徴収されて、)というにより、)に対し、当該要介護被保険者等に係る医療保険者をいるというに対し、当該要介護被保険者等に係る医療保険者をいるというにより、)に対し、当該要介護被保険者等に係る医療保険者等においるというにより、)に対し、当該要介護被保険者等に係る医療保険者等により、)というには、対し、)に対し、対し、対し、)に対し、対し、対し、)に対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	8 (略) (定義) (定義) 8 (略) 8 (略) 8 (略) 8 (略)	改正案
(医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給 (医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給 (医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給 (医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給 (医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給 (医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給 (医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給	8 (略) (定義) 8 (略) 8 (略) 8 (略) 8 (略) 8 (略) 8 (略)	現

介護被保険者等の加入する医療保険者に対し、情報の提供を求めるこで定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより、当該要	
	て定める事項にてして 厚生労働省会
	介護被保険者等の加入する医療保険者

0 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)(平成二十四年四月施行)

(第二十六条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現
目次	目次
第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設	第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設
第五節 介護保険施設	第五節 介護保険施設
第一款 指定介護老人福祉施設(第八十六条—第九十三条)	第一款 指定介護老人福祉施設(第八十六条—第九十三条)
第二款 介護老人保健施設(第九十四条—第百十五条)	第二款 介護老人保健施設 (第九十四条—第百六条)
	第三款 指定介護療養型医療施設(第百七条—第百十五条)
(定義)	(定義)
第八条 (略)	第八条 (略)
2~9 (略)	2~9 (略)
10 この法律において「短期入所療養介護」とは、居宅要介護者(その	10 この法律において「短期入所療養介護」とは、居宅要介護者(その
治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。)につい	治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。)につい
て、介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入	て、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労働省令で
所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機	定める施設に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の
能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことをいう。	下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世
	話を行うことをいう。
11 ~ 21 (略)	11~21 (略)
22 この法律において「介護保険施設」とは、第四十八条第一項第一号	22 この法律において「介護保険施設」とは、第四十八条第一項第一号
に規定する指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設をいう。	
	に規定する指定介護療養型医療施設をいう。

これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚人福祉施設又は介護老人保健施設に入所している要介護者について、び介護保健施設サービスをいい、「施設サービス計画」とは、介護老23 この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス及

生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。

24 · 25 (略

> 理を定めた計画をいう。 ② この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス、 2 この法律において「施設サービス」とは、介護権施設サービス、 2 この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス、 2 この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス、

24 • 25 (略)

26

う。 とは、 度につき厚生労働省令で定めるものに限る。 理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を 施設サー 療を行うことを目的ととする施設をいい 学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医 であって 症である要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものと 養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるも 法 して政令で定めるものをいう。 のとして政令で定めるもの又は療養病床以外の病院の この法律にお に対し (昭和二十三年法律第二百五号) 介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、 ビス計画に基づ 当該療養病床等に入院する要介護者 施設サービス計画に基づいて、 いて 「介護療養型医療施設」 行われる療養上の管理 以下同じ。 第七条第二項第四号に規定する療 「介護療養施設サービス」 療養上の管理 以下この項において同じ を有する病院又は診療所 は (その治療の 療養病床等 看護 病床のうち 看護、 必要の程 (医療

第八条の二 (略)

2 9

(略)

居宅要支援 10 この法律において「介護予防短期入所療養介護」とは、 居宅要支援 第八条の二 (略)

| 10 この法律において「介護予防短期入所療養介護」とは、| 2~9 (略)

468

及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことを期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設に者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。

11 18 (略)

いう。

(施設介護サービス費の支給

第四十八条 者が、 て厚生労働省令で定める費用を除く。 に要する費用、 被保険者に対し、 以下 でない。 ついて、 当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、 第三十七条第 「指定施設サービス等」という。)を受けたときは、 施設介護サービス費を支給する。 市町村は、 居住に要する費用その他の日常生活に要する費用とし 当該指定施設サービス等に要した費用 一項の規定による指定を受けている場合において 要介護被保険者が、 以下この条において同じ。 ただし、当該要介護被保険 次に掲げる施設サービス((食事の提供 当該要介護 この限り しに

「指定介護福祉施設サービス」という。)福祉施設」という。)により行われる介護福祉施設サービス(以下不祉施設の県知事が指定する介護老人福祉施設(以下「指定介護老人

二 介護保健施設サービス

上の支援を行うことをいう。管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活働省令で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、のにいて、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。

11 18 (略)

(施設介護サービス費の支給

第四十八条 者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合におい 被保険者に対し、 以下 でない。 に要する費用、 ついて、 て厚生労働省令で定める費用を除く。 当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、 「指定施設サービス等」という。)を受けたときは、 施設介護サービス費を支給する。 市町村は、 居住に要する費用その他の日常生活に要する費用とし 当該指定施設サービス等に要した費用 要介護被保険者が、 以下この条において同じ。 ただし、当該要介護被保険 次に掲げる施設サービス (食事の提供 当該要介護 この限り

「指定介護福祉施設サービス」という。)福祉施設」という。)により行われる介護福祉施設サービス(以下一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設(以下「指定介護老人

二 介護保健施設サービス

以下「指定介護療養施設サービス」という。)養型医療施設」という。)により行われる介護療養施設サービス(三 都道府県知事が指定する介護療養型医療施設(以下「指定介護療

2~5 (略)

2 5

略

6 三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準 福祉施設サービスの取扱いに関する部分に限る。 保健施設サービスの取扱い 定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準 町村は、 第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第八十八条第二項に規 介護保険施設から施設介護サービス費の請求があったと に関する部分に限る。)又は第九十七条第 に照らして審査し (指定介護 介護

7 8 略

支払うものとする。

、特定入所者介護サービス費の支給

第五十一条の三 事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、 受けたときは、 保険施設、 たときは、 の条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。)を受け サービス等、 食事の提供に要した費用及び居住又は滞在 ている場合において、 「特定入所者」という。)に対し、 に要した費用について、 (以下この条において「特定介護保険施設等」という。 当該特定入所者が、 当該要介護被保険者 指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業 指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス(以下こ この限りでない 市町村は、 当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを 特定入所者介護サービス費を支給する。 第三十七条第 要介護被保険者のうち所得の状況その他の (以下この条及び次条第一項において 当該特定介護サービスを行う介護 項の規定による指定を受け (以下「居住等」という。 次に掲げる指定施設 における た

(略)

6 健施設サービスの取扱いに関する部分に限る。 項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準 きは、 福祉施設サービスの取扱いに関する部分に限る。 審査した上、 定介護療養施設サービスの 定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準 に規定する指定介護療養型医 市町村は、 第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第八十八条第二 支払うものとする。 介護保険施設から施設介護サービス費の請求があったと 取扱い 療施設の 関する部分に限る。 設備及び運営に関する基準)又は第百十条第一 第九十七条第三 に照らし (指定介護 (介護保 一項に規 項

7 8 略

(特定入所者介護サービス費の支給)

第五十一条の三 者 サービス等、 事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、 受けたときは、 食事の提供に要した費用及び居住又は滞在 保険施設、 たときは、 ている場合において、 「特定入所者」という。)に対し、 に要した費用について、 条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。 (以下この条において「特定介護保険施設等」という。 当該特定入所者が、 指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業 当該要介護被保険者 指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス(以下こ 市町村は、 この 限りでない 当該指定に係る種類以外の特定介護サー 特定入所者介護サービス費を支給する。 要介護被保険者のうち所得の状況その 第三十七条第 (以下この条及び次条第一項におい 当該特定介護サービスを行う介護 項の規定による指定を受け (以下「居住等」という。 次に掲げる指定施設)を受け における 他

三 分 五

2~9 (略)

第七十二条 該介護老人保健施設の開設者が、 係る第四十一条第一項本文の指定があったものとみなす。ただし、 養介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスの種類に限る。)に て、 ったときは、 別段の申出をしたときは、 当該介護老人保健施設により行われる居宅サービス 介護老人保健施設について、 その許可の時に、 この限りでない。 当該介護老人保健施設の開設者につい 厚生労働省令で定めるところにより 第九十四条第一 項の許可があ (短期入所療 当

許可の取消しがあったときは、その効力を失う。

又は第百四条第一項若しくは第百十五条の二十九第六項の規定によりいて、第九十四条の二第一項の規定により許可の効力が失われたとき四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設につ2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第

(指定の取消し等)

一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくいては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第第七十八条の九(市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合にお

二 指定介護療養施設サービス

四~六(略)

2~9 (略)

第七十二条 より、 働省令で定める居宅サービスの種類に限る。)に係る第四十一条第 項本文の指定があったものとみなす。 療施設により行われる居宅サービス 医療施設の開設者について、 は、 又は介護療養型医療施設の開設者が、 十四条第一項の許可又は第四十八条第一項第三号の指定があったとき その許可又は指定の時に、 別段の申出をしたときは、この限りでない。 介護老人保健施設又は介護療養型医 当該介護老人保健施設又は介護療養型医 当該介護老人保健施設又は介護療養型 (短期入所療養介護その他厚生労 厚生労働省令で定めるところに ただし、 当該介護老人保健施設 |療施設につい て、

2 消し 条の二 四十一条第一項本文の指定は、 四条第 の二十九第六項の規定により許可の取消しがあったとき、 可の効力が失われたとき若しくは第百四条第 介護療養型医療施設について、 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第 があったときは、 第 項若しくは第百十五条の二十九第六項の規定により指定の 項の規定により指定の その効力を失う。 当該指定に係る介護老人保健施設又は 第九十四条の二第一項の規定により許 効力が失われたとき若しくは第百十 一項若しくは第百十五条 又は第百七

(指定の取消し等)

一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくいては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第第七十八条の九(市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合にお)

は一部の効力を停止することができる。

一~六 (略)

お 第百四条において同じ。 九条第二項、 所者生活介護を行うものに限る。) いて、 指定地域密着型サービス事業者 一項において準用する場合を含む。 第三十三条の二第二項、 当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。 第三十条第二項、)の規定により調査の委託を受けた場合に 第三十三条の三第二項及び第三十四条 第三十一条第二項、 (地域密着型介護老人福祉施設入 が、第二十八条第五項 第八十四条、 第九十二条及び 第三十三条第四 (第二十

八~十四 (略)

(開設許可)

第九十四条 (略)

略

3 2

都道府県知事は、

前二項の許可の申請があった場合において、

次の

第二号又は第三号) のいずれかに該当

一~六 (略)

するときは、

前

二項の許可を与えることができない。

各号(前項の申請にあっては、

一部の効力を停止することができる。

は

一~六 (略)

き。 項、 受けた場合において、 第二項において準用する場合を含む。 九条第二項、 所者生活介護を行うものに限る。)が、第二十八条第五項 百四条及び第百十四条において同じ。)の規定により調査の委託 指定地域密着型サービス事業者 第三十三条の二第二項、 第三十条第二項、 当該調査の結果について虚偽の報告をしたと 第三十三条の三第二項及び第三十四条 第三十一条第二項、 (地域密着型介護老人福祉施設入 第八十四条、 第九十二条、 第三十三条第四 (第二十 第

3

八~十四 (略)

(開設許可)

第九十四条 (略)

2 (略)

するときは、前二項の許可を与えることができない。 各号(前項の申請にあっては、第二号又は第三号)のいずれかに該当3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があった場合において、次の

一~六 (略)

4~6 (略) (略)

第百七条から第百十五条まで 削除

八~十一(略)

4~6 (略)

第三款 指定介護療養型医療施設

(指定介護療養型医療施設の指定)

て「療養病床病院等」という。)であって、その開設者の申請があっころにより、療養病床等を有する病院又は診療所(以下この条におい第百七条 第四十八条第一項第三号の指定は、厚生労働省令で定めると

入所定員を定めてするものとする。 前項の申請は、第四十八条第一項第三号の指定に係る療養病床等の

たものについて行う。

- 第百十条第一項に規定する人員を有しないとき。
- とができないと認められるとき。 営に関する基準に従って適正な介護療養型医療施設の運営をするこ 第百十条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運
- 執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であると三 当該療養病床病院等の開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その
- 五 当該療養病床病院等の開設者が、第百十四条第一項又は第百十五

条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日外の記算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該指定を取り消された者が法人でない療養病床病院等の管理者であった者で当該取消しの別があった日前六十日以内に当該療養病床病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない療養病床病院等である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該療養病床病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)

七 前号に規定する期間内に第百十三条の規定による指定の辞退があった場合において、当該療養病床病院等の管理者又は当該指定の辞退に係る法人でない療養療病床病院等(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く病床病院等(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く病床病院等(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除くを経過しないものであるとき。

八 当該療養病床病院等の開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サ

一一ビス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

する者のあるものであるとき。 病床病院等の管理者のうちに第三号から前号までのいずれかに該当れ、当該療養病床病院等の開設者が、法人で、その役員又は当該療養

4 業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、 数に既に達しているか、 該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるそ 当該都道府県が定める区域とする。 を超えることになると認めるとき、 設の療養病床等に係る入所定員の総数が、 係る施設の所在地を含む区域(第百十八条第二項第一号の規定により の区域の指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総 十八条第一項第三号の指定をしないことができる。 都道府県知事は、 第 項の申請があった場合におい 又は当該申請に係る施設の指定によってこれ その他の当該都道府県介護保険事 における指定介護療養型医療施 同条第一項の規定により当 当該申請に 第四

(指定の更新)

を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 第百七条の二 第四十八条第一項第三号の指定は、六年ごとにその更新

2

前項の更新の申請があった場合において

同項の期間(以下この条

475

後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に

する。 期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものと 期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものと 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

(指定の変更)

あるのは、「指定の変更を拒む」と読み替えるものとする。いて準用する。この場合において、同条第四項中「指定をしない」と2 百七条第四項の規定は、前項の指定の変更の申請があった場合につ

(指定介護療養型医療施設の基準)

第百九条 指定介護療養型医療施設の開設者は、次条第二項に規定するおらない。

見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意2 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスを

ばならない。保険者に当該指定介護療養施設サービスを提供するように努めなけれ

有しなければならない。
護支援専門員その他の指定介護療養施設サービスに従事する従業者を第百十条 指定介護療養型医療施設は、厚生労働省令で定める員数の介

- | 営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。 | 1 前項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設の設備及び運
- 意見を聴かなければならない。 一意見を聴かなければならない。 一方に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の が運営に関する基準(指定介護療養施設サービスの取扱いに関する部 で運営に関する基準(指定介護療養施設サービスの取扱いに関する部 で運営に関する基準(指定介護療養施設サービスの取扱いに関する部
- | お忠実にその職務を遂行しなければならない。 | ともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のたともに、の法律とを確認の開設者は、要介護者の人格を尊重すると

(変更の届出)

ければならない。

定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出な
定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出な
の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で

(報告等)

の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者若しくは開設者であって「開設者であった者等」という。)に対し、報告若しくは診療録そて「開設者であった者等」という。)に対し、報告若しくは診療録その他の帳簿養型医療施設者しくは指定介護療養型医療施設の開設者であった者(以下この項においま)に対し、報告若しくは診療録を

録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。若しくは指定介護療養型医療施設に立ち入り、その設備若しくは診療た者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、

(指定の辞退) て、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。て、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

、その指定を辞退することができる。第百十三条 指定介護療養型医療施設は、一月以上の予告期間を設けて

(勧告、命令等)

第百十三条の二 準を遵守すべきことを勧告することができる。 ときは、 条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、 う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について第百十 に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていないと認める 一項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準 同条第 項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基 当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、 項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、 都道府県知事は、 指定介護療養型医療施設が 期限を定めて 又は同条第 又は同条 その行

の旨を公示しなければならない。 4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、そ

5 市町村は、保険給付に係る指定介護療養施設サービスを行った指定 が護療養型医療施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならな 養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療 養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療 を対していて、第百十条第二項に規定する指定介護療 が。

(指定の取消し等)

効力を停止することができる。 の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部のの指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部のいては、当該指定介護療養型医療施設に係る第四十八条第一項第三号第百十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合にお

- 護療養型医療施設の運営をすることができなくなったとき。療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介置指定介護療養型医療施設が、第百十条第二項に規定する指定介護
- いて、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。三年二十七条第二項後段の規定により調査の委託を受けた場合にお
- 五 第二十八条第五項の規定により調査の委託を受けた場合において 義務に違反したと認められるとき。 四 指定介護療養型医療施設の開設者が、第百十条第四項に規定する
- 六 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。
- 七 指定介護療養型医療施設が、第百十二条第一項の規定により報告 六 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

第

に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれ

者が、 をし、 とき。 を除く。 医療施設の開設者又は管理者が相当の注意及び監督を尽くしたとき した場合において、 指定介護療養型医療施設の開設者又は管理者、 同項の規定による質問に対して答弁せず、 又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した ただし、 第百十二条第 当該指定介護療養型医療施設の従業者がその行為を その行為を防止するため、 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜ 当該指定介護療養型 若しくは虚偽の答弁 医師その他の従業

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定介護療養型医療施設の開設者、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令たとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定介護療養型医療施設の開設者 十二 指定介護療養型医療施設の開設者が法人である場合において、 その役員又は当該指定介護療養型医療施設の管理者のうちに指定の 取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとすると き前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 した者があるとき。

しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サーである場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若十三 指定介護療養型医療施設の開設者が法人でない療養病床病院等

(介護サービス情報の報告及び公表

第百十五条の二十九 健施設の許可を受け、 福祉施設、 地域密着型サービス事業者、 介護サービス事業者」という。)は、 並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の開設者(以下「 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者 ス事業者、 ビス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保 指定居宅介護支援事業者、 指定介護予防サービス事業者、 指定居宅サービス事業者、 訪問介護、 指定居宅介護支援事業者、 訪問入浴介護その他の厚生労働省令 指定介護予防サービス事業者、 指定居宅サービス事業者、 指定地域密着型介護予防サ 指定地域密着型サービ 指定介護老人 指定

当該指定介護療養型医療施設の所在地の都道府県知事に通知しなけれて、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を条第五項の規定により委託した調査を行った指定介護療養型医療施設にス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(公示)

ばならない

ければならない。

一第四十八条第一項第三号の指定をしたとき。

効力を停止したとき。条第一項第三号の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の三 前条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により第四十八

(介護サービス情報の報告及び公表)

第百十五条の二十九 支援事業者、 並びに指定介護老人福祉施設、 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者 しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を 介護予防サービス事業者、 居宅サービス事業者、 医療施設の開設者 ス事業者、 指定居宅介護支援事業者、 指定介護老人福祉施設、 (以下「介護サービス事業者」という。) は、 指定居宅サービス事業者、 指定地域密着型サービス事業者、 指定地域密着型介護予防サービス事業者若 介護老人保健施設及び指定介護療養型 指定介護予防サービス事業者 指定介護療養型医療施設 指定地域密着型サービ 指定居宅介護 指定 指定

状況に関する情報であって、 護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営 業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければなら 定めるものをいう。 を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で とする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会 ころにより、 ようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、 で定めるサービス その提供する介護サービスに係る介護サービス情報 (以 下 以下同じ。 「介護サービス」という。 介護サービスを利用し、 を、 当該介護サービスを提供する事 又は利用しよう の提供を開始 政令で定めると **介** L

2 5 略

ない。

6 指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若 いときは、 しくは介護老人保健施設の開設者が第四項の規定による命令に従わな 者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設若 しくは介護老人保健施設 定若しくは許 都 道府県知事は、 当該指定居宅サービス事業者、 可の全部若しくは 指定居宅サービス事業者、 の許可を取り消し、 部の効力を停止することができる。 指定居宅介護支援事業者、 又は期間を定めてその指 指定居宅介護支援事業

7 略

(都道府県介護保険事業支援計画

第百十八条 略

- 2 るものとする。 都道府県介護保険事業支援計画においては、 次に掲げる事項を定め
- 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護

う。 受け、 ス 等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するため その他厚生労働省令で定めるときは、 報であって、 容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情 所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。 に公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをい \mathcal{O} 提供する介護サービスに係る介護サービス情報 (以 下 以下同じ。 訪問介護、 「介護サービス」という。) 介護サービスを利用し、 を、 訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービ 当該介護サービスを提供する事業所又は施設 又は利用しようとする要介護者 政令で定めるところにより、 の提供を開始しようとするとき (介護サービスの そ 内

2 5 5 (略)

6 保健施設の許可を取り消し、 指定居宅介護支援事業者、 者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、 介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者が 人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設の指定若しくは介護老人 全部若 規定による命令に従わないときは、 都道府県知事は、 しくは 部の効力を停止することができる。 指定居宅サービス事業者、 指定介護予防サービス事業者 又は期間を定めてその指定若し 当該指定居宅サービス事業者、 指定居宅介護支援事業 指定介護老 くは許 第四 項

7 略

(都道府県介護保険事業支援計画

第 百十八条 略

- 2 るものとする。 都道府県介護保険事業支援計画におい 、ては、 次に掲げる事項を定め
- 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の

定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介

護給付等対象サー

ビスの量の見込み

3~5 (略) 二~六 (略)

した者は、三十万円以下の罰金に処する。 第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為を

一 (略)

四条の三第三項、 第四十七条第三項、 定による検査を拒み、 対して答弁をせず、 帳簿書類の提出若しくは提示をし、 類の提出若しくは提示をせず、 項又は第百十五条の二十四第一項の規定による報告若しくは帳簿書 条第一項、 項、 第四十二条第三項、 第百条第一項、 第七十八条の六第一項、 第五十七条第八項、第五十九条第三項、 若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規 第四十九条第三項、 妨げ、 第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、 第百十五条の六第一項、 若しくは忌避したとき。 若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の 第八十三条第一項、第九十条第 又はこれらの規定による質問に 第五十四条第三項、 第百十五の十五第 第七十六 第五十

量の見込み
「宋等に係る必要入所定員総数」その他の介護給付等対象サービスの療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養病定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数(指定介護定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数(指定介護事用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介

二~六 (略)

3~5 (略)

した者は、三十万円以下の罰金に処する。 第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為を

(略)

とき。 若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、 報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、 四条の三第三項、 第四十七条第三項、 報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の 第百十五の十五第一項又は第百十五条の二十四第一項の規定による の規定による質問に対して答弁をせず、 条第一項、 項、 第四十二条第三項、 第百条第一項、 第七十八条の六第一項、 第五十七条第八項、第五十九条第三項、 第四十九条第三項、 第四十二条の三第三項、 第百十二条第 第八十三条第一項、第九十条第 項、 若しくは虚偽の答弁をし、 第五十四条第三 第百十五条の六第一項、 第四十五条第八項 若しくは忌避した 項、 又はこれら 第七十六 第五

三

略

0 健 康保険法等の一 部を改正する法律 (昭和五十九年法律第七十七号) (平成十九年四月施行)

(傍線の部分は改正部分)

(附則第五十四条関係)

第十条 3 2 ては、 定ムル 条第一 るのは 区分)」と、 険法等の一部を改正する法律 十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後 前項の規定による標準報酬月額の区分の改定が行われた場合におい 略 附 項ノ 、額以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ヲ」とする。 船員保険法第四条第一 「五百四十万円 (略) 則 、規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ政令ヲ以テ 船員保険法第四条ノ五第一 改 (健康保険法等の一部を改正する法律附則第十 項中「区分」とあるのは (昭和五十九年法律第七十七号) 附則第 正 項中 案 「五百四十万円ヲ」とあ 「区分 (健康保 第十条 2 3 は ては、 区分)」と、 険法等の一部を改正する法律 以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ヲ」とする。 十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後 、規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ政令ヲ以テ定ムル 前項の規定による標準報酬月額の区分の改定が行われた場合にお 略 「二百万円(健康保険法等の一部を改正する法律附則第十条第 附 船員保険法第四条第一 (略) 則 船員保険法第四条ノ五第一 現 項中「区分」とあるのは (昭和五十九年法律第七十七号) 項 中 行 「二百万円ヲ」とあるの 「区分 附則第 (健康保 項

0 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号) (平成十八年十月施行分)

(附則第五十五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

第四十七条 為りその也下Eの亍為こより狙合から給寸を受けた者があ 第四十七条 為りそこ	(不正受給者からの費用の徴収等)	改 正 案
第四十七条 為りそ	(不正受給者から	

90一十多 三項の規定により支払つた 金額 る場合には、 を控除した金額) 措置が採られるときは (その給付が療養の給付であるときは、 信りその化不工の行為に 組合は、 の全部又は その者から、 当該減額された一部負担金)に相当する額 部負担金 一部を徴収することができる。 その給付に要した費用に相当する より糸 (第五十五条の 合力を糸作を受けた者があ 第五十五条第二項又は第 一第 項 第 号

2 記載をしたため、 関において診療に従事する保険医 定により徴収すべき金額を納付させることができる。 医をいう。 保険医又は主治の医師に対し、 前 項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の 項の場合において、)又は健康保険法 その給付が行われたものであるときは、 第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機 (大正十一年法律第七十号) 給付を受けた者と連帯 (第五十八条第一項に規定する保険 して前項の 第八十八条 組合は、 規 そ 2

問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪らその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の険薬局又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽3 組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保

3

小正受給者からの費用の徴収等

現

行

の全部又は一部を徴収することができる。
三項の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除した金額)金額(その給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第金場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する第四十七条。偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者があ

偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、 保険医をいう。 機関若しくは第五十五条の三第 八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚 療機関において診療に従事する保険医 の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。 その保険医又は主治の医師に対し、 前項の場合において、)又は健康保険法 第五十五条第 項 第 (大正十一年法律第七十号) 給付を受けた者と連帯し (第五十八条第一項に規定する 号に規定する特定承認保険 項第三 一号に規定する保険 組合は 第八 て前 医

の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局若しくは偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用医療機関又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が険薬局若しくは第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険

還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

(短期給付の種類)

第五十一条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費 一療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用

二~十三 (略)

(療養の給付)

第五十四条 (略)

。― 2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする

(係るものを除く。以下「食事療養」という。) に関うして、当該療養を受ける際、七十歳に達する日の属する月のであって、当該療養を受ける際、七十歳に達する日の属する月のであって、当該療養を受ける際、七十歳に達する日の属する月のであって、当該療養であって前項第五号に掲げる療養と併せて

イ 食事の提供である療養

三 健康保険法第六十三条第二項第三号に掲げる療養(以下「評価療」 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

た額を納付させることができる。額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者に対し、その支払つた

(短期給付の種類)

一 療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護第五十一条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

療養費及び移送費

一~十三 (略)

(療養の給付)

第五十四条 (略)

| という。)に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。 | 十三条第二項に規定する厚生労働大臣が定める療養(以下「選定療養に限る。以下「食事療養」という。)に係る給付及び健康保険法第六に限る。以供である療養(前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの

という。

兀 健 康保険法第六 十三条第二項第四号に掲げる療養 以 下 「選定療

養」という。

3 略

、療養の機関及び費用の負担

第 五十五条 (略

2 る。 は、 得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとす の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて る場合の区分に応じ、 から療養の給付を受ける者は、 前 又はその支払を要しないものとすることができる。 ただし、 組合は、 項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局 前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合に 運営規則で定めるところにより、 当該給付について健康保険法第七十六条第二項 その給付を受ける際、 当該 次の各号に掲げ 部負担金を減額

七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十

(略)

あるとき 令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上で 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、 百分の三十 政

3 略)

4

努めたにもかかわらず、 局 第 支払を受領しなければならないものとし、 が善良な管理者の注意と同 保険医療機関又は保険薬局は、 項第 号 の措置が採られるときは 組合員が当該 一の注意をもつてその支払を受領すべく 第二項に規定する一部負担金 部負担金の全部又は一部を支 当該減額された 保険医療機関又は保険薬 部負担 (次条 金

> 3 (略

(療養の機関及び費用の負担)

2

第

五十五条

(略)

は、 る。 得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとす の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて る場合の区分に応じ、 から療養の給付を受ける者は、 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局 又はその支払を要しないものとすることができる。 組合は、 ただし、 前項第一 運営規則で定めるところにより、 一号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合に 当該給付について健康保険法第七十六条第二項 その給付を受ける際、 当 該 次の各号に掲げ 部負担金を減

次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 百分の三十

(略)

令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上で あるとき 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、 百分の二十 政

3 (略)

4 良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めた いときは、 にもかかわらず、 を受領しなければならないものとし、 保険医療機関又は保険薬局は、 組合は、 組合員が当該 当該保険医療機関又は保険薬局の請求により 部負担金の全部又は一部を支払わな 第二項に規定する一部負担金の支払 保険医療機関又は保険薬局が善

れを徴収することができる。 払わないときは、 当該 部負担金の全部又は 組合は、 当該保険医療機関又は保険薬局の請求によ 部を支払わなかつた組合員から、

5

5 担金 額を負担し、 医療機関又は薬局に支払うものとする。 ものとした場合の 支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金 同項第 療養に要する費用から組合員が支払うべき第一 組合員が第 (次条第 一号の医療機関又は薬局については、 第 一項の規定により療養の給付を受けた場合には、 一項各号の措置が採られるときは、 一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については 部負担金) に相当する金額を控除した金額を当該 その費用から組合員が 当該措置が採られた 一項に規定する一 組合は 部負

6 略

部 負担 金 \mathcal{O} 額 (の特例)

第五十五条の二 あると認められるものに対し、 又は薬局に同条第一 ある組合員であつて、 組合は、 一項の規定による 前条第 災害その他の財務省令で定める特別の 項第一 次の措置を採ることができる。 一号又は第三号に掲げる医療機関 部負担金を支払うことが困難 事情が

- 部負担金を減額すること。
- 部負担金の支払を免除すること。
- 徴収することとし 当該医療機関又は薬局に対する支払に代えて、 その徴収を猶予すること。 部負担金を直接
- 2 項第 を同条第 もつて足り 項の措置を受けた組合員は 一号の措置を受けた組合員にあつてはその減額された 項第1 前項第二号又は第三号の措置を受けた組合員にあつては 一号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うを 前条第二 一項の規定にか か わ 一部負担金 らず、 前

収することができる。 部負担金の全部又は 部を支払わなかつた組合員から、 これを徴

該

額を負担し、 支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金 ものとする。 担金に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払う 療養に要する費用から組合員が支払うべき第一 同項第一号の医療機関又は薬局については、 組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、 第 一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については その費用から組合員が 一項に規定する一 組合は 部

6 7 略

一部負担金を当該医療機関又は薬局に支払うことを要しない。

(入院時食事療養費)

ついて入院時食事療養費を支給する。

一ついて入院時食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用に
「明各号に掲げる医療機関から第五十四条第一項第五号に掲げる療養の
「明各号に掲げる医療機関から第五十四条第一項第五号に掲げる療養の
「第五十五条の三」組合員(特定長期入院組合員を除く。以下この条にお

。)を控除した金額とする。

こ、入院時食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という
の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から同項
の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から同項
の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から同項
の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額が現に当該食事療養に要した費用
2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第八十

2

(入院時食事療養費

について入院時食事療養費を支給する。の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用一項各号に掲げる医療機関から第五十四条第一項第五号に掲げる療養第五十五条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、前条第

- 額とする。

 「標準負担額」という。)を控除した金に規定する標準負担額(以下「標準負担額」という。)を控除した金の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から同項の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額が現に当該食事療養に要した費用五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の
- 3 組合員が前条第一項第一号に掲げる医療機関から食事療養を受けた。
- 4 組合員が前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関から食事療 組合員が前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関に支払うべ 基を受けた場合には、組合は、その組合員が当該医療機関に支払うべ

- 5 (略)
- 交付しなければならない。 について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を6 第五十五条第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用
- 7 (略)

(入院時生活療養費)

活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生まり、第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から第五十四条第一項第五十五条の四一特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷に

- 2 いう。 費用の額を超えるときは、 同項に規定する生活療養標準負担額 定の例により算定した費用の 五条の二第二 入院時生活療養費の額は、 を控除した金額とする。 一項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算 当該現に生活療養に要した費用の額) 額 当該生活療養について健康保険法第八十 (その額が現に当該生活療養に要した (以下 「生活療養標準負担額」 から
- 生活療養費の支給について準用する。
 3 第五十四条第三項及び前条第三項から第六項までの規定は、入院時

(保険外併用療養費)

- 5 (略)
- なければならない。 て支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付し6 前条第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用につい
- (略)

(特定療養費)

を支給する。
がる療養を受けたときは、その療養に要した費用について特定療養費第五十五条の三 組合員が公務によらない病気又は負傷により、次に掲

機関(以下「特定承認保険医療機関」という。)から受けた療養健康保険法第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療

控除した金額 生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用 ときは、 養に要した費用の額を超えるときは、 よりされる算定の例により算定した費用の額 第八十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところに 当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚 当該現に食事療養に要した費用の額) 額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは 当該療養 から、 同項各号に定める割合を乗じて得た額 部 負担 当該措置が採られたものとした場合の額)を控除した金額 その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応 金に (食事療養及び生活療養を除く。) 第五十 五条の一 当該現に療養に要した費用の 第 から食事療養標準負担額を 項各号の措置が採られる (療養の給付に係る同項 (その額が現に当該療 について健康保険法

額を控除した金額一当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えると書手の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額の一第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した。

| 医療機関を除く。以下「保険医療機関等」という。)から受けた選二 第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局(特定承認保険

特定療養費の額は、第一号に規定する金額(当該療養に食事療養が定療養

する。

含まれるときは、当該金額及び第二号に規定する金額との合算額)と
・ 特定療養費の額は、第一号に規定する金額(当該療養に食事療養が

に定める割合を乗じて得た額を控除した金額の額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から、そ定の例により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費ニ項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算当該療養(食事療養を除く。)について健康保険法第八十六条第

金額、当該現に食事療養に要した費用の額)から標準負担額を控除したの額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときはの額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用生的食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚

3 組合員が特定承認保険医療機関である第五十五条第一項第一号に掲

により算定した書	第四項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額(その
9 第五十五条第二	4 第五十五条第七項の規定は、前項において準用する第五十五条の三
	は、保険外併用療養費の支給について準用する。
8 第五十四条第	3 第五十四条第三項及び第五十五条の三第三項から第六項までの規定
療養費に係る療業	
規定にかかわらず	
第八十六条第一章	
7 第五十五条第	
対し、領収証を立	
養に要した費用に	
6 特定承認保険	
支給したものとな	
5 前項の規定によ	
機関若しくは薬品	
る金額を、組合品	
した費用について	
認保険医療機関	
)から選定療養な	
三号に掲げる医療	
医療機関を除く。	
4 組合員が特定る	

合員に対し特定療養費を支給したものとみなす。

「は薬局(特定承認保険医療機関を除く。)から選定療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき療養に要した費用のうち特において、組合がその組合員の支払うべき療養に要した費用のうち特において、組合がその組合員の支払うべき療養に要した費用のうち特において、組合がその組合員の支払うべき療養に要したときは、組定を表表したものとみなす。

- (機関若しくは薬局に支払うことができる。 ・ は自員が特定承認保険医療機関では当該医療 ・ は関連を ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ で、 、 、 で、 、
- 支給したものとみなす。
 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し特定療養費を
- 対し、領収証を交付しなければならない。養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に
- 療養費に係る療養を含む。)を行わない。

 規定にかかわらず、当該医療機関においては療養の給付(入院時食事)が、対象第一項第一号の承認を受けたときは、第五十五条第一項の第五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関が健康保険法
- 5 第五十四条第三項の規定は、特定療養費の支給について準用する。
- により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超え9 第五十五条第七項の規定は、第四項の場合において、第二項の規定

て支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用た費用の額)から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費とし額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要し

(療養費)

第五十六条 ることができる。 から診療、 組合員が保険医療機関等以外の病院、 養の給付等」という。 活療養費若しくは保険外併用療養費の支給 むを得ないと認めたときは、 手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、 組合は、 療養の給付若しくは入院時食事療養費)をすることが困難であると認めたとき、 療養の給付等に代えて、 診療所、 (以下この項において 薬局その他の療養機関 療養費を支給す 組合がや 入院時生 又は 療

2 (略)

3 ときは、 を控除した金額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用 号に掲げる場合の区分に応じ、 び生活療養を除く。 療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した金額の合算額 とする。 (食事療養又は生活療養を除く。 項の規定による場合には、 額(その額が現に食事療養又は生活療養に要した費用の額を超える 当該現に療養に要した費用の額) 前二項の規定により支給する療養費の額は、 当該現に食事療養又は生活療養に要した費用の額))について算定した費用の額 当該合算額の範囲内で組合が定める金額 同項各号に定める割合を乗じて得た額)に要した費用の額を超えるときは からその額に第五十五条第二項各 当該療養 (その額が現に療養 (食事療養及 から食事 (第

4 前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合に

金額の支払について準用する。用につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除したるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費

療養費)

第

び特定承認保険医療機関以外の病院、 することが困難であると認めたとき、 定療養費の支給 ることができる。 むを得ないと認めたときは、 から診療、 五十六条 手当若しくは薬剤の支給を受けた場合におい 組合は、 (以下この項において「療養の給付等」 療養の給付、 療養の給付等に代えて、 入院時食事療養費の支給若 診療所、 又は組合員が保険医療機関等及 薬局その他の療養機関 療養費を支給す という。 て、 組合が しくは æ を

2 (略)

3 Ľ 除く。 除く。 準 事療養について算定した費用の額 用の額) 該合算額の範囲内で組合が定める金額) 用の額を超えるときは、 -負担額を控除した金額の合算額 前二項の規定により支給する療養費の額は、 同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額及び当該食)について算定した費用の額 からその額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応 に要した費用の額を超えるときは、 当該現に食事療養に要した費用の (第 (その額が (その額が現に療養 とする。 項の規定による場合には、 現に食事療養に要した費 当該現に療養に要した費 当該療養 (食事療養を (食事療養を 額) から標

4 前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合に

の費用の額の算定の例による。

中では第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定、保険が、大院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、入院時食事療養は第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養

(訪問看護療養費)

第五十六条の二 (略)

2 療養 号の措置が採られるときは に掲げる場合の区分に応じ、 定の例により算定した費用の額から、 十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算 を控除した金額とする。 訪問看護療養費の額は、 給付に 係る同項 \mathcal{O} 当該指定訪問看護について健康保険法第八 部 当該措置が採られたものとした場合の額 負担 同項各号に定める割合を乗じて得た額(金 に その額に第五十五条第二項各号 1 第五十五条の 第 項各

3~7 (略)

(移送費)

給する。
合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支含む。)を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組第五十六条の三 組合員が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養を

2 (略

(家族療養費)

第二項の療養についての費用の額の算定の例による。いての費用の額の算定、特定療養費の支給を受けるべき場合には前条費の支給を受けるべき場合には第五十五条の二第二項の食事療養につは第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養

(訪問看護療養費)

第五十六条の二 (略)

2

控除した金額とする。
に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を定の例により算定した費用の額から、その額に第五十五条第二項各号十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算計問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八

3~7 (略)

(移送費)

要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支給する)を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必 第五十六条の三 組合員が療養の給付(特定療養費に係る療養を含む。

2 (略)

(家族療養費)

が保険医療機関等から療養を受けたときは、その療養に要した費用にきる者を除く。以下この条から第五十七条の四までにおいて同じ。)第五十七条 被扶養者(老人保健法の規定による医療を受けることがで

いて組合員に対し家族療養費を支給する。

- の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費

歳に達する日の属する月以前である場合。百分の七十イ。被扶養者が三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十

額

ロ・ハ (略)

翌月以後である場合。百分の七十。政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の二。第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他

- 費用の額)から食事療養標準負担額を控除した金額療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した一当該食事療養について算定した費用の額(その額が現に当該食事
- 費用の額)から生活療養標準負担額を控除した金額療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した三 当該生活療養について算定した費用の額(その額が現に当該生活

、その療養に要した費用について組合員に対し家族療養費を支給するが保険医療機関等又は特定承認保険医療機関から療養を受けたときはきる者を除く。以下この条から第五十七条の三までにおいて同じ。)第五十七条 被扶養者 (老人保健法の規定による医療を受けることがで

まれるときは、当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額)とする。家族療養費の額は、第一号に掲げる金額(当該療養に食事療養が含

、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養当該療養(食事療養を除く。)について算定した費用の額(その

ロからニまでに掲げる場合以外の場合 百分の七十

イ

ロ・ハ (略)

翌月以後である場合 百分の八十 政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の二 第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他

費用の額)から標準負担額を控除した金額療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した一 当該食事療養について算定した費用の額(その額が現に当該食事

3 養についての費用の額の算定 五第 関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあつては第五十五条の 機関等から療養 つては第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、 ついての費用の額の算定に関しては、 額 前 項第 |項の療養についての費用の額の算定、 算 定に関し 一号の療養についての費用の額の算定に関しては、 (評価療養及び選定療養を除く。) を受ける場合にあ ては 第五 +五条の四第二 前 項第三号の生活療養についての費用 第五十五条の三第二項の食事療 一項の生活療養につい 前項第二号の食事療養に 保険医療機 保険医療

4 (略)

費用の額の算定の例による。

に代わり、これらの医療機関又は薬局に支払うことができる。家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員は薬局から療養を受けた場合には、組合は、療養に要した費用のうち 被扶養者が第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又

6 (略)

及び第二項の規定は、家族療養費の支給について準用する。7 第五十四条第三項、第五十五条の三第六項並びに第五十六条第一項

8 · 9 (略)

(家族療養費の額の特例)

おいて組合が定めた割合とする措置を採ることができる。
までに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内に扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イから二第五十七条の二 組合は、第五十五条の二第一項に規定する組合員の被

3 機関等から療養 条の一 あつては第五十五条の三第三 項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては、 5 五条第六項の療養に要する費用の額の算定、 療養を受ける場合又は保険医療機関等から選定療養を受ける場合に 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、 第 |項の食事療養についての費用の (選定療養を除く。 一項の療養についての費用の額の算定、)を受ける場合にあつては第五十 額の算定の例による。 特定承認保険医療機関か 第五十五 保険医療

4 (略)

6 (略)

いて準用する。
並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、家族療養費の支給につすがに第五十四条第三項、第五十五条の二第六項、第五十五条の三第六項

8・9 (略)

2 徴収を猶予することができる。 るのは、 金額をその被扶養者に係る組合員から直接に徴収することとし、 療養費として組合員に対し支給すべき金額に相当する金額を控除した に要した費用の額を超えるときは とする。 いては、 組合は、 「当該療養につき算定した費用の額 同項中 この場合において 前項に規定する被扶養者に係る前条第五項の規定の適用に 「家族療養費として組合員に支給すべき金額 組合は、 当該現に療養に要した費用の額) 当該支払をした金額から家族 (その額が現に当該療養 とあ

(家族訪問看護療養費

第五十七条の三 (略)

2 規定が適用されるときは 乗じて得た金額 る算定の例により算定した費用の額に第五十七条第二項第一 第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされ 額)とする。 ニまでに掲げる場合の区分に応じ、 家族訪問看護療養費の額は、 (家族療養費の支給について前条第 当該規定が適用されたものとした場合の金 当該指定訪問看護について健康保険法 同号イからニまでに定める割合を 項又は第一 一号イから 項の

3 • 4 (略)

(家族移送費)

2 (略) 第五十七条の四

略

(保険医療機関の療養担当等)

第五十八条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若

(家族訪問看護療養費)

第

五十七条の二

(略)

2 得た金額とする。 に掲げる場合の区分に応じ、 る算定の例により算定した費用の額に前条第1 第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされ 家族訪問看護療養費の額は、 同号イからニまでに定める割合を乗じて 当該指定訪問看護について健康保険法 一項第 号イからニまで

3 • (略)

(家族移送費)

2 (略) 第五十七条の三

(略)

、保険医療機関の療養担当等)

第五十八条 保険医療機関、 保険薬局若しくは特定承認保険医療機関又

これに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければな基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びに四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。)は、同法及びこれにしくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第六十

2 (略

5

ない。

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付

第五十九 療養費、 及び第八十七条の五第 \mathcal{O} 居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。 例被保険者等」 規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者 定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する 規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規 看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費 院時生活療養費 療養費若しくは老人保健法の規定による医療、 際に療養の給付、 定する指定居宅サービスに係るものに限る。 条及び第八十七条の五第 (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条 項に規 五第 条 療養費、 項にお 定する指定施設サービス等に係るものに限る。 組 合員が資格を喪失し、 という。 いて同じ。 訪問看護療養費、 保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問 入院時食事療養費、)となつた場合において、 項において同じ。 項において同じ。 特例居宅介護サービス費 か 家族療養費若しくは家族訪問 つ、 入院時生活療養費 健康保険法第三条第二 以下この条及び第八十七 若しくは特例施設介護サ (次項において 「日雇特 入院時食事療養費 その者が退職 施設介護サービス 以下この 保険外併用 (同法 (同法の 以下こ 一項に の規 看護 した 入 条

> 0 剤 調 \mathcal{O} はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは 被扶養者の療養並びにこれに係る事 一剤に当たらなければならない。 師 は、 (健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう 同法及びこれに基づく命令の規定の例により、 務を担当し、 又は診療若しくは 組合員及びそ 保険 薬

2 (略

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付 │

第五十九条 に限る。 ビス費 療養費、 る。 ス 費 特例施設介護サービス費 設介護サービス費 条及び第八十七条の五第 際に療養の給付、 例被保険者等」という。 同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限 しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サ 規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者 項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るも 条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。 規定による医療、 以下この条及び第八十七条の (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第 (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四 家族療養費若しくは家族訪問看護療養費若しくは老人保健法 以下この条及び第八十七条の五第 組合員が資格を喪失し、 入院時食事療養費、 (同法の規定による当該給付のうち療養に 入院時食事療養費、)となつた場合において、 一項において同じ。 (同法の規定による当該給付のうち療養に 五第 か 特定療養費、 つ、 特定療養費若しくは医 項におい 健康保険法第三条第一 項において同じ。 (次項におい 特例居宅介護サー て同じ。 その者が退職 療養費、 . て 訪問 若しくは 相当する 以下この 「日雇特 |療費若 項 看 施 Ė ĺ 護

きを含む。 が老人保健法の規定による医療、 ービスに係るものに限る。 第八条の二第 ービ 保険外併用療養費 介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けていると は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、 いて同じ。 防サービス費 の条及び第八十七条の五第一項において同じ。 及び第八十七条の五第一項において同じ。 条第二十三項に規定する施設サービスに係るものに限る。 家族訪問 て継 ス費 保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又 (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三 項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。 施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは 看護療養費又は家族移送費を支給する 続して療養の給付、 (同 には、 を受けているとき 法 (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法 項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサ の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第 当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気に 療養費、 以下この条及び第八十七条の五第一項にお 訪問看護療養費、 入院時食事療養費、 (その者が退職した際にその被扶養者 入院時食事療養費、)若しくは介護予防サービ 移送費、)若しくは特例介護予 特例居宅介護サービ 入院時 入院時 家族療養費、 生活療養費 以下この 生活療養 以下こ 八

2 が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき 被保険者等となつた場合にお つて、 より前で 人保健法の規定による医療 (当該組合員又は組 組合員が死亡により資格を喪失し、 項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であ つ、 当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例 合員であ 入院時食事療養費、 つた者が死亡した際に当該被扶養者が老 て、 当該組合員又は組合員であ 又は組合員であつた者が死亡に 入院時生活療養費、 つた者

2

療養費、 る。 にその被扶養者が老人保健法の規定による医療、 当する同法第八条第二十三項に規定する施設サービスに係るものに 支給する。 法の規定による居宅介護サービス費、 特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険 れに相当するサービスに係るものに限る。 に相当する同法第八条の二第 くは特例介護予防サービス費 る同法第五十三条第 介護予防サービス費 して療養の給付、 介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防 の五第一項において同じ。)を受けているとき に限る。 には、 ・ビス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。 以下この条及び第八十七条の五第 当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続 移送費、 以下この条及び第八十七条の五第 家族療養費、 入院時食事療養費、 一項に規定する指定介護予防サービスに係るもの (同法の規定による当該給付のうち (同法の規定による当該給付のうち療養 項に規定する介護予防サービス又はこ 家族訪問看護療養費又は家族移送費を 特定療養費、 特例居宅介護サービス費、 項において同じ。 以下この条及び第八十 項におい (その者が退職した際 入院時食事療養費 療養費、 て同じ。 療養に相当す 訪問 看 施設 限

人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者ので、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例より前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であより前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であより前項の規定の適用を受けることができないこととなつた者が死亡に組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡に

組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給すて、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気につい合む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気についた。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気についくときをうだがして、機能の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費護保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介

る。

療養費、 費の支給を除く。 該当する場合における医療又は入院時食事療養費、 は入院時食事療養費、 とができるに至つたとき、 送費を除く。)、 給付若しくは入院時食事療養費、 当該病気又は負傷について、 保険外併用療養費、 老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給 (同項前段に規定する家族移送費を除く。)の支給を受けるこ 療養費、)を受けることができるに至つたとき 家族療養費、 訪問看護療養費、 入院時生活療養費 医療費、 又は老人保健法の規定による医療若しく 家族訪問看護療養費若しくは家族移 健康保険法第五章の規定による療養 老人訪問看護療養費若しくは移送 移送費 入院時生活療養費、 保険外併用療養費 (次項前段に規定する移 (同項後段の規定に 入院時生活療養 保険外併用 医療

一·三 (略)

を含む。)又は移送費若しくは家族移送費(当該特別療養費に係る療項において準用する同法第百三十二条の規定により支給される療養費、健康保険法第五章の規定による特別療養費(同法第百四十五条第六4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病気又は負傷について

者として現に療養を受けている者に支給する。 家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養の介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又例介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又の護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特別施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特別を選挙を選挙を当該組合員であつた者の被扶養を決議が、対して、というによる。

たときは、行わない。 かの各号のいずれかに該当するに至つが二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つ

療養費、 療養費、 く。)を受けることができるに至つたとき。 定療養費、 家族移送費を除く。)の支給を受けることができるに至つたとき、 の給付若しくは入院時食事療養費、 後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、 又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、 当該病気又は負傷について、 家族訪問看護療養費若しくは家族移送費 移送費(次項前段に規定する移送費を除く。 医療費、 医療費、 老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給 老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除 健康保険法第五章の規定による療養 特定療養費、 (同項前段に規定する 療養費、 家族療養 訪問看護 (同項 特定 特

二·三 (略)

を含む。)又は移送費若しくは家族移送費(当該特別療養費に係る療項において準用する同法第百三十二条の規定により支給される療養費、健康保険法第五章の規定による特別療養費(同法第百四十五条第七4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病気又は負傷について

医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることがで医療又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、当するものが、当該病気又は負傷について、老人保健法の規定による各号に掲げる者であつて、健康保険法第百四十五条第一項の規定に該を受けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。)の支給

(他の法令による療養との調整)

きる間も、

同様とする。

費、家族移送費若しくは高額療養費の支給は、行わない。

・療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養第六十条 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療

- はこれに相当する補償が行われるときは、行わない。 国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又 護療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看 療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看 2 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用
- りそれぞれの給付に相当する給付が行われるときは、行わない。療養費の支給は、同一の病気又は負傷に関し、介護保険法の規定によ療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護3 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用

(高額療養費)

第六十条の二 療養の給付につき支払われた第五十五条第二項若しくは

費若しくは移送費の支給を受けることができる間も、 当するものが、当該病気又は負傷について、 医療又は入院時食事療養費、 各号に掲げる者であつて、健康保険法第百四十五条第一項の規定に該 を受けることができる間は、 養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。 特定療養費、 行わない。 老人保健法第二十五条第 医 「療費、 老人保健法の規定による 老人訪問看護療 同様とする。 0) 支給 項

(他の法令による療養との調整)

第六十条 額療養費の支給は、 の給付又は入院時食事療養費、 養又は療養費の支給を受けたときは、 移送費、 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担におい 家族療養費、 行わない。 家族訪問看護療養費、 特定療養費、 その受けた限度におい 療養費、 家族移送費若しくは高 訪問看護療養費 て、 療養 7

に相当する補償が行われるときは、行わない。 格員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれ療養費若しくは移送費の支給は、同一の病気又は負傷に関し、国家な療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護

2

る給付が行われるときは、行わない。 気又は負傷に関し、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当す療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の病務 療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護

(高額療養費)

第六十条の二 療養の給付につき支払われた第五十五条第二項若しくは

養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、 その療養に要した費用につき保険外併用療養費、 養及び生活療養を除く。 採られるときは 第三項に規定する一部負担金 に相当する金額を控除した金額が著しく高額であるときは、その療養 給付又はその保険外併用療養費、 家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額 当該減額された一 次項において同じ。 (第五十五条の二第 療養費、 部負担金))に要した費用の額から 訪問看護療養費、 の額又は療養 療養費、 項第 一号の措置が 訪問看護療 高額療養 (食事療 家族療

2 (略)

費を支給する。

(出産費及び家族出産費)

額を支給する。第六十一条 組合員が出産したときは、出産費として、政令で定める金

2 (略)

出産したときは、家族出産費として、政令で定める金額を支給する。3 組合員の被扶養者(前項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が

(埋葬料及び家族埋葬料)

で定める金額を支給する。時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令第六十三条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当

けた者に対し、 訪問看護療養費、 護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額が著し 定療養費、 おいて同じ。 第三項に規定する一部負担金の額又は療養 く高額であるときは、 療養費、)に要した費用の額からその療養に要した費用につき特 高額療養費を支給する。 家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受 訪問看護療養費、 その療養の給付又はその特定療養費、 家族療養費若しくは家族訪問看 (食事療養を除く。 療養費、 次項に

2 (略)

Ē.

(出産費及び家族出産費)

に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定める金額に第六十一条 組合員が出産したときは、出産費として、標準報酬の月額

満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

2 (略)

の金額の百分の七十に相当する金額を支給する。ただし、その金額が 出産したときは、家族出産費として、第一項本文の規定による出産費 3 組合員の被扶養者(前項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が

政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする

(埋葬料及び家族埋葬料)

報酬の月額に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、標準第六十三条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当

2

☑ (略

、支給しない。 による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償が行われるときは4 埋葬料及び家族埋葬料は、国家公務員災害補償法の規定による通勤

(日雇特例被保険者に係る給付との調整)

第六十五条 おいて、 生活療養費 保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、 費又は家族埋葬料は、 出産育児 支給しない。 一時金若しくは埋葬料の支給があつた場合には、 家族療養費、 保険外併用療養費 同 家族訪問看護療養費、 一の病気、 療養費、 負傷、 訪問看護療養費、 出産又は死亡に関し、 家族移送費、 その限度に 家族出産 移送費、 入院時 健康

(障害一時金の受給権者)

第八十七条の五 問 用療養費、 の規定による医療若しくは保険外併用療養費、 退職した場合において、 その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが 特例居宅介護サービス費、 看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費 療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法 公務によらないで病気にかかり、 その退職の日 施設介護サービス費、 (療養の給付若しくは保険外併 医療費若しくは老人訪 又は負傷した者で、 特例施設介護サー

める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

2 (略)

(日雇特例被保険者に係る給付との調整)

第六十五条 養費、 費又は家族埋葬料は、 葬料の支給があつた場合には、 保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、 療養費、 家族療養費、 訪問看護療養費、 同 家族訪問看護療養費、 一の病気、 その限度において、 移送費、 負傷、 出産育児 出産又は死亡に関し、 家族移送費、 支給しない。 一時金若しくは埋 家族出 特定療 健康

(障害一時金の受給権者)

第八十七条の五 費 護サービス費、 その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが による医療若しくは特定療養費 退職した場合において、 の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、 療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定 施設介護サービス費、 公務によらないで病気にかかり、 その退職の日 医療費若しくは老人訪問看護療養費 特例施設介護サービス費、 (療養の給付若しくは特定療養 又は負傷した者で、 特例居宅介

第百十七条 2 治療の 係者に対し質問 あつた者等を含む。 設者若しくは管理者、 開設者若しくは管理者、 機関若しくは保険薬局若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局の 当該職員をして質問させ、 報告若しくは診療録、 五. れらの給付を受けている場合においては、 \mathcal{O} ビス費、 き設備若しくは診 若しくは資料の提出を求め、 は、 負担又は支払の その傷 開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこ する者に対し、 歯科医師、 年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し (以下この項において その 略 |効果が期待できない状態に至つた日。 者 病の結果として、 介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給 財務大臣は、 に 薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使 障 し 害 その行つた診療、 適 療 **添録その**)に対し出頭を求め、 若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につ 時金を支給する。 正化を図るため必要があると認めるときは、 保険医、 帳簿書類その他の物件の提示を求め、 保険医、 組合の療養に関する短期給付についての費用 「開設者であつた者等」という。 他その業務に関する帳簿書類を検査させる 政令で定める程度の障害の状態にあるとき 又は当該給付に係る療養を行つた保険医 当該保険医療機関若しくは保険薬局の開 保険薬剤師その他の従業者 保険薬剤師その他の従業者であつた 薬剤の支給若しくは手当に関し、 これらの給付の支給開始後 若しくは当該職員をして関 次条において同じ。

医師

結果として、 期待できない状態に至つた日。 障害 るまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の 受けている場合においては、 を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれら 予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の 時金を支給する。 政令で定める程度の障害の状態にあるときは、 これらの給付の支給開始後五年を 次条におい て同じ。 に、 その 開始後五 その 効果が 2経過す 傷病 給付 治者に を

略

2

に

第百十七条 機関、 機関、 当該職員をして質問させ、 者、 報告若しくは診療録、 質問し、 険医療機関 あつた者等」 用する者に対し、 を検査させることができる。 を含む。 は管理者、 \mathcal{O} |療機関につき設備若しくは診療録その 負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、 歯科医師、 保険医、 保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しくは管理 保険薬局若しくは特定承認保険医療機関若しくは当該保険医療 若しくは当該保険医療機関 に対し出頭を求め、 保険医、 財務大臣は、 薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使 という。 保険薬剤師その他の従業者であつた者 保険薬局若しくは特定 その行つた診療、 保険薬剤師その他の従業者 帳簿書類その他の物件の提示を求め、 から 組合の療養に関する短期給付につい 又は当該給付に係る療養を行つた保険医 報告若しくは資料の提出を求め、 若しくは当該職員をして関係者に対し 薬剤の支給若しくは手当に関し、 承認保険医 保険薬局若しくは特定承認保険 他その業務に関する帳簿書類 |療機関の開設者若しく (開設者であつた者等 。 以 下 「開設者で ての 若しくは 当該保 費用 医師

から報告

若しくは

療

(開設者で

2 \ 4 略

2 { 4

(略)

ことができる

附

則

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十二条 (略

9

2 \ 8

(略)

のは 健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に 健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき、又は国民 員となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは「老人保 規定を適用する。この場合において、 合員とみなして同条第三項、 特例退職組合員は、 「附則第十二条第一項」と、 第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組 第四項並びに第五項第 同条第五項第一号中「任意継続組合 同条第四項中「第一項」とある 一号及び第三号の

> 附 則

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十二条 (略)

2 \ 8

(略)

9

る。 よる医療を受けることができるに至つたとき、 八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくな から起算して二年を経過したとき」とあるのは 十二条第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組合員となつた日 合員とみなして同条第三項、 つたとき」と読み替えるものとする。 特例退職組合員は、 この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは 第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組 第四項及び第五項第 又は国民健康保険法第 「老人保健法の規定に 一号の規定を適用さ 「附則第

11 略

10

11

略

該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。

10

0 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号) (平成十九年四月施行分)

(附則第五十六条関係)

改 正 案 現 行

(傍線の部分は改正部分)

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)

第五十九条 (略)

2

8

一 (略)

三 (略)

4 (略)

(傷病手当金)

| 員を除く。以下この条から第六十八条の三までにおいて同じ。) が公第六十六条 組合員 (第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合

、組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付

2 (略)

第五十九条

略

3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つ

たときは、 書、 その被扶養者又は国民健康保険の被保険者となつたとき。 七条第二項ただし書及び第三項ただし書において同じ。)若しくは 除く。)及び船員保険の被保険者を含む。 被保険者 する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、 その者が、 (略) 第六十四条ただし書、 行わない。 (健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を 他の組合の組合員 第六十六条第三項ただし書並びに第六十 (地方の組合でこれらの給付に相当 第六十一条第二項ただし 健康保険 0

三 (略)

4

(略)

(傷病手当金)

養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金開デ六十六条 組合員が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療

を切り捨て、 勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の三分の ことができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における 切り上げるものとする。 に服することができない場合には、 務によらないで病気にかかり、又は負傷し、 二に相当する金額 五十銭以上一円未満の端数があるときは、 (当該金額に五十銭未満 を支給する。 傷病手当金として、 の端数があるときは 療養のため引き続き勤務 勤務に服する これを 一円に

出 産手当金

第六十七条 一日 端数があるときは るときは 標準報酬 日までの間において勤務に服することができなかつた期間 (出産の日が出産の予定日後であるときは、 (多胎妊娠の場合にあつては、九十八日) の日額の三分の二に相当する金額 組合員が出産した場合には、 これを一円に切り上げるものとする。)を支給する。 これを切り捨て、 五十銭以上一円未満の端数があ 出産手当金として、 (当該金額に五十銭未満の 出産の予定日) から出産の日後五十六 日につき 以前四十 出産の日

2 ときは、 りでない。 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けている その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、 その給付は、 前項に規定する期間内は、 引き続き支給する。 この限

(育児休業手当金)

から、 準 として、 中報酬の その後における勤務に服することができない 日額の百分の六十五に相当する金額を支給する。 勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日 · 期間 日につき標

(出産手当金

第六十七条 <u>一</u> 日 日までの間において勤務に服することができなかつた期間 標準報酬の日額の百分の六十五に相当する金額を支給する。 (出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日) (多胎妊娠の場合にあつては、九十八日) から出産の日後五十六 組合員が出産した場合には、 出産手当金として、 以前四 出産の 日につき + 日

2 した場合について準用する。 前項の 規定は、 年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出産 ただし、 退職後出産するまでの 間に他

組合の組合員の資格を取得したときは、

この

限りでない。

3 限りでない。 ときは、その給付は、 ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けている 第一項に規定する期間内は、 引き続き支給する

(育児休業手当金)

第六十八条の二 ときは、 れるものとして財務省令で定める場合に該当するときは、 歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認めら 務に服さなかつた期間で当該育児休業等に係る子が一歳 業の制度に準ずる措置による休業を除く。以下この項において同じ。 家族介護を行う労働者の福 員を含む。)であるときに、支給する。 て六月以上組合員 日(その日が当該育児休業等に係る子が基準年齢に達した日後である ただし、 ついては、 日につき標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額を支給する。 をした場合には、 以下この項において 当該金額のうち 当該育児休業等に係る子が基準年齢に達した日) 当該育児休業等をした組合員が当該育児休業等が終了した 組合員が育児休業等 (第百二十四条の二第 育児休業手当金として、 「基準年齢」 |標準報酬の日額の百分の十に相当する金額に 祉に関する法律第二十三条第一 という。)に達する日までの期間 (育児休業、 項 当該育児休業等により勤 に規定する継続長期組合 介護休業等育児又は (その子が 後引き続 項の育児休 一歳六か月

2 3 略

介護休業手当

第六十八条の三 ができない場合には、 組合員についてはこれに準ずる休業として政令で定めるものをい 以下この条において 合員については同法第二十条第一項に規定する介護休暇を、 休暇等に関する法律 組合員が介護のための休業(一般職 「介護休業」 介護休業手当金として、 (平成六年法律第三十三号) という。 により勤務に服すること 当該介護休業により勤 \mathcal{O} の職員の勤務時間 適用を受ける組 その他 \mathcal{O}

> 第六十八条の二 含み、 は、 ては、 ものとして財務省令で定める場合に該当するときは、 服さなかつた期間で当該育児休業等に係る子が一歳(その子が一歳に 制度に準ずる措置による休業を除く。 組合員を除く。 であるときに、 その日が当該育児休業等に係る子が基準年齢に達した日後であるとき につき標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額を支給する。 下この項において 達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められる した場合には、 介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第一項の育児休業の 月以上組合員 当該金額のうち標準報酬の日額の百分の十に相当する金額につい 当該育児休業等に係る子が基準年齢に達した日) 当該育児休業等をした組合員が当該育児休業等が終了した日 第百二十六条の (第百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を 支給する。 育児休業手当金として、 組合員 が育児休業等 「基準年齢」という。)に達する日までの期間 五第 (第百二十六条の五第1 項 に規定する任意継続組合員を除く。 (育児休業、 以下この項において同じ。 当該育児休業等により勤務に 介護休業等育児又は家族 一項に規定する任意継続 一歳六か月。 後引き続いて六) を ただ 日 以

2 3 略

介護休業手当

第六十八条の三 号 の 般職の職員の勤務時間、 組合員を除く。 で定めるものをいい、 呼休暇を、 適用を受ける組合員については同法第二十条第一項に規定する その他の組合員についてはこれに準ずる休業として政令 組合員 以下この条において同じ。 以下この条において「介護休業」という。)に (第百 休暇等に関する法律 一十六条の五第二項に規定する任意継続 が介護のための休業 (平成六年法律第三十三

介護

十に相当する金額を支給する。 務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の百分の四

2~4 (略)

(端数の処理)

第百十五条(略)

の規定を準用する。金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第二条計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数

附則

(短期給付等に係る標準報酬の区分等の特例)

第六条の二 (略)

2

等の 当等の標準期末手当等の額は零とする」とする。 当該累計額が当該政令で定める金額となるようその月の標準期末手当 が百五十万円を超えるときは、 区分)」 「当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手 項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、 第四十二条第一項中 前 額を決定 Ď 項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては 額の累計額が政令で定める金額を超えることとなる場合には、 と、 第四十二条の二第一 その年度にお 「区分」 これを百五十万円とする」とあるのは とあるのは いてその月の翌月以降に受ける期末手 項後段中 「区分(附則第六条の二第 「当該標準期末手当等 改定後の \mathcal{O} 額

報酬の日額の百分の四十に相当する金額を支給する。当該介護休業により勤務に服することができない期間一日につき標準より勤務に服することができない場合には、介護休業手当金として、

2~4 (略)

(端数の処理)

第百十五条 (略)

2

昭和二十五年法律第六十一号)第二条の規定を準用する。計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数

附則

、短期給付等に係る標準報酬の区分等の特例

第六条の二

(略)

2 ľ, 区 は 分 改定が行われたときは 項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、 第四十二条第一項中 前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合におい 「百五十万円 を」とする。 Ł, 第四十二条の二第 (附則第六条の二第 「区分」とあるのは 政令で定める金額 項後段中 項の規定により標準報酬の 「区分(附則第六条の二第 「百五十万円 以下この項におい を 改定後の とあるの ては 区分 て同

3

(略)

0 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)(平成二十年四月施行分)

(附則第五十七条関係)

(傍線の部分は改正部分)

2 · 3 (略)	三〜七 (略)	イ〜ハ (略)	るものをいう。	のを除く。以下この号において同じ。)の収入により生計を維持す	。) で主として組合員 (短期給付に関する規定の適用を受けないも	ないもの(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。)を除く	者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者となら	規定による被保険者をいう。)及び同条各号のいずれかに該当する	医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十条の	二 被扶養者 次に掲げる者(後期高齢者医療の被保険者(高齢者の	一 (略)	当該各号に定めるところによる。	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ	(定義)	下	第九章 罰則(第百二十七条の二―第百三十一条)	第一章~第八章 (略)	目次	改正案
2 · 3 (略)	三〜七(略)	イ〜ハ (略)							持するものをいう。	二 被扶養者 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維	一 (略)	当該各号に定めるところによる。	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ	(定義)		第九章 罰則(第百二十八条—第百三十一条)	第一章~第八章 (略)	目次	現行

(設立及び業務)

2 (略) 第三条 (略)

項各号に掲げる長期給付及び第九十八条第一項第一号の二に掲げる福3組合は、第五十一条第一項各号に掲げる短期給付、第七十二条第一

4 組合は、前項に定めるもののほか、高齢者の医療の確保に関する法祉事業を行うものとする。

律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等 る財政調整拠出金の拠出に関する業務を行う。 下「基礎年金拠出金」という。)の納付並びに第百二条の二に規定す 第百四十一号) 以下「介護納付金」という。) 齢者支援金等 者納付金等」 (平成九年法律第百二十三号) 第百五十条第一項に規定する納付金 という。 (以 下 第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金 「後期高齢者支援金等」 及び同法第百十八条第 並びに国民年金法 という。 項に規定する後期高 (昭和三十四年法律 (以 下 介護保険法 「前期高齢 以 4

ため、第五十二条に規定する短期給付及び第九十八条第一項各号 (第5)組合は、前二項に定めるもののほか、組合員の福祉の増進に資する

5

組合は、

前二項に定めるもののほか、

組合員の福祉の増進に資する

ため、第五十二条に規定する短期給付及び第九十八条第一項各号に掲

(第五章を除き)

以下

「福祉事業」という。

)を行うこ

号の二を除く。

に掲げる福祉事業を行うことができる。

(定款)

| 第六条 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない

一~六 (略)

七 福祉事業 (第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業をいう。

(設立及び業務)

第三条 (略)

2 (略)

号に掲げる長期給付を行うものとする。
3 組合は、第五十一条各号に掲げる短期給付及び第七十二条第一項各

第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に関する業務を行う。 る基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。)の納付並びに 法 という。)、 金」 第八十号) 第八十一条の二第一項に規定する拠出金 一項に規定する納付金 組合は、 (昭和三十四年法律第百四十一号)第九十四条の二第二項に規定す という。 第五十三条第一項に規定する拠出金 前項に定めるもののほか、 介護保険法 国民健康保険法 (以 下 (平成九年法律第百二十三号) 第百五十条第 「介護納付金」という。 (昭和三十三年法律第百九十二号) 老人保健法 以下 (以 下 「退職者給付拠出 (昭和五十七)及び国民年金 「老人保健拠 金 出

(定款)

とができる。

第六条 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない

一~六 (略)

七 福祉事業に関する事項

第五

章を除き、 以下同じ。 に関する事項

2 \ 4 (略)

八·九

(略

(秘密保持義務)

第十三条の二 合の事業 上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。 (短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。 組合の事務に従事している者又は従事していた者は、 に関して職務 組

(準用規定)

第三十六条 第七条、 この場合において、第十一条中「組合の代表者」とあるのは 書」とあるのは「、 意見を記載した書面を添付し」と、同条第三項中「及び事業状況報告 条まで、第十九条及び第二十条の規定は、 と読み替えるものとする。 」と、第十三条中「組合」とあるのは「連合会の役員及び連合会」と 第十六条第二項中「作成し」とあるのは「作成し、これらに監事の 事業状況報告書及び監事の意見を記載した書面 第十一 条から第十三条まで、 連合会について準用する。 第十四条から第十七 「理事長

(短期給付の種類等)

第五十一条 この法律による短期給付は、 次のとおりとする。

· -(略)

<u>ニ</u>の ニ 高額療養費及び高額介護合算療養費

三~十三 (略)

2 部分を除く。 短期給付に関する規定 以下この条において同じ。 (育児休業手当金及び介護休業手当金に係る は 後期高齢者医療の被保

> 八・九 (略)

2 \ \ 4

(略)

(準用規定)

第三十六条 報告書及び監事の意見を記載した書面」と読み替えるものとする。 」とあるのは「作成し、これらに監事の意見を記載した書面を添付し あるのは「連合会の役員及び連合会」と、第十六条第二項中「作成 中「組合の代表者」とあるのは「理事長」と、第十三条中「組合」と 条の規定は、連合会について準用する。この場合において、第十一条 と 同条第三項中「及び事業状況報告書」とあるのは「、 第七条、 第十一条から第十七条まで、第十九条及び第二十 事業状況

第五十一条 この法律による短期給付は、 · : (略)

次のとおりとする。

(短期給付の種類)

<u>ー</u>の 高額療養費

三 ~ 十 三 (略)

険者等に該当する組合員には、適用しない。

- 用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。 の適用を受けない組合員となつたときは、短期給付に関する規定の適 短期給付に関する規定の適用を受ける組合員が前項の規定によりそ
- たものとみなす。 期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に組合員となつが後期高齢者医療の被保険者等に該当しないこととなつたときは、短く 第二項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない組合員

(附加給付)

げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行うことができる。第五十二条 組合は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲

(療養の給付)

に掲げる療養の給付を行う。第五十四条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次

一~五 (略)

- 2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする
- の翌月以後である組合員(以下「特定長期入院組合員」という。)護であつて、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看であの(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第金事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて

(附加給付)

付にあわせて、これに準ずる短期給付を行うことができる。第五十二条 組合は、政令で定めるところにより、前条各号に掲げる給

(療養の給付)

の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行うとができる者を除く。次条から第五十六条の三までにおいて同じ。)第五十四条 組合は、組合員(老人保健法の規定による医療を受けるこ

一~五 (略)

- 。 2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする
- 翌月以後である組合員(以下「特定長期入院組合員」という。)に護であつて、当該療養を受ける際、七十歳に達する日の属する月の四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看行うもの(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて

に係るものを除く。以下「食事療養」という。)

3 (略) (略)

(療養の機関及び費用の負担)

第五十五条 (略)

2 は、 る。 Ļ 得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとす の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて る場合の区分に応じ、 から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、 前 又はその支払を要しないものとすることができる。 組合は、 ただし、 項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局 運営規則で定めるところにより、 前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合に 当該給付について健康保険法第七十六条第二項 当該一部負担金を減額 次の各号に掲げ

一 (略)

る場合を除く。) 百分の二十 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げ

三 (略)

3~7 (略)

(家族療養費)

療養に要した費用について組合員に対し家族療養費を支給する。第五十七条 被扶養者が保険医療機関等から療養を受けたときは、その

係るものを除く。以下「食事療養」という。)

二~四 (略)

3 (略)

(療養の機関及び費用の負担)

第五十五条 (略)

2

一前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局し、又はその支払を要しないものとすることができる。し、又はその支払を要しないものとすることができる。し、又はその支払を要しないものとすることができる。し、又はその支払を要しないものとすることができる。し、又はその支払を要しないものとすることができる。し、又はその支払を要しないものとすることができる。し、又はその支払を要しないものとすることができる。し、又はその支払を要しないものとすることができる。し、又はその支払を要しないものとすることができる。し、又はその支払を要しないものとすることができる。

一 (略)

る場合を除く。) 百分の十二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げ

三 (略)

3~7 (略)

(家族療養費)

ついて組合員に対し家族療養費を支給する。

が保険医療機関等から療養を受けたときは、その療養に要した費用にきる者を除く。以下この条から第五十七条の四までにおいて同じ。)

生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額(当該療養に食事療養が含

とする。

の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、一当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費

七十(後であって七十歳に達する日の属する月以前である場合(百分の)(後であって七十歳に達する日の属する月以前である場合(百分のイ)被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以

額

日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十 被扶養者(ニに規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する

二 (略)

二•三 (略)

3~9 (略)

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付

際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用例被保険者等」という。)となつた場合において、その者が退職した規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者(次項において「日雇特第五十九条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に

生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額(当該療養に食事療養が含

とする。

額の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費

歳に達する日の属する月以前である場合。百分の七十一被扶養者が三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十

イ

日の属する月の翌月以後である場合「百分の九十八一被扶養者(二に規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する

二 (略)

二•三 (略)

3 \ 9

(略

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付

際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用例被保険者等」という。)となつた場合において、その者が退職した規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者(次項において「日雇特第五十九条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に

サー 同じ。 五第一 護保険法の規定による居宅介護サービス費 項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。 同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第 及び第八十七 サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。 療養費又は 療養費、 続して療養の給付 スに係るものに限る。 条の二第 及び第八十七条の五第一 第八十七条の五第一 第八十七 よる当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅 る指定居宅サービスに係るものに限る。 による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項 ービス費 二十三項に規定する施設サービスに係るものに限る。 項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。 同 施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は には、 ビス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む 法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第 (同 項にお)を受けているとき .法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第 療養費、 条の五第一 (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八 項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサー 当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気につ 介護保証 条の五第一 いて同じ。 訪問 険法 項におい 項において同じ。 入院時食事療養費 以下この条及び第八十七条の五第 の規定による居宅介護サービス費 看護療養費、 項において同じ。 項において同じ。 (その者が退職した際にその被扶養者が介 て同じ。 特例居宅介護サービス費 家族療養費若しくは家族 若しくは介護予防サー 若しくは特例施設介護サ 以下この条及び第八十七条の 入院時生活療養費、 特例居宅介護サービス費 若しくは特例介護予防 施設介護サービス費 以下この条及び 以下この (同 (同 項にお 法の 以下この 以下この条 保険 に規 訪問 法 介護予防 条及び が規定に -ビス費 \mathcal{O} て継 定す 規 看 条 て ビ サ Ė 定 護

は 費 が

保険

外併用療養費若

しくは医

介護保険法の規定による居宅介護サービス費、

特例居宅介護サービ

分訪問

1

第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサ 防サービス費 条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。 ス費 居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。 定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一 条の 療養費若しくは老人保健法 の条及び第八十七条の五第一項において同じ。 及び第八十七条の 第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。 定する指定居宅サービスに係るものに限る。 規定による当該給付のうち 看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サ 院時生活療養費 療養費、 条第二十三項に規定する施設サービスに係るものに限る。 及び第八十七条の五第一 . 老人保健法の て同じ。 ・ビス費 ビスに係るものに限る。 条及び第八十七条の五第一項において同じ。)、 (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四 五第 (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三 療養費、 一項において同じ。 (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同 を受けているとき (同法の規定による当該給付のうち 規定による医療 五第 訪問 保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問 看護療養費、 一項において同じ。 項において同じ。 以下この条及び第八十七条の 療養に相当する同法第四十一 \mathcal{O} 規定による医 (その者が |療費若しくは老人 特例居宅介護サービス費 入院時食事療養費 家族療養費若しくは家族 退 療 若しくは介護予防 以下この条及び第八 若しくは特例施設介護 一職した際にその 入院 若しくは特例 療養に相当する同 施設介護サー ービス費 時 食事 入院時 五第 条第 項に規定する 看護療養費又 以下この 以下この 療 (同 被扶 生活療養 訪 (同 項にお 以下こ 法の 項に規 法第 介護予 問 以下こ 十七七 養者 法 ピ 看護 条 法 条 ス 規 入 ピ 八 条 \mathcal{O}

費 \mathcal{O}

看護療養費又は家族移送費を支給する。用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問

2 サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む 継続して家族療養費、 護保険法の規定による居宅介護サービス費、 が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき つて、 員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。 被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者 より前 (当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が介)には、 施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防 組合員が死亡により資格を喪失し、 かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例 項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であ 当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、 家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合 又は組合員であつた者が死亡に 特例居宅介護サービス費 2

たときは、行わない。
3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つ

費、療養費、訪問看護療養費、移送費(次項に規定する移送費を除の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養一 当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養

家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、ついて継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、きを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気にきを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気に入費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくはス費、施設介護サービス費若しくは

る。 含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気につい 予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを 護保険法の規定による居宅介護サービス費、 保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は 被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者 つて、 組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給す て、 が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき より前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であ 人保健法の (当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が老 施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護 組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が 継続して家族療養費、 かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例 規定による医療、 家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該 入院時食事療養費、 特例居宅介護サービス費 入院時生活療養費、 死亡に 介

療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費(次項前段に規定する移の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養

至つたとき。項に規定する家族移送費を除く。)の支給を受けることができるにく。)、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費(同く。)、

一 その者が、 康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。 条第二項ただし書において同じ。 除く。)及び船員保険の被保険者を含む。第六十一条第二項ただし する給付を行うものの組合員、 被保険者 第六十四条ただし書、 (健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を 他 の組合の組合員 第六十六条第三項ただし書及び第六十七 私学共済制度の加入者、 (地方の組合でこれらの給付に相 若しくはその被扶養者、 健康保険 国民健 \mathcal{O}

三(略)

> 送費 費の支給を除く。 費 該当する場合における医療又は入院時食事療養費、 とができるに至つたとき、又は老人保健法の規定による医療若しく 送費を除く。)、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移 は入院時食事療養費 保険外併用療養費 老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給 (同項前段に規定する家族移送費を除く。 を受けることができるに至つたとき 入院時生活療養費 医療費、 老人訪問看護療養費若しくは移送 保険外併用療養費、 (同項後段の の支給を受けるこ 入院時生活療養 対規定に 医 療

二 (略)

4 医療費 を含む。)又は移送費若しくは家族移送費(当該特別療養費に係る療 項において準用する同法第百三十二条の規定により支給される療養費 医療又は入院時食事療養費 当するものが、 各号に掲げる者であつて を受けることができる間は、 養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。)の支給 健康保険法第五章の規定による特別療養費(同法第百四十五条第六 第一項及び第二項の規定による給付は、 老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることがで 当該病気又は負傷について、 健康保険法第百四十五条第 行わない。老人保健法第二 入院時生活療養費 当該病気又は負傷につい 老人保健法の規定による 保険外併用療養費、 一十五条第 項の規定に該 項

高 額療養費)

第六 家族訪問 \mathcal{O} その療養に要した費用につき保険外併用療養費、 養及び生活療養を除く。 採られるときは、当該減額された一部負担金) の保険外併用療養費、 に相当する金額を控除した金額 第三項に規定する一部負担金 額」 、十条の二 療養の給付につき支払われた第五十五条第二項若しくは 家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額 という。 看護療養費の支給を受けた者に対し、 が著しく高額であるときは、 療養費、 次項において同じ。 (第五十五条の二第一項第一号の措置が 訪問看護療養費、 (次条第 項において「一 の額又は療養 その療養の給付又はそ に要した費用の額 高額療養費を支給する 家族療養費若しくは 療養費、 部負担金等 訪問 (食事療 看護療 から

略

2

高 質和介護。 合算療養費)

第六十条の三 金額 額に相当する金額を控除した金額) 係る療養の給付又は保険外併用療養費 が支給される場合にあつては、 する介護予防サー る場合にあつては、 に介護保険法第五 (同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、 合計 額 部負担金等の が著しく高額であるときは + ビス利用者負担額 当該支給額に相当する金額を控除 条第 額 項に規定する介護サ 当該支給額に相当する金額を控除した (前条第 及び同法第六十 (同項の高額介護) 療養費、 項の 当 該 高額療養費が支給され 訪問看護療養費 部 ・ビス 条第 予防サ 負担 した金額 利用者負担 金等 項に規定 当該支給 ビス費 \mathcal{O} 並び 額

> きる間も、 同 |様とする。

(高額療養費)

第六十条の二 療養の給付につき支払われた第五十五条第二項若しくは 費を支給する 養費、 その療養に要した費用につき保険外併用療養費、 採られるときは、当該減額された一部負担金) 養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、 の給付又はその保険外併用療養費、 に相当する金額を控除した金額が著しく高額であるときは、 養及び生活療養を除く。 第三項に規定する一部負担金 家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額 次項において同じ。 (第五十五条の二第一 療養費、 訪問看護療養費、 に要した費用の の額又は療養 療養費、 項第一 訪問 号の措置 その療養 高額療養 (食事療 額から 家族療 看護療 が

2 略

族療養費若しくは家族訪問 看護療養費の支給を受けた者に対 L 高額

介護合算療養費を支給す

2 前条第 一項の規定は 高額介護合算療養費の支給について準用する

(障 害 時金の受給権者

第

ス費、 療の 養費、 その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが 八十七条の五 \mathcal{O} 次条におい 日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。 れらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、 護予防サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格 用療養費、 退職した場合において、 よる居宅介護サービス費、 障害の状態にあるときは、 確保に関する法律 特例施設介護サービス費、 医療費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定に て同じ。 療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは高齢者の 公務によらないで病気にかかり、 に、 \mathcal{O} その退職の日 規定による療養の給付若しくは保険外併用療 その傷病の結果として、 特例居宅介護サービス費、 その者に障害 介護予防サービス費若しくは特例 (療養の給付若しくは保険外併 一時金を支給する。 又は負傷した者で、 政令で定め 施設介護サービ いる程度 介 医

2 略

祉 事業

第九十八条 組 合又は連合会の行う福祉事業は、 次に掲げる事業とする

組 合員及びその被扶養者の健康教育、 健康相談、 健康診査その他

> (障 害 時金の受給権者

第八十七条の は、 治療の効果が期待できない状態に至つた日。 ビス費、 問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費 用療養費、 退職した場合において、その退職の日 その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが その |年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその らの給付を受けている場合においては、 開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこ 特例居宅介護サービス費、 規定による医療若しくは保険外併用療養費、 その者に障害一 傷病の結果として、 介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給 五. 療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法 公務によらないで病気にかかり、 時金を支給する。 政令で定める程度の障害の状態にあるとき 施設介護サービス費、 (療養の給付若しくは保険外併 これらの給付の支給開始後 次条において同じ。 医療費若しくは老人訪 又は負傷した者で、 特例施設介護サ 症状が)固定 に

2 略

五. れ

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

(福祉事 業

第九十八条 組合又は連合会の行う福祉事業は、 次に掲げる事業とする

組合員及びその被扶養者の健康教育、 健康相談、 健康診査その他

の健康の保持増進のための必要な事業 (次号に掲げるものを除く。

の 二 条の二において は康診査及び同 高齢者 の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定 法第 特定健康診査等」という。 十四四 条の規定による特定保健指導 (第九十九

略

2 • (略

(費用負担の原則

第九十九条 ては、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。 当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算 を含む。第三項において同じ。)のうち次の各号に規定する費用は、 齢者支援金等 定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用につい 組合の給付に要する費用 介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用 (前期高齢者納付金等及び後期高

額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくな おいて同じ。 による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。次項第一号に るようにすること。 金等の納付に要する費用を含み、 短期給付に要する費用)

については、 (前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援 当該事業年度におけるその費用の予想 第三項 (第二号を除く。) の規定

2 7 (略)

国 \mathcal{O} (補助)

第九十九条の二 国は、 予算の範囲内におい 組合の事業に要する費

> 0 健康の保持増進のための必要な事業

二~八 (略)

2 • (略)

第九十九条 とする。この場合において、第三号に規定する費用については、少な 三項において同じ。)のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に 出金、 定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するもの (費用負担の原則) 介護納付金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。 組合の給付に要する費用 (老人保健拠出金、

退職者給付拠

第

くとも五年ごとに再計算を行うものとする。

同じ。 該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるよう 同項に規定する国等の負担に係るものを除く。次項第一号において 納付に要する費用を含み、 にすること。 短期給付に要する費用)については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当 (老人保健拠出金及び退職者給付拠出金) 第三項 (第二号を除く。) の規定による

(略)

ができる。用のうち、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助すること

第百条 (略)

掛

金

2 (略)

係るものにあつては、連合会)の定款で定める。と掛金との割合は、組合(第九十九条第二項第二号に規定する掛金にして算定するものとし、その標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準と

により、掛金の額を調整することができる。
算定上の単位を異にする組合員となつたときは、政令で定めるところ4組合員が、その組合内において、第九十九条第一項第三号の費用の

4

 \mathcal{O}

にあつては、

連合会)

の定款で定める。

5 (略)

(船員組合員の療養の特例)

七までの規定の例による。
七までの規定の例による。
七までの規定の例による。
七までの規定の規定の例による。
七までの規定の規定にかかり、若しくは
りくは負傷し、又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり、若しくは
第百二十条
船員組合員が公務又は通勤によらないで病気にかかり、若

(船員組合員の療養以外の短期給付の特例)

員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十一条第一項第三号第百二十一条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合

(掛金)

第百条 (略)

2 (略)

と掛金との割合は、組合(前条第二項第二号に規定する掛金に係るもして算定するものとし、その標準報酬の月額及び標準期末手当等の額3 掛金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準と

、掛金の額を調整することができる。の単位を異にする組合員となつたときは、政令で定めるところによりの単位を異にする組合員となつたときは、政令で定めるところにより組合員が、その組合内において、前条第一項第三号の費用の算定上

5 (略)

(船員組合員の療養の特例)

(船員組合員の療養以外の短期給付の特例)

員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十一条第三号から第第百二十一条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合

を除く。)は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれかから第十三号までに掲げる短期給付(その給付事由が通勤によるもの

· _ (略)

の給付とする。

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第百二十六条の五 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつものを除き、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。 まる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短きる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短きる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短きる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短ものを除き、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2~4 (略)

ら、その資格を喪失する。その翌日(第四号又は第六号に該当するに至つたときは、その日)かるの翌日(第四号又は第六号に該当するに至つたときは、5 任意継続組合員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、

一~五 (略)

六 後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

6 (略

、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第百二十七条の二 第十三条の二の規定に違反して秘密を漏らした者は

。)は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給十三号までに掲げる短期給付(その給付事由が通勤によるものを除く

一•二 (略)

付とする。

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第百二十六条の五 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつとみなす。

2~4 (略)

失する。
日(第四号に該当するに至つたときは、その日)から、その資格を喪
5 任意継続組合員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌

一~五 (略)

6 (略)

(罰則)

第百二十八条 (略

附則

.

職

者給付拠出

金

 \mathcal{O}

納付が

行わ

れる場合における組

合

0

業務等

 \mathcal{O}

特

給付 規定する拠出金 民健康保険法 定の適用に 例 により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第 条の二 拠出 第九十九条第 附則第十 金 ついては、 介護納力 当分の間 昭 条第 (以 下 和三 付 項中 一十三年法律第百九十二号) 項 第三条第四項中 金並びに」 「退職者給付拠出金」 国民健康保険法 に規定する拠出 「介護納付金並びに」 Ł 同項第 「介護保険法」 金の納付 昭 という。 和三十三年法律第 号中 附則第-とあるのは が 同 とあるの 条第 0 十条第 納付 介護保険法 項 「退職者 とある 項 は 百 項に の規 規定 九十 国

(特例退職組合員に対する短期給付等)

のは

一並びに退職者給付拠出金の納付」とする。

第十二条 律第 当該特定共済組合に申し出ることができる。 該特定共済組合の組合員として短期給付を受けることを希望する旨を 共済組合の定款で定めるものは、 条の二第一 を受けた組合 五第二項に規定する任意継続組合員であるときは、 合員であつた者で健康保険法等 財務省令で定める要件に該当するものとして財務大臣の認可 項に規定する退職被保険者であるべきもののうち当該特定 号)第 (以下この条において「特定共済組合」 条の規定による改正前の国民健康保険法第八 \mathcal{O} 財務省令で定めるところにより、 部を改正する法律 ただし、 この限りでない。 第百二十六条の という。 (平成十 年法 の組 当

|第百二十八条 (略)

附則

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十二条 保険者であるべきもののうち当該特定共済組合の定款で定めるもの とができる。ただし、第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組 短期給付を受けることを希望する旨を当該特定共済組合に申し出るこ 合員であつた者で国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退 を受けた組合 合員であるときは、 財務省令で定めるところにより、 財務省令で定める要件に該当するものとして財務大臣の (以下この条において「特定共済組合」という。 この限りでない 当該特定共済組合の組合員として 0 認 職 は 被 組 口

2 \ 8 略

9 険法等 のは 規定を適用する。 員となつた日から起算して二年を経過したとき」 合員とみなして同条第三項、 特例 「附則第十二条第一項」 \mathcal{O} 退職組合員は、 部 この場合において、 第百二十六条の五第二項に規定する任 Ł, 第四項並びに第五項第 (平成十八年法律第 同条第五項第一号中 同条第四項中 とあるのは 第 一号及び第 「任意継続組合 号) 項」 意継続. 健 とある 三号の 康保 組

条の のとする。 退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と読み替えるも 対規定による改正前 の国民健康保険法第八条の二 第 項に規定する

を改正する法律

第

10 11 略

け (年金保険者たる共済組合等に係る拠出 る組合及び連合会の業務等の特 例 金の納付が行われる場合にお

第二十条の二 二項 十四四 は 附則第十八条第一項に規定する拠出金 びに国民年金法 納付が同項の規定により行われる場合における第三条第四項、 1 及び第九十九条第一項の規定の適用については、 とあるのは . う。 という。 条第二項第一号、 「及び年金保険者拠出金の納付並びに」 条の二第二項に規定する基礎年金拠出金 に規定する基礎年金拠出 Ł, 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出 並びに厚生年金保険法 第二十一条第二項第 (昭和三十四年法律第百四十一号) 国民年金法 第二十四条第一 金 (昭和三十四年法律第百四十一号) 第九 (以下「基礎年金拠出 項第七号、 (昭 一号中 (以 下 和二十九年法律第百十五号) と ヮ (以 下 「年金保険者拠出 納付並びに」 第三十五条の二第 「の納付及び」とある 第三条第四項中 第九十四条の 「基礎年金拠出 金 という。 とあるの [金] と 第 金の 並 <u>-</u> 十 一第 項 金

> 2 \ 8 略

9 健法の 該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。 健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に のは 規定を適用する。 員となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは 合員とみなして同条第三項、 特例 「附則第十二条第一項」と、 規定による医療を受けることができるに至つたとき 退 職 組合員は、 この場合において、 第百二十六条の五第二項に規定する任意継続 第四項並びに第五項第一号及び第一 同条第五項第一号中 同条第四項中 第 「任意継続組合 項 又は国民 一老人保 とあ 三号の る 組

10 11 略

ける組合及び連合会の業務等の (年金保険者たる共済組合等に係る拠 特例 は出金の納付が 行われる場合にお

第二十条の二 という。 及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、 兀 とあるのは 項に規定する基礎年金拠出金 び国民年金法 及び第九十九条第一項の規定の適用については、 納付が同項の規定により行われる場合における第三条第四項、 第十八条第一項に規定する拠出金 一条第二項第一号、) 」 と、 |条の二第二項に規定する基礎年金拠出金 第二十一条第 及び厚生年金保険法 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠 (昭和三十四年法律第百四十一号) 国民年金法 第二十四条第一 項 (昭和三十四年法律第百四十一号) 第九十 第 (以 下 (昭和二十九年法律第百十五号) 号中 (以 下 項第七号、 「基礎年金拠出 ヮ 「年金保険者拠出金」という 納付並びに」 (以 下 「の納付及び」とあるのは 第三十五条の二第 第九十四条の二第二 第三条第四項中 「基礎年金拠出金」 金」という。)」 とあるの 第二十 出 は 附則 金の 及 項

七号中 のは 出金」 拠出金及び年金保険者拠出金」とする。 同項第三号中「を含み」とあるのは「及び年金保険者拠出金を含み」 金保険者拠出金並びに」と、 者拠出金」と、第三十五条の二第一項中「及び」とあるのは 第百二条の三第二項中 「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、 とあるのは 「基礎年金拠出金」 基礎年金拠出金並びに年金保険者拠出金」と、 とあるのは 「基礎年金拠出金」 第九十九条第一項中 「基礎年金拠出金及び年金保険 とあるのは 第二十四条第一項 「並びに基礎年金拠 「基礎年金 「及び年 第

例) (病床転換支援金等の納付が行われる場合における組合の業務等の特)

第二十条の二の二 第四 等」とする。 者支援金等」とあるの 転換支援金等」 援金等」 第三条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、 する政令で定める日までの 及び同法附則第七条第 換支援金等 頃中 という。 及び同法 0 という。 納 高齢者の 付 が同 とあるのは は 項に規定する病床転換支援金等 とあるのは **|**条第| 間 医 温療の Ł, 後期高齢者支援金等及び病床転換支援 項 同法附則第七条第 確保に関する法律附則第二条に規定 第九十九条第 の規定により行われる場合における 後期高齢者支援金等」 同法」 項中 کر 項に規定する病床 「及び後期高齢 後期高齢者支 (以 下 とい 第三条 う。 「病床

0 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号) (平成二十四年四月施行分)

(傍線の部分は改正部分)

(附則第五十八条関係)

2 第五十五条の四 2 6 第五十五条の三 第五十四条 (入院時生活療養費) (入院時食事療養費) (療養の給付) (略) (略) (略) (略) (略) 改 正 案 第五十五条の四 7 2 6 第五十五条の三 3 2 第五十四条 する。 項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第1 臣が定める療養に係るものを除く。 十六項に規定する療養病床等に入院している者については、 (入院時食事療養費) (入院時生活療養費) (療養の給付) 第 第五十四条第三項の規定は、 (略) 項の給付 (略) (略 (略) (略) (健康保険法第六十三条第四項に規定する厚生労働大 現 入院時食事療養費の支給について準用 は、 介護保険法第四十八条第 行 行わない

3 2

(略)

前条第三項から第六項までの規定は、

入院時生活療養費の支給につ

3 2

(略)

生活療養費の支給について準用する。

第五十四条第三項及び前条第三項から第六項までの規定は、

入院時

いて準用する。

五 (五(
の支給について準用する。 の支給について準用する。 第五十五条の三第三項から第六項までの規定は、保険外併用療養費2 (略)	は、保険外併用療養費の支給について準用する。3 第五十四条第三項及び第五十五条の三第三項から第六項までの規定2 (略)
(家族療養費) 4 (略)	(家族療養費)
第五十七条 (略)	第五十七条 (略)
2~6 (略)	2~6 (略)
、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十四条第三項、
8・9 (略) 2月72	8・9 (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の

0 地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年九月八日法律第百五十二号) (平成十八年十月一日施行分)

(附則第六十四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

(不正受給者からの費用の徴収等)

改

正

案

第四十九条 三項の規定により支払つた一部負担金 金額 を控除した金額) る場合には、 措置が採られるときは、 (その給付が療養の給付であるときは、 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者があ 組合は、 の全部又は一部を徴収することができる。 その者から、その給付に要した費用に相当する 当該減額された一部負担金)に相当する額 (第五十七条の二第 第五十七条第二項又は第 項第 号

2 により徴収すべき金額を納付させることができる。 載をしたため、 をいう。 関において診療に従事する保険医 保険医又は主治の医師に対し、 項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記 前項の場合において、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機 又は健康保険法 その給付が行われたものであるときは、 (大正十一年法律第七十号) 給付を受けた者と連帯して前項の (第六十条第一項に規定する保険医 第八十八条第 組合は、 規定 その 2

問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返すがを受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪らその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の険薬局又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽る 組合は、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保

(不正受給者からの費用の徴収等)

現

行

の全部又は一部を徴収することができる。
三項の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除した金額)金額(その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項又は第金額(その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項又は第第四十九条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者があ

規定により徴収すべき金額を納付させることができる。 その保険医又は主治の医師に対し、 の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、 条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽 機関若しくは第五十七条の三第 険医をいう。)又は健康保険法 療機関において診療に従事する保険医 前項の場合において、 第五十七条第一 項第 (大正十一年法律第七十号) 給付を受けた者と連帯して前 (第六十条第一項に規定する保 一号に規定する特定承認保険 項第三号に規定する保険 組合は、 第八十八 医 項の 療

の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局若しくは偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用医療機関又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が険薬局若しくは第五十七条の三第一項第一号に規定する特定承認保険3 組合は、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保

還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

(短期給付の種類)

第五十三条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費 一療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用

二~十三(略)

(通勤による災害に係る補償との調整)

第五十五条の二 次条第一項又は第五十七条の三から第五十七条の五ま 。)による災害に係るもの又はこれに相当する給付が行われることと 補償でこれらの給付に相当する通勤 療養費 給付又は入院時食事療養費、 の四第一項、 の三第一項、 の病気、負傷又は死亡に関し、地方公務員災害補償法の規定による 家族移送費、 第五十八条第一項若しくは第二項、 訪問看護療養費、 第六十五条若しくは第六十八条第一項に規定する療養の 第五十九条第 埋葬料、家族埋葬料若しくは傷病手当金の支給は、 移送費、 項、 入院時生活療養費、 第五十九条の三第一項 家族療養費 (同法第二条第二項の通勤をいう 第五十八条の二、 家族訪問看護療養費 保険外併用療養費、 第五十九条 第五十八条 同

(療養の給付)

なつたときは、

行わない。

第五十六条 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする

た額を納付させることができる。額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者に対し、その支払つた

(短期給付の種類)

第五十三条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

療養費及び移送費を発養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護

二~十三 (略)

(通勤による災害に係る補償との調整

第五十五条の二 次条第一項又は第五十七条の二、第五十七条の三、 病気、 たときは、 問看護療養費、 規定する療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、 五十八条第一項若しくは第二項、 による災害に係るもの又はこれに相当する給付が行われることとなつ でこれらの給付に相当する通勤 項、 負傷又は死亡に関し、地方公務員災害補償法の規定による補償 第六十五条第一項若しくは第二項若しくは第六十八条第一項 行わない。 移送費、 埋葬料若しくは傷病手当金の支給は、 (同法第二条第二項の通勤をいう。) 第五十八条の二、第五十八条の三第 同一 0) 訪 第

(療養の給付)

第五十六条 (略)

2 食事の提供である療養(前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの

0

翌月以後である組合員 護であ 行うもの |号に掲げる療養病床 食事 の提供 つて、 (医療法 当該療養を受ける際、 である療養であ (昭和二十三年法律第二百五号) 第七条第二項第 (以下「特定長期入院組合員」という。 の入院及びその療養に伴う世話その他の看 つて前で 七十歳に達する日の属する月 項 (第五号に掲げる療養と併 せて \mathcal{O}

う。 次に掲げる療養であ (特定長期入院組合員に係るものに限る。 つて前項第五号に掲げる療養と併 以下 |生活療養」と せて行うも

係るものを除く。

以下

「食事療養」

という。

食事の提供 である療養

口 健康保険法第六十三条第 温度、 という。 照明及び給水に関する適切な療養環境の 一項第三号に掲げる療養 形成である療養 〇 以 下 評 価 療

兀 養」 健康保険法第六十三条第 という。 一項第四号に掲げる療養 以下 選 定療

略

3

(療養の機関及び費用 の負担

第

五十七条

(略)

2 る。 得た金額を一 る場合の区分に応じ、 から療養の給付を受ける者は、 の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局 ただし、 部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとす 前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を 当該給付について健康保険法第七十六条第二項 その給付を受ける際、 次の各号に掲げ

3 略

(療養の機関及び費用の 負担

第

五十七条

(略)

2 る。 得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとす る場合の区分に応じ、 から療養の給付を受ける者は、 の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局 ただし、 前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を 当該給付について健康保険法第七十六条第二項 その給付を受ける際、 次の各号に掲げ

に係る給付は、 に規定する厚生労働大臣が定める療養 前項の給付に含まれないものとする。 以 下 「選定療養

十三条第一 に限る。

下

以

「食事療養」

という。

に係る給付及び

健康保険法第六

負担金を減額し、 受ける場合には、 組合は、 又はその支払を要しないものとすることができる。 運営規則で定めるところにより、当該 部

七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十

あるとき 令で定めるところにより算定した給料の額が政令で定める額以上で 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、 百分の三十 政

3 (略)

4

払わないときは、 努めたにもかかわらず、 第 局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく 支払を受領しなければならないものとし、 を徴収することができる。 保険医療機関又は保険薬局は、 項第 当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた組合員から、 号の措置が採られるときは、 組合は、 組合員が当該 当該保険医療機関又は保険薬局の請求によ 第二項に規定する一部負担金 一部負担金の全部又は 当該減額された 保険医療機関又は保険薬 部負担 一部を支 (次条 金)

5 担金 額を負担し、 ŧ 支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除 医療機関又は薬局に支払うものとする 療養に要する費用から組合員が支払うべき第一 同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用から組合員が 組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、 のとした場合の (次条第 第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局につい 項各号の措置が採られるときは 部負担 金 に相当する金額を控除した金額を当該 二項に規定する 当該措置が採られた 組合は した金 部負 ては

> 負担金を減額し、 受ける場合には、 組合は、 又はその支払を要しないものとすることができる。 運営規則で定めるところにより、 百分の三十 当該 部

次号又は第三号に掲げる場合以外の場合

(略)

あるとき 令で定めるところにより算定した給料の額が政令で定める額以上で 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、 百分の二十 政

(略)

3

4

収することができる。 該 にもかかわらず、組合員が当該一部負担金の全部又は一部を支払わな 良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めた を受領しなければならないものとし、 いときは、 保険医療機関又は保険薬局は、 部負担金の全部又は 組合は、 当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、 部を支払わなかつた組合員から、 第二項に規定する一部負担金の支払 保険医療機関又は保険薬局が善 これ を徴 当

ものとする。 担金に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払う 額を負担し、 支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除 療養に要する費用から組合員が支払うべき第二項に規定する 同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用から組合員が 組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、 第一項 第二号又は第三号の医療機関又は薬局につい 組合は した金 一部負 ては

5

6 7 略

6 •

略

(一部負担金の額の特例)

第五 あると認められるものに対し 又は薬局に同条第一 ある組合員であつて、 十七条の二 組合は、 一項の規定による 前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関 災害その他 次の措置を採ることができる。 の総務省令で定める特別 部負担金を支払うことが困難で \mathcal{O} 事 情 が

- 一一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。

に徴収することとし、その徴収を猶予すること。 三 当該医療機関又は薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接

2 項 Ł を同条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うを 第 部負担金を当 つて足り 前 項の措置を受けた組合員は、 号の措置を受けた組合員にあつてはその減額された一 前 「該医療機関又は薬局に支払うことを要しない。 項第二号又は第三号の措置を受けた組合員にあ 前条第二項の規定にかかわらず、 部負担 つては 金 前

(入院時食事療養費)

ついて入院時食事療養費を支給する。

「知る時代で食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用にいて同じ。」が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一第五十七条の三 組合員(特定長期入院組合員を除く。以下この条にお

例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第八十

(入院時食事療養費)

について入院時食事療養費を支給する。 の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養第五十七条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、前条第

例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第八十

。)を控除した金額とする。 に規定する食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」というの額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から同項

- に支払うことができる。

 に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関うべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として組合員食事療養を受けた場合は、組合は、その組合員が当該医療機関に支払4 組合員が第五十七条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関から

5 (略)

交付しなければならない。について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を6 第五十七条第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用

(略

7

(入院時生活療養費)

活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生より、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五十七条の四 特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷に

五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養について健康保険法第八十

に規定する標準負担額(以下「標準負担額」という。)を控除した金の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から同項

額とする。

- ているのとみなす。 額の支払を免除したときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給しのうち入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金切られいて、組合がその組合員の支払うべき食事療養に要した費用場合員が前条第一項第一号に掲げる医療機関から食事療養を受けた
- うことができる。
 すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関に支払食事療養に要した費用について入院時食事療養費として組合員に支給養を受けた場合は、組合は、その組合員が当該医療機関に支払うべき 組合員が前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関から食事療

4

5 (略)

なければならない。 て支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付し6 前条第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用につい

7 (略)

同項に規定する生活療養標準負担額(以下「生活療養標準負担額」と費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)から定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した

生活療養費の支給について準用する。 第五十六条第三項及び前条第三項から第六項までの規定は、入院時

う

を控除した金額とする。

(保険外併用療養費)

した費用について保険外併用療養費を支給する。という。)から評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要と外う。)から評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要出条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局(以下「保険医療機関等」第五十七条の五 組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十

を支給する。

額)から、その額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用のまりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該療第八十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところに当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について健康保険法

特定療養費

げる療養を受けたときは、その療養に要した費用について特定療養費第五十七条の三 組合員が公務によらない病気又は負傷により、次に掲

機関(以下「特定承認保険医療機関」という。)から受けた療養健康保険法第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療

| 医療機関を除く。以下「保険医療機関等」という。)から受けた選二|| 第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局(特定承認保険

まれるときは、当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額)とする。特定療養費の額は、第一号に掲げる金額(当該療養に食事療養が含定療養

の額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から、そこの例により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費二項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算一当該療養(食事療養を除く。)について健康保険法第八十六条第一

、当該現に食事療養に要した費用の額)から食事療養標準負担額をの額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときはときは、当該措置が採られたものとした場合の額)を控除した金額ときは、当該措置が採られたものとした場合の額)を控除した金額の一部負担金について第五十七条の二第一項各号の措置が採られるに、同項各号に定める割合を乗じて得た額(療養の給付に係る同項じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額(療養の給付に係る同項

控除した金額

に定める割合を乗じて得た額を控除した金額

金額、当該現に食事療養に要した費用の額)から標準負担額を控除したの額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときはの額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用生物食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚

3 におい は薬局 げる医療機関から療養を受けた場合又は同号に掲げる医療機関若し したときは、 定療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除 組 合員 7 (特定承認保険医療機関を除く。 が ·特定 組合がその組合員の支払うべき療養に要した費用のうち特 組合員に対し特定療養費を支給したものとみなす。 承認保険医療機関である第五 から選定療養を受けた場合 一十七条第 項 第 号に掲

4 金額を、 保険医療機関又は当該医療機関若しくは薬局に支払うべき療養に要し 三号に掲げる医療機関若しくは薬局 医 た費用について特定療養費として組合員に支給すべき金額に相当する |療機関を除く。 組合員が特定承認保険医療機関 5)選定療養を受けた場合は、 組合員に代わり)から療養を受けた場合又は同項第二号若しくは第 当該特定承認保険医療機関又は当該医療機 組合は、 (第五十七条第 (特定承認保険医療機関を除く。 その組合員が当該特定承認 項 第一号に掲げる

関若しくは薬局に支払うことができる。

- 支給したものとみなす。 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し特定療養費を
- 対し、領収証を交付しなければならない。 養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に 特定承認保険医療機関又は保険医療機関等は、第一項に規定する療
- 7 第八 規定にかかわらず、 第五十七条第 十六条第 項 項 第 第 当該医療機関においては療養の給付 号の承認を受けたときは、 号又は第一 一号に掲げる医療機関が 第五十 (入院時食事 健康保険法 項の
- 8 第五十六条第三項の規定は、特定療養費の支給について準用する。

を行わない。

療養費に係る療養を含む。

額の支払について準用する。 につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金ときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用ときは、当該現に療養に要した費用の額が現に療養に要した費用の額を超える 第五十七条第七項の規定は、第四項の場合において第二項の規定に

4 3 第四 支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用す 費用の額 が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した は、 第五十七条第七項の規定は、 第五十六条第三項及び第五 1項の場合において第二項の規定により算定した費用の額 保険外併用療養費の支給について準用する。 から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として 十七条の三第三 前項において準用する第五十七条の三 一項から 第六項までの規定 (その額

(療養費)

る。

第五十八条 むを得ないと認めたときは、 から診療、 組合員が保険医療機関等以外の病院 養の給付等」という。 活療養費若しくは保険外併用療養費の支給 手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、 組合は、 療養の給付若しくは入院時食事療養費 をすることが困難であると認めたとき、 療養の給付等に代えて、 診療所、 (以下この項において 薬局その他の療養機関 療養費を支給す 組合がや 入院時生 又は 療

(療養費)

第五十八条 むを得ないと認めたときは、 から診療、 び特定承認保険医療機関以外の病院、 することが困難であると認めたとき、 定療養費の支給 手当若しくは薬剤の支給を受けた場合におい 組合は、 (以下この項において「療養の給付等」という。 療養の給付、 療養の給付等に代えて、療養費を支給す 入院時食事療養費の支給若しくは特 診療所、 又は組合員が保険医療機関等及 薬局その他の療養機関 て、 組合がや を

ることができる。

2 (略)

3 療養に要した費用の額を超えるときは、 び生活療養を除く。 養 又は生活療養に要した費用の額) 同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額及び当該食事療 養又は生活療養に要した費用の額を超えるときは、 養又は生活療養について算定した費用の額 当該合算額の範囲内で組合が定める金額) (標準負担額を控除した金額の合算額 前二項の規定により支給する療養費の額は、 からその額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、)について算定した費用の額 から食事療養標準負担 (第 一 当該現に療養に要した費用 (その額が現に当該食事療 とする。 項の規定による場合には 当該療養 (その額が現に当該 当該現に食事療養 |額又は生活療 (食事療養及 3

4 費の支給を受けるべき場合には第五十七条の三第二項の食事療養につ 外併用療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の療養につい は は第五十七条第六項の療養に要する費用の額の算定、 第五 ての 費用の額の算定の例による。 前 項の費用の額の算定に関しては、 費用の額の算定、 十七条の四第二項の生活療養に 入院時生活療養費の支給を受けるべ 療養の給付を受けるべき場合に ついての費用の 額の算定 入院時食事療養 き場合に 保険

(訪問看護療養費)

第五十八条の二 (略)

に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額 (定の例により算定した費用の額から、その額に第五十七条第二項各号十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算2 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八

ることができる。

2 (略)

費用の 除く。 囲内で組合が定める金額)とする。 除した金額の合算額 るときは、当該現に食事療養に要した費用の額) 額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、 定した費用の額 める割合を乗じて得た額を控除した金額及び当該食事療養につい 前二項の規定により支給する療養費の額は、 額を超えるときは、 について算定した費用の額 (その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超え (第 当該現に療養に要した費用の額) 項の規定による場合には、 (その額が現に当該療養に要した 当該療養 から標準負担額を控 当該合算額の 同項各号に定 (食事療養を からその て算

第二項の療養につい 費の支給を受けるべき場合には第五十七条の二第二項の食事療養に は 1 前項の |第五十七条第六項の療養に要する費用の ての費用の額の算定、 費用の額の算定に関しては、 ての費用の額の算定の例による。 特定療養費の支給を受けるべき場合には 療養の給付を受けるべき場合に 額の算定、 入院時 食事療 前条 養

4

(訪問看護療養費)

第五十八条の二 (略)

に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を定の例により算定した費用の額から、その額に第五十七条第二項各号十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算2 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八

号の 療養の給付に係る同項の 措置が採られるときは 部負担金について第五十七条の二第 当該措置が採られたものとした場合の額 項 各

3 { 7 略

を控除した金額とする。

(移送費)

第五十八条の三 給する。 合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支 含む。)を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、 組合員が療養の給付 (保険外併用療養費に係る療養を 組

2 略

第五十九条 (家族療養費) 被扶養者 (老人保健法の規定による医療を受けることがで

が きる者を除く。以下この条から第五十九条の四までにおいて同じ。 :保険医療機関等から療養を受けたときは、 .て組合員に家族療養費を支給する。 その療養に要した費用に

2 生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額 まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額 とする。 家族療養費の額は、 第一号に掲げる金額 (当該療養に食事療養が含 当該療養に

用 「該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合 区分に応じ、 の額 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費 (その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、 それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金

控除した金額とする。

3 7 (略)

(移送費)

第五十八条の三 要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支給する を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、 組合員が療養の給付 (特定療養費に係る療養を含む。 組合が必

(略

2

(家族療養費)

2 第五十九条 まれるときは が保険医療機関等又は特定承認保険医療機関から療養を受けたときは きる者を除く。以下この条から第五十九条の三までにおいて同じ。 家族療養費の額は、 その療養に要した費用について組合員に家族療養費を支給する。 被扶養者 当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額) (老人保健法の規定による医療を受けることが 第一号に掲げる金額(当該療養に食事療養が含 とする。

に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ 額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、 それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額 当該療養(食事療養を除く。)について算定した費用の額 当該現に療養 (その

歳に達する日の属する月以前である場合。百分の七十イ。被扶養者が三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十

ロ・ハ (略)

- 翌月以後である場合(百分の七十)政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の二)第五十七条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他
- 費用の額)から食事療養標準負担額を控除した金額療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した二、当該食事療養について算定した費用の額(その額が現に当該食事
- 費用の額)から生活療養標準負担額を控除した金額療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した三、当該生活療養について算定した費用の額(その額が現に当該生活

3

関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあつては第五十七条の 額 機関等から療養 五第二項の療養についての費用の額の算定、 ついての費用の額の算定に関しては第五十七条の三第二項の食事療養 つては第五十七条第六項の療養に要する費用の額の算定、 ついての費用の 前 算定に関しては第五十七条の四第二項の生活療養についての費用 項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、 (評価療養及び選定療養を除く。 額の算定 前項第三号の生活療養についての 前項第二号の食事療養に)を受ける場合にあ 保険医療機 保険医療 費用 \mathcal{O} 3

4 (略)

 \mathcal{O}

額の算定の例による。

に代わり、これらの医療機関又は薬局に支払うことができる。家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員は薬局から療養を受けた場合には、組合は、療養に要した費用のうちる。被扶養者が第五十七条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又

イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合 百分の七十

ロ・ハ (略)

- 翌月以後である場合「百分の八十」政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の政五十七条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他
- 費用の額)から標準負担額を控除した金額療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した当該食事療養について算定した費用の額(その額が現に当該食事

条の 項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては、 あつては第五十七条の三第二項の療養についての費用の額の算定、 Ç 七条第六項の療養に要する費用の額の算定、特定承認保険医療機関 機関等から療養 療養を受ける場合又は保険医療機関等から選定療養を受ける場合に 前項 一第 |第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、 項の 食事療養についての費用の額の算定の例による。 (選定療養を除く。)を受ける場合にあつては第 第五十七 保険医 五. 前 か 療

4 (略)

金額に相当する金額を、組合員に代わり、これらの医療機関若しくはしくは、療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべきしくは薬局又は特定承認保険医療機関から療養を受けた場合には、組を被挟養者が第五十七条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関若

6 略

7 及び第 第五十六条第三項、 一項の規定は、 家族療養費の支給について準用する。 第五十七条の三第六項並びに第五十八条第 一項

8 9 略

(家族療養費 0) 額 (の特例)

第五十九条の二 までに定める割合を、 扶養者に係る家族療養費の支給について、 いて組合が定めた割合とする措置を採ることができる。 組合は、 それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内に 第五十七条の二第一 前条第一 項に規定する組合員 一項 第 号イからニ の被

2 徴収を猶予することができる。 金額をその被扶養者に係る組合員から直接に徴収することとし、 療養費として組合員に対し支給すべき金額に相当する金額を控除した るのは、 に要した費用の額を超えるときは、 とする。 組合は、 ては 当該療養につき算定した費用の額 同項中 この場合において、 前項に規定する被扶養者に係る前条第五項の規定の適用に 「家族療養費として組合員に支給すべ 組合は、 当該現に療養に要した費用の額) 当該支払をした金額から家族 (その額が現に当該療養 き金額」 その とあ

(家族訪問看護療養費)

第五十九条の三 (略)

2 第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされ る算定の例により算定した費用の額に第五十九条第二項第一号イから 家族訪問看護療養費の額は、 当該指定訪問看護について健康保険法

薬局又は特定承認保険医療機関に支払うことができる。

6 略

7

並びに第五十八条第 第五十六条第三項、 項及び第二項の規定は 第五十七条の二第六項、 家族療養費の支給につ 第五十七条の三第六項

8

1

て準用する。

9 (略)

第五十九条の二 (家族訪問看護療養費) (略)

2 る算定の例により算定した費用の額に前条第二項第一号イからニまで 第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされ 家族訪問看護療養費の額は、 当該指定訪問看護について健康保険法

乗じて得た金額(家族療養費の支給について前条第一項又は第二項の二までに掲げる場合の区分に応じ、同号イからニまでに定める割合を

規定が適用されるときは、当該規定が適用されたものとした場合の金

3・4 (略)

(家族多美)

(家族移送費)

2 (略) 第五十九条の四 (略)

(保険医療機関の療養担当等)

又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。大田、

2 (略)

、(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付

第六十一条 規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者 例被保険者等」という。 際に療養の給付、 組合員が資格を喪失し、か 入院時食事療養費、)となつた場合において、 入院時生活療養費 つ、 健康保険法第三条第二項に (次項において その者が退 保険外併用 「日雇特 職 した

> 得た金額とする。 に掲げる場合の区分に応じ、同号イからニまでに定める割合を乗じて

3·4 (略

(家族移送費)

第五十九条の三 (略)

2 (略)

(保険医療機関の療養担当等)

第六十条 保険医療機関、保険薬局若しくは調剤に当たらなければならい。 保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関又は保険薬剤によい、 保険医療機関、 保険薬局若しくは特定承認保険医療機関 又は影素者しくは特定承認保険医療機関 という。 ない。

2 (略)

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付

第六十一条 際に療養の給付、 例被保険者等」という。 規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者(次項において 組合員が資格を喪失し、かつ、 入院時食事療養費、)となった場合において、 特定療養費 健康保険法第三条第一 療養費、 その者が退 訪問看護 日 職 二項に 屋特 した

医療、 る。 条第 条第 条第 とき 居宅介護サービス費 くは医療費若しくは老人訪問 定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限 規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第 に規定する施設サービスに係るものに限る。 法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十三項 十六条第一 規定する指定施設サービス等に係るものに限る。 の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第 及び第九十六条第一 サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。 よる当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一 規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一 看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費 院時生活療養費 療養費若しくは老人保健法 る指定介護予防サービスに係るものに限る。 による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一 定する指定居宅サービスに係るものに限る。 以下この条及び第九十六条第一 一項において同じ。 (その者が退職した際にその被扶養者が老人保健法 項において同じ。 項において同じ。 入院時食事療養費 項において同じ。 保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問 項において同じ。 特例居宅介護サービス費、)若しくは特例介護予防サービス費 若しくは介護予防サービス費 入院時生活療養費 \mathcal{O})若しくは特例施設介護サービス費 特例居宅介護サービス費 規定による医療、 看護療養費又は 項において同じ。 施設介護サービス費 以下この条及び第九十六 以下この条及び第九十六 以下この条及び第九十六 介護保険法の 入院時、 保険外併用療養費若. 施設介護サービス費 以下この条及び第九 項に規定する居宅 食事療 (同法の規定に 条第 を受けてい \mathcal{O} (同法の 項に規定 規 規 以下この条 養費 定による 定による (同法の (同 項に規 項に規 (同法 規定 項に 定す 法 (同 る 0 入

療養費、

療養費、

訪問

看護療養費、

家族療養費若しくは家族

訪問

看

護

の二第 例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護 若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サ 法の規定による医療、 に係るものに限る。 ビス費 条及び第九十六条第一項において同じ。 第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。 費 条及び第九十六条第一項において同じ。)若しくは介護予防サー 八条第二十三項に規定する施設サービスに係るものに限る。 サービス費 この条及び第九十六条第一項において同じ。)若しくは特例施設介護 る。 ビス費 しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サー \mathcal{O} 療養費、 十八条第一 ービス費 に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るもの 条及び第九十六条第一項において同じ。 一条第一 を受けているとき (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第 規定による医療、 E (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三 ス 以下この条及び第九十六条第一項において同じ。)、施設介護 費、 (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条 (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同 項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサー 項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。 家族療養費若しくは家族 (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同 項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。 特例居宅介護サ (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同 入院時 以下この条及び第九十六条第一項におい (その者が退職した際にその被扶養者が老人保健 入院時 食事 ビス費、 食事療養費、 ·療養費、 **然訪問** 施設 看護療養費若しくは老人保健法)若しくは特例介護予防)、特例居宅介護サー 特定療養費若しくは 介護 特定療養費若しくは医 ビス費若 、 て 同 医法第四 以 医 以 以下この しくは特 法第 -ビス費 下こ 「療費若 下こ グサ に限 |療費 法第 E Ľ 下 条 应 項 ス \mathcal{O} ス

族移送費を支給する。

、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家、、訪問看護療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付は特例介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しく

2 護保険法の規定による居宅介護サービス費、 保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介 が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき つて、 組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給す 被保険者等となつた場合において、 より前 人保健法の規定による医療、 (当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が老 施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護 組合員が死亡により資格を喪失し、 ミサービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを 継続して家族療養費、)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気につい かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例 項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であ 家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該 入院時食事療養費、 当該組合員又は組合員であ 又は組合員であつた者が 特例居宅介護サービス費 入院時生活療養費、 を死亡に つた者 2

たときは、行わない。
3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つ

る

療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費(次項前段に規定する移の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養

費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又は負傷

者として現に療養を受けている者に支給する。 は負傷及びこれらにより生じた病気について、 例介護予防サービス費を受けているときを含む。 が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けてい 被保険者等となつた場合において、 つて、 家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の くは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特 介護サービス費、 医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅 より前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であ 人保健法の規定による医療、 (当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が老 組合員が死亡により資格を喪失し、 かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日 特例居宅介護サービス費、 入院時食事療養費、 当該組合員又は組合員であつた者 又は組合員であつた者が 施設介護サービス費若 継続して家族療養費、 特定療養費若しくは には、 当該病気又 被扶養 [雇特例 るとき 死亡に

たときは、行わない。前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つ

3

療養費、移送費(次項前段に規定する移送費を除く。)、家族療養の給付若しくは入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養

送費 費の支給を除く。 該当する場合における医療又は入院時食事療養費、 とができるに至つたとき、又は老人保健法の規定による医療若しく は入院時食事療養費、 送費を除く。 保険外併用療養費、 老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給 (同項前段に規定する家族移送費を除く。)を受けることができるに至つたとき。 家族療養費、 入院時生活療養費 医療費、 家族訪問看護療養費若しくは家族移 老人訪問看護療養費若しくは移送 保険外併用療養費、 (同項後段の規定に の支給を受けるこ 入院時生活療養 医療

-• 三 (略)

4 項において準用する同法第百三十二条の規定により支給される療養費 当するものが、 各号に掲げる者であつて、健康保険法第百四十五条第一項の規定に該 養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。 を含む。) きる間も、 医療費、 医療又は入院時食事療養費、 を受けることができる間は、 健康保険法第五章の規定による特別療養費 第一項及び第二項の規定による給付は、 老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることがで 又は移送費若しくは家族移送費 同様とする。 当該病気又は負傷について、 入院時生活療養費 行わない。老人保健法第二十五条第 当該病気又は負傷について (当該特別療養費に係る療 老人保健法の規定による (同法第百四十五条第六 保険外併用療養費 の支給 項

(他の法令による療養との調整)

費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療第六十二条 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において

費、 療養費、 又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費 定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除 後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、 家族移送費を除く。)を受けることができるに至ったとき 家族訪問看護療養費若しくは家族移送費 医療費、 老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給) の支給を受けることができるに至つたとき、 (同 項 前段に規定する (同 特定 項 特

二·三 (略)

4

費若しくは移送費の支給を受けることができる間も、 医療又は入院時食事療養費、特定療養費、 当するものが、 各号に掲げる者であつて、健康保険法第百四十五条第 を受けることができる間は、 養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。 項において準用する同法第百三十二条の規定により支給される療養費 を含む。)又は移送費若しくは家族移送費 健康保険法第五章の規定による特別療養費 第一項及び第二項の規定による給付は、 当該病気又は負傷について、 行わない。老人保健法第二十五条第 当該病気又は負傷につい 医療費、 (当該特別療養費に係る療 老人保健法の規定による (同法第百四十五条第七 老人訪問看護療養 同 一項の規定に該 様とする。 の支給 一項 7

(他の法令による療養との調整)

第六十二条 費 療養又は療養費の支給を受けたときは、 養の給付又は入院時食事療養費、 移送費、 他の法令の規定により 家族療養費、 家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の 特定療養費 国又は地方公共団体の負担 その受けた限度におい 療養費、 訪問 看護療養 療 7

養費若しくは家族移送費の支給は、行わない。

りそれぞれの給付に相当する給付が行われるときは、行わない。療養費の支給は、同一の病気又は負傷に関し、介護保険法の規定によ療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護2 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用

(高額療養費)

第六十二条の二 療養費若しくは家族訪問 養の給付又はその保険外併用療養費 療養費、 らその療養に要した費用につき保険外併用療養費、 療養及び生活療養を除く。 養費を支給する。 額に相当する金額を控除した金額が著しく高額であるときは、 が採られるときは、 は第三項に規定する一部負担金 家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金 療養の給付につき支払われた第五十七条第二項若しく 当該減額された一部負担金) 看護療養費の支給を受けた者に対し、 次項において同じ。) (第五十七条の二第一項第一号の措置 療養費、 訪問看護療養費、 に要した費用の額か の額又は療養 療養費、訪問看護 その療 高額療 (食事 家族

2 (略

(出産費及び家族出産費)

額を支給する。第六十三条組合員が出産したときは、出産費として、政令で定める金

2 (略)

3 被扶養者(前項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が出産した

支給は、行わない。

2

る給付が行われるときは、行わない。
気又は負傷に関し、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当す療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の病療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護

(高額療養費)

第六十二条の二 受けた者に対し、 特定療養費、 は第三項に規定する一部負担金の額又は療養(食事療養を除く。次項 しく高額であるときは、 看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額が著 において同じ。 訪問看護療養費、 療養費、)に要した費用の額からその療養に要した費用につき 療養の給付につき支払われた第五十七条第二項若しく 高額療養費を支給する。 家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を 訪問看護療養費、 その療養の給付又はその特定療養費 家族療養費若しくは家族訪問 療養費

2 (略

(出産費及び家族出産費)

当該政令で定める金額とする。

一番する。ただし、その金額が政令で定める金額に満たない場合には、一個当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支

2 (略)

| 3 被扶養者(前項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が出産した

ときは、家族出産費として、政令で定める金額を支給する。

(埋葬料及び家族埋葬料)

で定める金額を支給する。時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令第六十五条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当

2 (略)

(日雇特例被保険者に係る給付との調整)

第六十七条 費又は家族埋葬料は、 生活療養費 保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費 おいて、 出産育児一時金若しくは埋葬料の支給があつた場合には、 支給しない。 家族療養費、 保険外併用療養費、 同一の病気、 家族訪問看護療養費、 療養費、 負傷、 訪問看護療養費、 出産又は死亡に関し、 家族移送費、 その限度に 移送費、 家族出産 入院時 健康

(障害一時金の受給権者)

める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。百分の七十に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定ときは、家族出産費として、第一項本文の規定による出産費の金額の

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十五条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当第六十五条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の一月分に相当する金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める政令で定める。

2 (略)

(日雇特例被保険者に係る給付との調整)

第六十七条 養費、 葬料の支給があつた場合には、 保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費 費又は家族埋葬料は、 療養費、 家族療養費、 訪問看護療養費、 同一の病気、 家族訪問看護療養費、 その限度において、支給しない。 移送費、 負傷、 出産育児一時金若しくは埋 出産又は死亡に関し、 家族移送費、 家族出 特定療 健康 産

(障害一時金の受給権者)

第九十六条 養費 その者に障害 を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療 病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退 始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれら 護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、 定による医療若しくは保険外併用療養費、 した場合において、その退職の日 傷病の結果として、 効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。 給付を受けている場合においては、 (居宅介護サービス費、 介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給 療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規 公務によらないで病気にかかり、 時金を支給する。 政令で定める程度の障害の状態にあるときは、 施設介護サービス費、 (療養の給付若しくは保険外併用療 これらの給付の支給開始後五年 医療費若しくは老人訪問 又は負傷した者で、 特例施設介護サービス しに、 その の開 そ 特 職 看

2 (略)

(団体職員の取扱い)

第百四十四条の三(略)

掲げる字句に読み替えるものとする。

	一項	六条第	第九十	(略)
療養費若しくは訪問	保険外併用療養費、	療養の給付若しくは	公務	(略)
効果が期待できない状態に至らなかつ	かつた者又はその症状が固定し治療の	その退職の日までにその傷病が治らな	業務	(略)

第九十六条 として、 過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受け サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始後五年を経 給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、 る医療若しくは特定療養費、 療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定によ 病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが できない状態に至つた日。 での間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が ている場合においては、 ービス費、 した場合において、その退職の日 時金を支給する。 政令で定める程度の 施設介護サービス費、 公務によらないで病気にかかり、 これらの給付の支給開始後五年を経過するま 次条において同じ。 障害の状態にあるときは、 医療費若しくは老人訪問看護療養費の支 特例施設介護サービス費、 (療養の給付若しくは特定療養費 又は負傷した者で、 しに、 その傷病の結果 特例居宅介護サ その者に障 介護予防 その 瀬 待 退 害 職

2 (略)

(団体職員の取扱い)

第百四十四条の三 (略)

掲げる字句に読み替えるものとする。 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に2 団体職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上

	項	六条第	第九十	(略)
若しくは訪問看護療	特定療養費、療養費	療養の給付若しくは	公務	(略)
効果が期待できない状態に至らなかつ	かつた者又はその症状が固定し治療の	その退職の日までにその傷病が治らな	業務	(略)

はその症状が固定し 過するまでの間にそ 支給開始 は、 これらの給付を受け 喪失した後継続して 組合員がその資格を 後 ビス費の支給の開始 は特例介護予防 防 サービス費、 費 例居宅介護サービス 介護サービス費 法 \mathcal{O} 老人訪問看護療養費 費 しくは老人保健法 看護療養費の支給若 ている場合にお くは保険外併用療養 費 支給又は介護保険 サー 定による医療若 傷 五年を経過しな の規定による居宅 これらの給付の 病が治 施設介護サービ 医療費若しくは ビス費若しく 特例施設介護 後 つた日又 五年を経 介護予 サー . T 1 特 はその 養費、 療養費、 費、 五年を経過するまでの間に治つた日又 護サービス費、 療費若しくは老人訪問看護療養費の支 費の支給若しくは老人保健法の規定に 保険の療養の給付若しくは保険 た者にあつては、 できない状態に至つた日、 を受ける診療を受けた日から起算して しくは特例介護予防サービス費の支給 護サービス費、 給又は介護保険法の規定による居宅介 る医療若しくは保険外併用療養費 の支給若しくは老人保健法の規定によ 険の療養の給付若しくは保険外併用療 けている者であるときは最初に健康保 は特例介護予防サービス費の支給を受 施設介護サービス費、 ービス費、 は介護保険法の規定による居宅介護サ 医療費若しくは老人訪問看護療養費又 よる医療若しくは保険外併用療養費 ビス費、 施設介護サービス費、 症状が固定し治療の効果が期待 療養費若しくは訪問看護療養費 療養費若しくは訪問看護療養 特例居宅介護サービス費 介護予防サービス費若しく 特例居宅介護サービス 介護予防サービス費若 当該傷病につき健 特例施設介護サ その他の者 特例施設介 (外併) 医 康 用

サー 間にその傷病が治つ 防サービス費の支給 若しくは特例介護予 養費の支給若しくは 年を経過するまでの 給付の支給開始後五 おいては、 を受けている場合に 資格を喪失した後継 L 設介護サービス費、 る居宅介護サービス 護保険法の規定によ 定療養費、 よる医療若しくは特 老人保健法の規定に 固定し治療の効果が た日又はその症状が 続してこれらの給付 \mathcal{O} 介護予防サービス費 療養費の支給又は介 しくは老人訪問看護 ない 開始後五年を経過 ・ビス費、 ・ビス費、 特例居宅介護サ 組合員がその これらの 施設介護 医療費若 特例施 療養費、 防サー その他の者であるときは当該傷病につ 治 護サービス費、 特例施設介護サービス費、 保健法の規定による医療若しくは特定 付若しくは特定療養費、 例居宅介護サービス費、 給若しくは老人保健法の規定による医 保険の療養の給付若しくは特定療養費 た者にあつては、 効果が期待できない 6 療養費の支給又は介護保険法の規定に は訪問看護療養費の支給若しくは老人 護予防サービス費若しくは特例介護予 ビス費、 \mathcal{O} は老人訪問看護療養費又は介護保険 療若しくは特定療養費 ス費の支給を受ける診療を受けた日 よる居宅介護サービス費、 あるときは最初に健康保険の療養の給 規定による居宅介護サ 起算して五年を経過するまでの ビス費若しくは特例介護予防サー 療養費若しくは訪問看護療養費の支 つた日又はその症状が固定し治療の ・ビス費の支給を受けている者で 特例施設介護サービス費、 医療費若しくは老人訪問看護 施設介護サービス費 当該傷病につき健 状態に至つた日 療養費若しく 施設介護サ ~一ビス費、 医療費若しく 特例居宅介 介護予防 間に 特 カ 康

 (略)
 (地域)
 (地域

至つた日 おきな

、状態に

き最初に医師又は歯科医師の診療を受

で

Ō

間に治つた日又はその症状が固定

た日寮の

効果が期待できない状態に至

け

た日か

5

起算して五年を経過するま

(略)

3

第 きは、 険医療機関若しくは保険薬局若しくは当該保険医療機関若しくは保険 当に関 らの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手 百四十四条の二十八 若しくは当該職員に質問させ、 ての 医師、 費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めると 報告若しくは診療録、 歯科医師、 主務大臣は、 薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれ 又は当該給付に係る療養を行つた保 帳簿書類その他の物件の提示を求め 組合の療養に関する短期給 付につ

関係者に対し質問させ、 局 ら報告若しくは資料の提出を求め、 あ 薬局の開設者若しくは管理者、 《者であつた者等を含む。 の開設者若しくは管理者、 つた者 つき設備若しくは診療録その他その業務に関 (以下この項において 若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局 に対し出頭を求め、 保険医、 保険医、 「開設者であつた者等」 当該保険医療機関若しくは保険薬 保険薬剤師その他の従業者 保険薬剤師その他の従業者で する帳簿書類を検査さ 若しくは当 という。 該 影職員に (開 か

3 (略

略

略

略

第百四十四条の二十八 きは、 しくは 療機関の開設者若しくは管理者、 項において は管理者、 険医療機関、 険医療機関 当に関し、 らの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手 員に関係者に対し質問させ、若しくは当該保険医療機関 \mathcal{O} 務に関する帳簿書類を検査させることができる (開設者であつた者等を含む。) に対し出頭を求め、 ての 提出を求め、 若しくは当該職員に質問させ、 医師、 費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めると 特定承認保険医療機関につき設備若しくは診療録その 報告若しくは診療録、 保険医、 「開設者であつた者等」という。 歯科医師、 保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しく 保険薬局若しくは特定承認保険医療機関若しくは当該保 当該保険医療機関、 保険薬剤師その他の従業者であつた者 主務大臣は、 薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれ 保険医、 帳簿書類その他の物件の提示を求め 又は当該給付に係る療養を行つた保 保険薬局若しくは特定承認保険医 組合の療養に関する短期給付 保険薬剤師その から報告若しくは資料 若しくは当該職 保険 他の従業者 (以下この 他その | 薬局若 に

2~4 (略)

2 { 4

略

せることができる。

551

附 則

(特例退職組合員に対する短期給付等)

2 6 第十八条 略) (略)

7 のは 該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。 健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に 健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき、又は国民 員となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは「老人保 規定を適用する。この場合において、 合員とみなして同条第三項、第四項並びに第五項第一号及び第三号の 特例退職組合員は、 「附則第十八条第一項」と、 第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組 同条第五項第一号中「任意継続組合 同条第四項中「第一項」とある 7

附

則

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十八条 (略)

2 6 (略)

八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくな よる医療を受けることができるに至つたとき、又は国民健康保険法第 から起算して二年を経過したとき」とあるのは「老人保健法の規定に る。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは 十八条第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組合員となつた日 合員とみなして同条第三項、第四項及び第五項第一号の規定を適用す つたとき」と読み替えるものとする。 特例退職組合員は、 第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組 「附則第

8 9 略

8

9

略

0 地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年九月八日法律第百五十二号) (平成十九年四月一日施行分)

(附則第六十五条条関係

改 正 案 現 行

(傍線の部分は改正部分)

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給 付

第六十一条 (略) (略

2

3 たときは、 前二項の規定による給付は、 行わない。 次の各号のいずれかに該当するに至つ

(略)

その被扶養者又は国民健康保険の被保険者となつたとき。 ただし書及び第六十九条第二項ただし書において同じ。)若しくは 六十三条第二項ただし書、第六十六条ただし書、 る日雇特例被保険者を除く。)及び船員保険の被保険者を含む。 \mathcal{O} その者が、 加入者、 健康保険の被保険者 他の組合の組合員 (健康保険法第三条第二項に規定す (国の組合の組合員、 第六十八条第三項 私学共済制度 第

 \equiv (略)

4 略

(傷病手当金)

第六十八条 員を除く。 組合員 以下この条から第七十条の三までにおいて同じ。 (第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合 が公務

、組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付

第六十一条 略

2 (略)

3 たときは、 前二項の規定による給付は、 行わない。 次の各号のいずれかに該当するに至つ

(略)

二その者が、 なつたとき。 いて同じ。)若しくはその被扶養者又は国民健康保険の被保険者と ただし書並びに第六十九条第二項ただし書及び第三項ただし書にお 六十三条第二項ただし書、第六十六条ただし書、 る日雇特例被保険者を除く。)及び船員保険の被保険者を含む。 0 加入者、健康保険の被保険者 他の組合の組合員 (健康保険法第三条第二項に規定す (国の組合の組合員、 第六十八条第三項 私学共済制度 第

(略)

(傷病手当金)

4

(略)

第六十八条 養のため引き続き勤務に服することができない場合には、 組合員が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、 傷病手当金 療

円未満の端数があるときは 服することができない場合には、 額に五十銭未満の端数があるときは、 する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額 務に服することができない期間一日につき給料日額の三分の二に相当 とができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤 によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に これを一円に切り上げるものとする。 傷病手当金として、 これを切り捨て、 勤務に服するこ 五十銭以上一 (当該金

2 \ \ 9 (略)

を支給する。

(出産手当金)

第六十九条 二日(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日)から出産の日後五十六 切り上げるものとする。)を支給する。 を切り捨て、 額に相当する金額 給料日額の三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た 日までの間において勤務に服することができなかつた期間 (出産の日が出産の予定日後であるときは、 組合員が出産した場合には、出産手当金として、 五十銭以上一円未満の端数があるときは、 (当該金額に五十銭未満の端数があるときは) 出産の予定日) これを 一日につき 出産の日 以前四十 一円に

2 りでない。 ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、 ときは、その給付は、 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けている 前項に規定する期間内は、 引き続き支給する。 この限

限りでない。

から、 料日額の百分の八十に相当する金額を支給する。 として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日 その後における勤務に服することができない期間 日につき給

2 9 (略

(出産手当金)

第六十九条 日までの間において勤務に服することができなかつた期間 二日(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日)から出産の日後五十六 給料日額の百分の八十に相当する金額を支給する (出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日) 組合員が出産した場合には、出産手当金として、 一日につき 以前四 出産の + 日

3 2 ときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する 組合の組合員の資格を取得したときは、 た場合について準用する。 ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この 前項の規定は、 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けている 年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出産 ただし、 退職後出産するまでの間に他の この限りでない。

(育児休業手当金)

第七十条の二 組合員が育児休業、 組合員 る金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する る。 当該育児休業に係る子が基準年齢に達した日) する金額に当該政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額につ 当するときは、 又は地方公務員の育児休業等に関する法律 労働者の福祉 条の三第三項 をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該 に係る子が一歳 として、 第二条第一項の規定により育児休業をした場合には、育児休業手当金 ては、)に達する日までの期間 日が当該育児休業に係る子が基準年齢に達した日後であるときは、 ただし、 (第百四十条第二項に規定する継続長期組合員及び第百四十四 当該育児休業により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業 当該育児休業をした組合員が当該育児休業が終了した日 当該育児休業手当金の額のうち給料日額の百分の十に相当 に規定する団 に関する法律 (その子が一歳に達した日後の期間について育児休業 歳六か月。 体組合員を含む。 (平成三年法律第七十六号) 第二条第 日につき給料日額の百分の四十に相当す 以下この項において「基準年齢」という 介護休業等育児又は家族介護を行う (平成三年法律第百十号) であるときに、 後引き続いて六月以上 支給す (そ 一号

2·3 (略

(介護休業手当金)

介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第八項において準用第七十条の三 組合員が介護休業(育児休業、介護休業等育児又は家族

(育児休業手当金)

第七十条の二 には、 組合員及び第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員を含む。 後引き続いて六月以上組合員 額に相当する金額については、 当する金額を支給する。 の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相 省令で定める場合に該当するときは、 期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして総務 た期間で当該育児休業に係る子が一歳(その子が一歳に達した日後の 児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 であるときに、 た日後であるときは、当該育児休業に係る子が基準年齢に達した日) 休業が終了した日 日 て「基準年齢」という。)に達する日までの期間一日につき給料日 成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をした場合 十六号)第二条第一号又は地方公務員の育児休業等に関する法律 合員を除く。 額の百分の十に相当する金額に当該政令で定める数値を乗じて得た 育児休業手当金として、当該育児休業により勤務に服さなか 組合員 以下この 支給する。 (その日が当該育児休業に係る子が基準年齢に達 (第百四 項におい ただし、 十四 (第百四十条第二項に規定する継続長期 当該育児休業をした組合員が当該育児 て同じ。 当該育児休業手当金の額のうち 一条の一 一歳六か月。 第 が育児休業、 一項に規定する任意継続組 (平成三年法律第七 以下この項にお 介護休業等育 伞 額 11 0

2·3 (略)

(介護休業手当金)

| 合員を除く。以下この条において同じ。) が介護休業(育児休業、介第七十条の三 組合員(第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組

一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服さなかつた期間を受けたものをいう。以下この条において同じ。)をした場合には、主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認護するにめの休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介

2~4 (略)

を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

(端数の処理)

第百四十四条の二十六 (略)

の規定を準用する。金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第二条計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数

昭

和

二十五年法律第六十一号)第二条の規定を準用する。

附則

第二 高等級に係る標準報酬 標準報酬月額が六十二万円を超える間における短期給付及び福祉事業 百五十万円」とあるのは に係る掛金の標準となる給料の額及び掛金の標準となる期末手当等の 十二万円」とあるのは 十三条 (短期給付等に係る掛金の標準となる給料等の最高限度額の特例) ての第百十四条第四項の規定の適用については、 健康保険法に規定する標準 月 「健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最 額」 「その年度に受けた期末手当等の額の累計額 ٢ 「その月に受けた期末手当等 -報酬月額等級 の最高等 同項中 級 に係る \mathcal{O} 額が

額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。務省令で定める者の承認(主務省令で定める者の承認)を受けたものをいう。以下この条において同じ委任を受けた者の承認(主務省令で定める組合員については、主務省委任を受けた者の承認(主務省令で定める組合員については、主務省委任を受けた者の承認(主務省令で定める組合員については、主務省委に取って、任命権者又はそのとして、当該介護休業により勤務に限さなかつた期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額を支給する。

2~4 (略)

(端数の処理)

第百四十四条の二十六

(略)

計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律 (2) 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数

附則

第三 び福祉事業に係る掛金の標準となる期末手当等の額については、 る額) 準 係る掛金の 中 標準報酬月額が六十二万円を超える間においては、 十三条 ·報酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額を勘案して政令で定め (短期給付等に係る掛金の標準となる給料等の最高限度額の 「六十二万円」 کر 標準となる給料の 健康保険法に規定する標準 百五十万円を」 とあるのは 額については 「六十二万円 とあるの -報酬月額等級の は 「百五十万円 (短期給付及び福祉事業に 健康保険法に規定する標 第百十四条第四 最高等級に (短期給付及 特例) に係る 同法 項

(当該額が零を下回るときは、零) である」とする。
定める額を控除して得た額を当該期末手当等の額から控除して得た額
るのは「当該月に受けた期末手当等の額が当該累計額から当該政令で
が政令で定める額」と、「期末手当等の額が百五十万円である」とあ

1.0頁において同じ。)と、これる。 に規定する標準賞与額の最高限度額を勘案して政令で定める額。以下

この項において同じ。)を」とする。

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年九月八日法律第百五十二号)(平成二十年四月一日施行分)

(附則第六十六条関係)	
条関係)	
(傍線の部分は改正部分)	

表ものをいう。 規定による被保険者をいう。) 及び同条各号のいずれかに該当する 規定による被保険者をいう。) 及び同条各号のいずれかに該当する	医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十条の二 被扶養者 次に掲げる者 (後期高齢者医療の被保険者(高齢者の一 (略) この法律(第十一章を除く。)において、次の各号に掲げる用第二条 この法律(第十一章を除く。)において、次の各号に掲げる用	国次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 第一章~第四章 (略) 第一章 (略) 第十一章 (略) 第十一章 (略) 第十一章 (略)	改正案
	持するものをいう。	目次 第一章~第四章 (略) 第一章~第四章 (略) 第十一章 (略) 所則 附則	現

イ 〜 (略

2 • 三~六 (略)

(組合の役員及び事務職員の公務員たる性質)

第十九条 略

密保持義務

第十九条の二 限る。 ならない。 者であつた者は、 に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしては 組合の役員若しくは組合の事務に従事する者又はこれら 組合の事業 (短期給付に係るもの及び福祉事業に

(地方公務員共済組合連合会)

2

第三十八条の二

(略

3

六項 法 法第百四十条第三項 よる通知の経由に係る事業並びに介護保険法第百三十七条第二項 確保に関する法律第百十条において準用する場合を含む。)の規定に る法律第百十条において準用する場合を含む。)及び第百三十六条第 法律第百九十二号) 七条第六項及び第百三十八条第四項、 十一条第二項、 地方公務員共済組合連合会は、 (平成九年法律第百二十三号) 第百三十四条第八項 (介護保険法第百三十八条第二項、 国民健康保険法第七十六条の四並びに高齢者の医療の 第七十六条の四並びに高齢者の医療の確保に関す 国民健康保険法第七十六条の四及び高齢者の医 前項に定めるもののほか、 国民健康保険法 第百四十条第三項及び第百四 (同法第百三十 (昭 和三十三年 介護保険 (同

> イ〜ハ (略)

三~六

2 • 3 (略)

(組合の役員及び事務職員の公務員たる性質)

第十九条 略

(地方公務員共済組合連合会)

第三十八条の二

2

3 四十条第三項において準用する場合を含む。 よる通知の経由に係る事業並びに同法第百三十七条第二項 項及び第百四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に 及び第百三十六条第六項 七条第六項及び第百三十八条第四項において準用する場合を含む。 法 行うものとする。 に係る納入金の納入の経由に係る事業その他総務省令で定める事業を 地方公務員共済組合連合会は、 (平成九年法律第百二十三号) 第百三十四条第八項 (同法第百三十八条第二項、 前項に定めるもののほか、)の規定による特別徴収 第百四十条第三 (同法第百三十 (同法第百 介護保険

定による特別徴収に係る納入金の納入の経由に係る事業その他総務省療の確保に関する法律第百十条において準用する場合を含む。)の規

4·5 (略)

令で定める事業を行うものとする。

(組合の給付)

第四十二条 とし、また、 を行うほか、 のとする。 死亡若しくは災害に関し、 出産、 組合は、この法律で定めるところにより、 死亡、 組合員の退職 第五十四条に規定する短期給付を行うことができるもの 休業若しくは災害又は被扶養者の病気、 障害又は死亡に関し、 第五十三条第一項に規定する短期給付 長期給付を行うも 組合員の病気、 負傷、 出

(給付額の算定の基準となる給料等)

第四十四条 日。 期給付をいう。 て、 当する金額 をいう。 給付事由が生じた日 (第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給 五円以上十円未満の端数があるときは、 以下この条において同じ。 以下この条において同じ。 短期給付 (当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨 以下同じ。 (第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短 (給付事由が退職後に生じた場合には、)の給付額の算定の基準となるべき給料は)の属する月の掛金の標準となつた給 とし、 これを十円に切り上げる その二十二分の一に相 退職 \mathcal{O}

2 (略)

Ł

のとする。

をもつて給料日額とする。

(短期給付の種類等)

4·5 (略)

(組合の給付)

第四十二条 産、 負傷、 Ļ うほか、第五十四条に規定する短期給付を行なうことができるものと のとする。 また、 死亡若しくは災害に関し、 出産、 組合員の退職、 組合は、 死亡、 この法律で定めるところにより、 休業若しくは災害又は被扶養者の病気、 障害又は死亡に関し、 第五十三条に規定する短期給付を行な 長期給付を行なうも 組合員の病気 負傷、 出

(給付額の算定の基準となる給料等)

第四十四条 する。 う。 円以上十円未満の端数があるときは、 金額 事由が生じた日 をいう。 百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をい 下この条において同じ。 以下この条において同じ。 (当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、 をもつて給料日額とする。 以下同じ。 短期給付 (給付事由が退職後に生じた場合には、 (第五十三条及び第五十四条に規定する短期 の給付額の算定の基準となるべき給料は、)の属する月の掛金の標準となつた給料 とし、 これを十円に切り上げるものと その二十二分の一 退職の日。 に相当する 給付 給 (第 五. 以

2 (略

(短期給付の種類)

第五十三条。この法律による短期給付は、次のとおりとする。

• - (略)

二の二 高額療養費及び高額介護合算療養費

三~十三 (略)

険者等に該当する組合員には、適用しない。 部分を除く。以下この条において同じ。)は、後期高齢者医療の被保2 短期給付に関する規定(育児休業手当金及び介護休業手当金に係る

用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。 の適用を受けない組合員となつたときは、短期給付に関する規定の適 短期給付に関する規定の適用を受ける組合員が前項の規定によりそ

をものとみなす。 期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に組合員となっが後期高齢者医療の被保険者等に該当しないこととなつたときは、短がらの規定により短期給付に関する規定の適用を受けない組合員

(附加給付)

げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行なうことができる。第五十四条 組合は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲

(療養の給付)

に掲げる療養の給付を行う。第五十六条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次

一~五 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする

第五十三条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一•二 (略)

二の二 高額療養費

三~十三 (略)

(附加給付)

付にあわせて、これに準ずる短期給付を行なうことができる。第五十四条 組合は、政令で定めるところにより、前条各号に掲げる給

(療養の給付)

て次に掲げる療養の給付を行う。

「八条の三までにおいて同じ。」の公務によらない病気又は負傷についいの規定による医療を受けることができる者を除く。次条から第五十分の規定による医療を受けることができる者を除く。次条から第五十分の規定による医療を受けることができる者を除く。次条から第五十分の規定による医療を受けることができる者を除く。

| 2|| 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする

療法 る療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であ を除く。 である組合員 当該療養を受ける際、 食事の提供である療養であつて前項第五号と併せて行うも (昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定す 以下 (以下「特定長期入院組合員」という。 「食事療養」という。 六十五歳に達する日の属する月の翌月以後 に係るも 0 って (医 \mathcal{O}

3 略 略

(療養の機関及び費用の負担

第五十七条 (略)

2

る。 得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとす る場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項 カン 負担金を減額し、 受ける場合には、 の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて :ら療養の給付を受ける者は、 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局 ただし、 前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を 又はその支払を要しないものとすることができる。 組合は、 運営規則で定めるところにより、 その給付を受ける際、 次の各号に掲げ 当該 部

七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 (次号に掲げ

三 略 略

3 { 7

る場合を除く。 百分の二十

> 除く。 療法 ある組合員 る療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて 当該療養を受ける際、 (昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定す 以下 (以下「特定長期入院組合員」という。) 「食事療養」という。 七十歳に達する日の属する月の翌月以後で に係るものを

食事の提供である療養であつて前項第五号と併せて行うもの

(医

略

略

3

第五十七条 (療養の機関及び費用の負担 (略

2 る。 負担金を減額し、 受ける場合には、 得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとす る場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項 カン の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて ら療養の給付を受ける者は、 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬 ただし、 前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を 組合は、 又はその支払を要しないものとすることができる。 運営規則で定めるところにより、 その給付を受ける際、 次の各号に掲げ 当該 部 扃

(略)

る場合を除く。 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の十 (次号に掲げ

(略)

3 { 7 略

(家族療養費)

第五十九条 療養に要した費用について組合員に家族療養費を支給する。 被扶養者が保険医療機関等から療養を受けたときは、 その

2 生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額 まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額 とする。 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額(当該療養に食事療養が含 当該療養に 2

用の額 当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合 区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費 (その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、

イ 後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十 一日の翌日以 百分の

口 る場合 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前であ 百分の八十

日の属する月の翌月以後である場合 被扶養者 (ニに規定する被扶養者を除く。) が七十歳に達する 百分の八十

= 略

(略

3 \ 9 略

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付

第五十九条 が保険医療機関等から療養を受けたときは、その療養に要した費用に きる者を除く。以下この条から第五十九条の四までにおいて同じ。 被扶養者 (老人保健法の規定による医療を受けることがで

ついて組合員に家族療養費を支給する。

生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額 まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額 とする。 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額(当該療養に食事療養が含 当該療養に

額 の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金 当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合 用の額 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費 (その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、

イ 歳に達する日の属する月以前である場合 被扶養者が三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十 百分の七十

口 八十 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の

日の属する月の翌月以後である場合 被扶養者(二に規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する 百分の九十

= (略)

二 • 三 (略

3 \ 9 (略)

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付

`

第六十一 条第 療養費、 規定する日 る当該給付 定する施設サービスに係るものに限る。 規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十三項に規 する指定施設サービス等に係るものに限る。 定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一 第九十六条第一 ビス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。 る指定居宅サービスに係るものに限る。 による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一 療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費 際に療養の給付、 による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第 定介護予防サービスに係るものに限る。 る介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。 (その者が退職した際にその被扶養者が介護保険法の規定による居宅 項 項 項 [被保険者等] 気におい S 給 付 べにおいて同じ。 において同じ。 項において同じ。 条 療養費、 条及び第九十六条第 のうち療養に相当する同法第八条第一 て同じ。 のうち療養に相当する同法第五十三条第 雇特例被保険者又はその被扶養者 組 合員が資格を喪失し、 項において同じ。 という。 訪問看護療養費、 入院時食事療養費、 若しくは介護予防サービス費 若しくは特例介護予防サービス費)となつた場合において、 特例居宅介護サービス費 若しくは特例施設介護サービス費 項において同じ。 家族療養費若しくは家族訪問 か 施設介護サービス費 入院時生活療養費、 つ、 以下この条及び第九十六条第 以下この条及び第九十六条第 以下この条及び第九十六条第 健 以下この条及び第九十六 康保険法第三条第 (次項において 項に規定する居宅サ (同法の規定による その者が を受けてい (同法の規定によ 項に規定する指 以下この条及び (同法の (同法の 項に規 項に規定 保険 (同法の規 項に規定 退 (同法) 日 外併 職 るとき 規定 規 した 定す 定す 看護 項 雇 定 \mathcal{O} 用

第六十一 院時 定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るもの 条第 条第一項において同じ。 法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十三項 規定する指定施設サー \mathcal{O} 及び第九十六条第一項において同じ。)、施設介護サービス費 サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。 規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第 際に療養の給付、 例被保険者等」という。 規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者 規定による当該給付の る指定介護予防サービスに係るものに限る。 による当該給付のうち に規定する施設サービスに係るものに限る。 十六条第一項において同じ。 よる当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅 条第一項において同じ。 定する指定居宅サービスに係るものに限る。 看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費 療養費若 療養費、 規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第 生 一項において同じ。 条 活療養費 療養費、 しくは老人保健法の 組 合員が資格を喪失し、 入院時 保険外 訪問 うち 療養に相当する同法第五十三条第 - ビス等に係るものに限る。 看護療養費、)若しくは介護予防サービス費 併用)となつた場合において、)、特例居宅介護サービス費 食事療養費、 若しくは特例介護予防サー 療養に相当する同法第八条の)若しくは特例施設介護サービス費 規定による医療、 療養費若しくは医 家族療養費若しくは家族訪問 か 入院時生活療養費、 つ、 健康保険 以下この条及び第九 以下この 以下この (次項において |療費若しくは老 入院時 以下この その者が 法第三条第 ・ビス費 条及び第九十六 条及び第九 食事療養費 (同法の (同 項に規定す 条及び 第 保険 以下この 法の 退 日 (同 (同 対規定に 項に規 外併 を職した 項 (同 /訪問 に規 規定 第 項 法 法 項 雇 (同 限 甪 九 12 条 \mathcal{O} 入

傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、 を支給する。 護療養費、 食事療養費、 護予防サービス費を受けているときを含む。 くは特例 介護サービス 施設 移送費、 費 介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例 入院時生活療養費、 特例居宅介護サービス費、 家族療養費、 家族訪問看護療養費又は家族移送費 保険外併用療養費、)には、 施設介護サービス 療養費、 当該病気又は負 養若 入院時 訪問 看 介 L

より 継続して家族療養費 つて、 員 護保険法の規定による居宅介護サービス費、 が 被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者 (当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が介)には、 ;死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき 施設 であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。 組 前 ビス費若しくは特例 合員が死亡により資格を喪失し、 か 介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防 項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であ つ、 当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、 当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日 家族訪問 介護予防サービス費を受けているときを含む 看護療養費又は家族移送費を当該組 又は組合員であつた者が死亡に 特例居宅介護サービス費 雇特例

2

2

とき 族移送費を支給する。 気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付 る。 は特例介護予防サービス費を受けているときを含む。) 若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しく 居宅介護サービス費、 医 くは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による 療 訪問看護療養費、 入院時食事療養費、 以下この条及び第九十六条第一項におい (その者が退職した際にその被扶養者が老人保健法の 入院時食事療養費 移送費、 入院時生活療養費、 特例居宅介護サービス費、 入院時生活療養費、 家族療養費、 家族訪問看護療養費又は家 保険外併用療養費、 て同じ。 保険外併用療養費若 施設介護サー には、 を受けてい 規定による 療養費 当該病 ・ビス費 る

予防 る。 含む。 護保険法の規定による居宅介護サー 保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介 が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき 被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者 つて、 組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給す より前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であ (当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が 施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護 、保健法の規定による医療、 組合員が死亡により資格を喪失し、 (サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを 継続して家族療養費、 かつ、 には、 当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日 当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気につい 家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該 入院時食事療養費、 -ビス 又は組合員であつた者が死亡に 費、 特例居宅介護サー 入院時生活療養費 -ビス費 雇特 老 例

至つたとき。

至つたとき。

至つたとき。

至つたとき。

至つたとき。

至つたとき。

る日雇特例被保険者を除く。 保険者等となつたとき。 はその被扶養者 ただし書並びに第六十九条第二項ただし書において同じ。)若しく 六十三条第二項ただし書、 加入者、 その者が、 健康保険の被保険者 他 の組合の組合員 国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被 第六十六条ただし書、)及び船員保険の被保険者を含む。 (健康保険法第三条第二項に規定す (国の組合の組合員、 第六十八条第三項 私学共済制 第 度

三 (略)

養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。)の支給を含む。)又は移送費若しくは家族移送費(当該特別療養費に係る療項において準用する同法第百三十二条の規定により支給される療養費項において準用する同法第百三十二条の規定により支給される療養費の規定による特別療養費(同法第百四十五条第六4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病気又は負傷について

たときは、行わない。 3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つ

送費 費の支給を除く。 該当する場合における医療又は入院時食事療養費 は入院時食事療養費、 とができるに至つたとき、 送費を除く。)、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移 療養費、 の給付若しくは入院時食事療養費、 当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養 保険外併用療養費、 老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給 (同項前段に規定する家族移送費を除く。 療養費、 訪問看護療養費、 を受けることができるに至つたとき 入院時生活療養費、 医療費、 又は老人保健法の規定による医療若しく 老人訪問看護療養費若しくは移送 移送費 入院時生活療養費、 保険外併用療養費、 (次項前段に規定する移 (同項後段の規定に の支給を受けるこ 入院時生活療養 保険外併用 医 療

はその被扶養者又は国民健康保険の被保険者となつたとき。 の加入者、健康保険の被保険者(健康保険の被保険者を含む。第二年特例被保険者を除く。)及び船員保険の被保険者を含む。第二年を第二項ただし書、第六十六条をだし書、第六十八条第三項に規定する日雇特例被保険者を除く。)及び船員保険の被保険者を含む。第二年の者が、他の組合の組合員(国の組合の組合員、私学共済制度

二 (略)

養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。)の支給を含む。)又は移送費若しくは家族移送費(当該特別療養費に係る療項において準用する同法第百三十二条の規定により支給される療養費項において準用する同法第百三十二条の規定により支給される療養費の規定による特別療養費(同法第百四十五条第六年)項及び第二項の規定による給付は、当該病気又は負傷について

を受けることができる間は、行わない。

(高額療養費)

第六十二条の二 療養費、 る 等の その保険外併用療養費、 らその療養に要した費用につき保険外併用療養費、 が採られるときは、 額に相当する金額を控除した金額 療養及び生活療養を除く。次項において同じ。) は第三項に規定する一部負担金 は家族訪問 額」 という。 家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金 看護療養費の支給を受けた者に対し、 療養の給付につき支払われた第五十七条第二項若しく 当該減額された一部負担金) が著しく高額であるときは、 療養費、 (第五十七条の二第 訪問看護療養費、 (次条第一項において「一部負担金 に要した費用の額か その療養の給付又は の額又は療養 高額療養費を支給す 療養費、 家族療養費若しく 一項第 一号の措置 訪問看護 (食事

2 (略)

(高額介護合算療養費)

びに介護保険法第五十 額 れる場合にあつては、 十二条の三 (同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては 部負担 当該支給額に相当する金額を控除した金額 条第 金等 \mathcal{O} 項 額 に規定する介護サ 前 条第 項 \mathcal{O} 高 額 -ビス 療養費が 利用者負担 当該支 .支給さ 並

> 医療又は入院時食事療養費 当するものが、 各号に掲げる者であ きる間も、 医 を受けることができる間は、 療費 老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることがで 同様とする。 当該病気又は負傷について、 健康保険法第百四十五条第 行わない。 入院時生活療養費 老人保健法第 老人保健法の規定による 保険外併用療養費 項の 十五条第 規定に 該 項

(高額療養費)

第六十二条の二 療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、 養の給付又はその保険外併用療養費、 額に相当する金額を控除した金額が著しく高額であるときは、その 療養費、 らその療養に要した費用につき保険外併用療養費、 療養及び生活療養を除く。次項において同じ。) が採られるときは、 養費を支給する は第三項に規定する一部負担金 家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金 療養の給付につき支払われた第五十七条第二項若 当該減額された一部負担金) (第五十七条の二第一項第 療養費、 訪問看護療養費、 に要した費用の の額又は療養 療養費、 一号の措置 訪問 高額療 (食事 家族 額 看護 療 カン

費が支給される場合にあつては、 た金額 定する介護予防 家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対 給額に相当する金額を控除 係る療 介護合算療養費を支給する。 養の 合計額が著しく高額であるときは 給付又は保険外併用療 サ ピ ス 利用者負担 した金額 当該支給額 養費 額 及び同 同 項 療 法第六十 養費 に相当する金額を控除 \mathcal{O} 当 高額介護 該 訪問 部 看護療 負担 条第 子 防 金等 項 に規 0 ビ 高 額 ス

2 前 条第 項 \mathcal{O} 規定は 高額介護合算療養費の支給 に $^{\prime}$ 1 て準 用 す Ź

時 金 の受給権 者

第

防サー はその 養費、 に 失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、 居宅介護サービス費、 九 確保に関する法律 病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職 した場合において、 九十六条 給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治 特例施設介護サービス費、 医療費若しくは訪問 状態にあるときは、 いて同じ。 症状が固定し治療の効果が期待できない ・ビス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪 療養費若しくは訪問 公務によらないで病気にかかり、 に、 の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費 その退職の日 その傷病の結果として、 特例居宅介護サービス費、 看護療養費の支給又は介護保険法の規定による その者に障害 看護療養費の支給若しくは高齢者 介護予防サービス費若しくは特例 (療養の給付若しくは保険外併 時金を支給する。 又は負傷した者で、 政令で定める程 状態に至つた日。 施設介護サービス費 \mathcal{O} つた日又 これら 介護予 度 医 原の その 次条 \mathcal{O} 用 障 療

障害 時 金の受給権 者

568

第九十六条 その 費、 \mathcal{O} を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその \mathcal{O} 始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続 護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サー 養費、 \mathcal{O} 例居宅介護サービス費、 定による医療若しくは保険外併用療養費、 した場合において、 病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたもの 傷病の 効果が期待できない 給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年 介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の 療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の 潼 結果として、 害 公務によらないで病気にかかり、 時金を支給する。 その退 政令で定める程度の 状態に至つた日。 施設介護サービス費、特例施設介護サー 超職の日 (療養の給付若しくは保険 次条におい 障害の 医療費若しくは老人訪問 又は負傷した者で、 状態にあるときは、 症状が固定し て同じ。 ・ビス費、 併 が 治療 その Ė 用 退 ス 開 特 職 看 規 療

2

2

略

第百十二条 は、 できる。 組合員 組合(市町村連合会を含む。 の福祉の増進に資するため、 次に掲げる事業を行うことが 以下この条において同じ。)

の健康の保持増進のための 組合員及びその被扶養者の健康教育、 必要な事業 (次条に規定するものを除く 健康相談、 健康診査その 他

の二〜六 略

2 5

(略

第百十二条の二 規定による特定健康診査及び同法第二 のとする。 (第百十三条の二において 組合は、 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の 「特定健康診査等」という。 一十四条の規定による特定保健指 を行うも

(費用の負担

第百十三条 項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に 期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、 用を含む。)は、 険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という 齢者支援金等 者納付金等」 律第三十六条第 の納付に要する費用並びに基礎年金拠出金に係る負担に要する費 組合の給付に要する費用 という。 迎 下 短期給付に要する費用 項に規定する前期高齢者納付金等 「後期高齢者支援金等」という。)並びに介護保 及び同法第百十八条第一項に規定する後期高 (高齢者の医療の確保に関する法 (前期高齢者納付金等及び後 以下 「前期高齢 第三

(福祉事

第百十二条 は、 できる。 組合員の福祉の増進に資するため、 組合 (市町村連合会を含む。 次に掲げる事業を行うことが 以下この条において同じ。

 \mathcal{O} 健康の保持増進のための 組合員及びその被扶養者の健康教育、 必要な事業 健康相談、 健康診査その

他

の二〜六 略

2 5

略

(費用の負担)

第百十三条 険法 掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを 拠出金並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、 含む。)は、 第百五十条第一項に規定する納付金 規定する拠出金 の納付に要する費用並びに基礎年金拠出金に係る負担に要する費用を する拠出金(以下 (昭和三十三年法律第百九十二号) 組合の給付に要する費用 短期給付に要する費用 以下 「退職者給付拠出金」という。)並びに介護保険法 「老人保健拠出金」 (以下「介護納付金」という。) (老人保健拠出金及び退職者給付 (老人保健法第五十三条第 第八十一条の二第 という。 第三項第一号に 及び国民健康保 項に規定 項に

費用 については、 とする。 組合ごとに当該組合を組織する職員 くとも五年ごとに再計算を行うものとする 組織する職員を単位として、 体の負担に係るものを除く。 として、 する被保険者 係るものを除く。 て「介護保険第二号被保険者」という。 以下この項及び次項において同じ。)にあつてはすべての組 (第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団 長期給付に要する費用 この場合において、 当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定 (第百十四条第五項及び第百四 以下この項及び次項において同じ。)を含み、 第三号に規定する費用につい 次に定めるところにより、 (基礎年金拠出金に係る負担に要する (介護納付金の納付に要する費用 次項第三号に掲げるも の資格を有する者) 十四条の二第二項にお) にあつては 算定するもの ては、 を単位 のを除 合を 少 な 各

一〜三 (略)

2 5 7

略

(国の補助)

第 用のうち、 が 百 できる。 十三条の二 特 定 健 玉 康診 は 査等の 算 \mathcal{O} 実施 範 井 に要する費用 内 お 1 7 \mathcal{O} 組 合 部 \mathcal{O} を補助すること 事 業に 要 女する費

(船員組合員の療養の特例)

第 た場合を除く。 百三十六条 は負傷した場合における療養に関しては、 通勤をいう。 負傷した場合 次条において同じ。)により病気にかかり、 船員組合員が公務によらないで病気にかかり、 (通 勤 又は船員組合員の被扶養者が病気にか (地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する 第五十六条から第六十一条 かり、 又は負傷し 若しくは 若しく

> 員を単 ごとに再計算を行うものとする 当該 除く。 \mathcal{O} \mathcal{O} 係るものを除く。 項 期給付に要する費用(基礎年金拠出金に係る負担に要する費用 険第二号被保険者」という。 者 場合におい 第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の 当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険 項及び次項において同じ。 (第百十四条第五項及び第百四 紅合を組織する職員 位として、 以下この項及び次項において同じ。 て、)を含み、 次に定めるところにより、 第三号に規定する費用については、 (介護納付金の納付に要する費用につい)にあつてはすべての組合を組織する職 次項第三号に掲げるものを除く。 の資格を有する者)を単位として、 十四条の二第二項において「介護保)にあつては各組合ごとに 算定するものとする。 少なくとも五年 負担に 以 (第三 下こ ては 長

一~三 (略)

2~7 (略)

、船員組合員の療養の特例)

第 は負傷した場合における療養に関しては、 負傷した場合 百三十六条 た場合を除く。 通勤をいう。 次条において同じ。 船員組合員が公務によらないで病気にか (通勤 又は船員組合員の被扶養者が病気にか (地方公務員災害補償法第))により病気にかかり、 第五十六条から第六十一条 ___条第| かり、 二項に規定する かり、 又は負傷し 若しくは 若しく

|一条ノ七までの規定による。| |保険法第二十八条から第二十九条ノ六まで及び第三十一条から|第三十まで、第六十二条の二及び第六十二条の三の規定にかかわらず、船員

(船員組合員の療養以外の短期給付の特例)

一の給付とする。
一の給付とする。
一の給付とする。
は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれかから第十三号までに掲げる短期給付(その給付事由が通勤によるもの別であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十三条第一項第三号第百三十七条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合

一・二 (略)

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第百四 きる。 た者 期給付及び福祉事業に係る部分の適用については、 認めた場合には、 職の日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると組合が ŧ 及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることがで のを除き、 十四四 (後期高齢者医療の被保険者等でないものに限る。)は、その退 この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短 条の二 引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。 その認めた日)までに、 退職 の日 の前日まで引き続き一年以上組合員であつ 引き続き短期給付を受け、 別段の定めがある

2 基準に従い、 金及び地方公共団体の負担金を含み、 条において 前 体の負担金 項後段の規定により組合員であるものとみなされた者 「任意継続組合員」という。 その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び地方公共 (前 期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛 介護保険第二号被保険者の資格 は、 組合が、 政令で定める (以下この

2

定による。から第二十九条ノ六まで及び第三十一条から第三十一条ノ六までの規から第二十九条ノ六まで及び第三十一条から第三十一条ノ六までの規定にかかわらず、船員保険法第二十八条まで及び第六十二条の二の規定にかかわらず、船員保険法第二十八条

(船員組合員の療養以外の短期給付の特例)

付とする。

()は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給十三号までに掲げる短期給付(その給付事由が通勤によるものを除く員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十三条第三号から第第百三十七条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合

·二 (略)

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第百四十四条の二 みなす。 段の定めがあるものを除き、 法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分の適用については、 期給付を受け、 があると組合が認めた場合には、 た者は、その退職の日から起算して二十日を経過する日 し出ることができる。この場合において、その申出をした者は、この 及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であ 引き続き当該組合の組合員であるものと その認めた日)までに、 (正当な理 引き続き短 別 由

地方公共団体の負担金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有す団体の負担金(老人保健拠出金及び退職者給付拠出金に係る掛金及び基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び地方公共条において「任意継続組合員」という。)は、組合が、政令で定める前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者(以下この

定めるところにより、組合に払い込まなければならない。
(以下この条において「任意継続掛金」という。)を、毎月、政令で公共団体の負担金を含む。)の合算額を基礎として定款で定める金額を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方

- 3·4 (略)
- ら、その資格を喪失する。 その翌日(第四号又は第六号に該当するに至つたときは、その日)か 5 任意継続組合員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、
- 一~五 (略)

六 後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

6 (略)

(団体職員の取扱い)

2 団体職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上第百四十四条の三 (略)

掲げる字句に読み替えるものとする。

_	非じる	おじろ生存し言み者システのじてる		‡
	(略)	(略)	(略)	
	第九十	公務	業務	第
	六条第	療養の給付若しくは	その退職の日までにその傷病が治らな	<u>ب</u>
	一項	保険外併用療養費、	かつた者又はその症状が固定し治療の	
		療養費若しくは訪問	効果が期待できない状態に至らなかつ	
		看護療養費の支給若	た者にあつては、当該傷病につき健康	
		しくは高齢者の医療	保険の療養の給付若しくは保険外併用	
		の確保に関する法律	療養費、療養費若しくは訪問看護療養	
		の規定による療養の	費の支給若しくは高齢者の医療の確保	

ところにより、組合に払い込まなければならない。この条において「任意継続掛金」という。)を、毎月、政令で定める体の負担金を含む。)の合算額を基礎として定款で定める金額(以下る任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団

3 · 4 (略)

5

- 失する。
 日(第四号に該当するに至つたときは、その日)から、その資格を喪日(第四号に該当するに至つたときは、その日)から、その資格を喪任意継続組合員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌
- 一~五 (略)

6 (略)

第百四十四条の三

(略)

(団体職員の取扱い)

掲げる字句に読み替えるものとする。欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に2 団体職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上

	(略) (略) (略) (略)
六条第 療九十 公務	
一項 保険外併用療養費、	张 保 療
看護療養費の支給若	看

待できな 定 日又はその症状が にその傷病が治 を経過するまでの 付 いては、これらの給 受けている場合にお してこれらの給付 格を喪失した後継続 な 開始後五年を経過 サービス費の支給 しくは特例介護予防 護予防サービス費若 介護サービス費 ビス費、 居宅介護サービス費 保険法の規定による 養費の支給又は介護 若しくは訪問 併用療養費、 給付若しくは保険外 し治 ビス費、 の支給開始後 い組合員がその資 特例居宅介護サー 療の効果が期 施設介護サ 状態に 特例施設 医療費 看 うた 五年 護療 間 固 介 L \mathcal{O} 至 を その他 き最初に医師又は歯科医師の診療を受 効果が期待できない 治つた日又はその症状が固定し治療の ら起算して五年を経過するまでの間に 特例施設介護サービス費、 護サービス費、 併用療養費、 規定による療養の給付若しくは保険外 若しくは訪問看護療養費の支給若しく 付若しくは保険外併用療養費、 防サービス費の支給を受けている者で 例居宅介護サービス費、 若しくは保険外併用療養費、 けた日から起算して五年を経過するま ス費の支給を受ける診療を受けた日か よる居宅介護サービス費、 療養費の支給又は介護保険法の規定に は高齢者の医療の確保に関する法律の あるときは最初に健康保険の療養の給 護予防サービス費若しくは特例介護予 ビス費、 しくは訪問看護療養費又は介護保険法 に関する法律 規定による居宅介護サービス費、 ビス費若しくは特例介護予防サービ の者であるときは当該傷病に 特例施設介護サービス費、 医療費若しくは訪問看護 の規定による療養の給付 施設介護サービス費 状態に至つた日 施設介護サ 介護予防サ 特例居宅介 医療費若 療養費 介 特

きない 治療の はその 費、 は、 ス費、 費、 支給開始後五年を経 これらの給付を受け 喪失した後継続して 組合員がその資格を 後五年を経過しない ビス費の支給の開始 防サービス費若しく サービス費、 過するまでの間にそ は特例介護予防サー 例居宅介護サービス 介護サービス費、 法の規定による居宅 老 日 ている場合において 傷病が治つた日又 支給又は介護保険 人訪問看護療養費 これらの給付の 施設介護サービ 医療費若しくは 症状が固定し 効果が期待で 特例施設介護 状態に至 介護予 た 特 護サービス費、 費、 養費、 師又は歯科医師の診療を受けた日から を受ける診療を受けた日から起算して 護サービス費、 給又は介護保険法の規定による居宅介 療費若しくは老人訪問看護療養費の 険の療養の給付若しくは保険外併用療 よる医療若しくは保険外併用療養費、 できない状態に至つた日、 はその症状が固定し治療の効果が期 五年を経過するまでの間に治つた日又 る医療若しくは保険外併用療養費、 けている者であるときは最初に健康保 は特例介護予防サービス費の支給を受 施設介護サー は介護保険法の規定による居宅介護サ 医 つた日又はその症状が固定し治療の効 起算して五年を経過するまでの であるときは当該傷病につき最初に医 -ビス費、 くは特例介護予防サービス費の支給 支給若しくは老人保健法の ・ビス費、 |療費若しくは 施設介護サ 療養費若しくは訪問看護療養費 特例居宅介護サービス費 介護予防サービス費若しく ・ビス費、 ービス費、 特例居宅介護サービス 老 介護予防サービス費若 人訪問看護療養費又 特例施設介護サ その他 特例施設介 規定によ 間 心の者 待 支 医

。 一次の の の の の の の の の の の の の の	第一項において同じ。)の掛金(前期高齢者納付金等及び後具共済組合の短期給付(第五十四条に規定する短期給付を除分の間、政令で定めるところにより、市町村職員共済組合及二 市町村連合会は、第二十七条第三項各号に掲げる事業の	整事業等)(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付に係る財政調(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付に係る財政調附、則	第百四十七条(略)	罰則	(略) (略) (略) での間に治つた日又はその症状が固定
と認められる事業として政令で定める事業を行うことができる。市職員共済組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当整交付金」という。)の交付の事業その他市町村職員共済組合及び都暫じ。)に係る不均衡を調整するための交付金(第四項において「調給付拠出金並びに介護納付金に係るものを含む。次条第一項において	く。次条第一項において同じ。)の掛金(老人保健拠出金及び退職者び都市職員共済組合の短期給付(第五十四条に規定する短期給付を除ほか、当分の間、政令で定めるところにより、市町村職員共済組合及第十四条の三 市町村連合会は、第二十七条第三項各号に掲げる事業の	整事業等)(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付に係る財政調(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付に係る財政調附 則	第百四十七条(略)	3 (略)	(略) (略) 果が期待できない状態に至つた日

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十八条 第二項に規定する任意継続組合員であるときは、 該 特定共済組合の組合員として短期給付を受けることを希望する旨を当 済組合の定款で定めるものは、 の二第一 合員であつた者で健康保険法等の を受けた組合 定共済組合に申し出ることができる。 項に規定する退職被保険者であるべきもののうち当該特 主務省令で定める要件に該当するものとして主務 号) (以下この条において 第十三条の規定による改正前の国民健康保険法第八条 主務省令で定めるところにより、 部を改正する法律 「特定共済組合」 ただし、 この限りでない。 第百四十四条の二 という。 (平成十八 大臣の認可 当該 年法 定共 0) 組

2~4 (略)

5

な。 における当 例退職掛金の標準となるべき給料は、 当該特定共済組合に払い込まなければならない。 員にあつては、 支援金等に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含み、 掛金及び地方公共団体の負担金 属する年 「特例退 項に規定する介護保険第 特例退職組合員 前 定の の合算額を基礎として定款で定める金額 年における当該組合員の掛金の標準となつた期末手当等の 適用を受ける組 職掛 (当該月が一月から三月までの場合には、 ||該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関す 金 介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含 という。 は、 当該特定共済組合が、 合員の掛 二号被保険者の資格を有する特例退 を、 (前期高齢者納付金等及び後期高齢者 毎月、 金の標準となつた給料の 特例退職掛金を徴収すべ 政令で定めるところにより、 その者 (以下この項にお この場合における特 前年) の短期給付に係る 第百十三条第 額 \mathcal{O} \mathcal{O} き月の 職組 平均 月 額 いて 日 額 合

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十八条 とができる。 短期給付を受けることを希望する旨を当該特定共済組合に申し 保険者であるべきもののうち当該特定共済組合の定款で定めるもの を受けた組合 合員であるときは、 合員であつた者で国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退 主務省令で定めるところにより、 主務省令で定める要件に該当するものとして主務大臣 ただし、 (以下この この限りでない。 第百四十四条の 条において 当該特定共済組合の 「特定共済組合」 第 一項に規定する任意継 という。 組合員として 出るこ の 職 0 認 は 被 組 口

2~4 (略)

5 退職掛~ つては、 年における当該組合員の掛金の標準となつた期末手当等の 年 掛金の標準となるべき給料は、 定共済組合に払い込まなければならない。この場合における特例退職 \mathcal{O} 規定する介護保険第 掛金及び地方公共団体の負担金 \mathcal{O} る当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関する規定 金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含み、 合算額を基礎として定款で定める金額 適用を受ける組 特例退職組 (当該月が一月から三月までの場合には、 金 介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む。 という。 合員は、 合員の掛金の標準となつた給料の 一号被保険者の資格を有する特例退 を、 当該特定共済組合が、 毎月、 特例退職掛金を徴収すべき月の (老人保健拠出金及び退職者給付拠 政令で定めるところにより、 (以下この項において 前年) その 第百十三条第 者の 額の の <u>-</u> 短期給付 月一 職 平 楓組合員 均 額の平均 日に に係 属 当 「特例 する ⊺該特 おけ 項 . あ 前 出

平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額の二分の る額の範囲内で定款で定める額とする。 一に相当す

6

7 のは 職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と読み替えるもの 険法等の 員となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは とする。 の規定による改正前の国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退 規定を適用する。この場合において、 合員とみなして同条第三項、 特例退職組合員は、 「附則第十八条第一項」と、 部を改正する法律 第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組 第四項並びに第五項第一号及び第三号の (平成十八年法律第 同条第五項第一号中 同条第四項中「第一項」とある 「任意継続組合 第十三条 「健康保 7

8 . 9 略

期給付積立金等の特例 (年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合の長

第四十条の三 (略

(退職者給付拠出金の納付が行われる場合における費用の負担の特例

第四十条の三の一 及び附則第十八条第五項の規定の適用については、 百十三条第一 する拠出金の納付が同条第 項に規定する拠出金 「並びに介護保険法 項 第百四十四条の二第 当分の間 (以下 とあるのは |項の規定により行われる場合における第 国民健康保険法附則第十条第 「退職者給付拠出金」 項 国民健康保険法附則第十条第 附則第十四条の三 という。 第百十三条第 項 並びに べに規定 第 一項 項

> 範囲内で定款で定める額とする。 十二分の一に相当する額とを合算した額の二分の一 に相当する額の

 \mathcal{O}

6 (略)

該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。 健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に 健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき、 員となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは 規定を適用する。この場合において、 合員とみなして同条第三項、 は 特例退職組合員は、 「附則第十八条第一項」と、 第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組 第四項並びに第五項第一号及び第三号の 同条第五項第一号中 同条第四項中「第一項」とある 「任意継続組合 又は国民 老人保

8 9 略

期給付積立金等の特例 (年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合の長

第四十条の三 略

出金並 護納付金」 並びに退職者給付拠出 条第五項中 介護保険法」 びに介護納付 とあるのは 「後期高齢者支援金等」とあるのは ٢ 並 金 金 びに介護納付 ٢, 退職者給付拠出金並びに介護納付金」 第百四十四条の二 附則第十四条の三 金 とあるのは 第 「後期高齢者支援金等 第 項 及び 項 中 退 一職者給付拠 附則第十八 「並びに介 とす

第四 項中 項 る。 及び附則第十八条第五項中 換支援金等」 後期高齢者支援金等」とあるのは 支援金等 あるのは 第百十三条第 する政令で定める日までの 及び !換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における 十条の三の三 床 「及び同法」とあるのは)附則第十八条第五項の規定の適用につ 転換支援金等の納付が行われる場合における費用の (以 下 「という。 と 項 「病床転換支援金等」 第百四十四条の二第二項、 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規 第百四十四条の二 及び同法附則第七条第 間 「及び後期高齢者支援金等」とあるのは 同法附則第七条第 同法」と、 第二 という。 後期高齢者支援金等及び病床転 項、 附則第十四条の三 1 ーという。 項に規定する病床転換 ては、 附則第十四条の三第 並びに」 項 第百· に規定する病床 負担 ٢, 並びに」 十三条第 第 1の特例 及び 項 定

後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

0 (附則第六十七条関係) 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年九月八日法律第百五十二号)(平成二十四年四月一日施行分) (傍線の部分は改正部分)

いて準用する。 3 前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給につ2 (略) 第五十七条の四 (略)	2~6 (略) (入院時食事療養費)	2 (略) (療養の給付)	改正案
生活療養費の支給について準用する。 第五十六条第三項及び前条第三項から第六項までの規定は、入院時2 (略) (入院時生活療養費)	する。	(療養の給付) (療養の給付) (療養の給付) (療養の給付)	現行

,		4 3 2 第 の 五 o
ī. L	2~6 (咯)第五十九条 (略)(家族療養費)	4 (略) (保険外併用療養費) (保険外併用療養費) (保険外併用療養費) (保険外併用療養費)
7	2~6 (略) 第五十九条 (略) (家族療養費)	4 (略) 第五十六条第三項及び第五十七条の三第三項から第六項までの規定 は、保険外併用療養費の支給について準用する。 (保険外併用療養費)

0 私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号) (平成十八年十月一日施行分)

(附則第七十三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

付) | 改

給給

改正

案

現

行

第二十条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費 一療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用

二~十三(略)

(国家公務員共済組合法の準用)

第二十五条 法第 に別 二から第十二条の八の三まで、 十二条、 いては、 四項まで、 第七号までを除く。)、第四章 十 六条を除く。 条まで、 十六条の五、 (第七項を除く。 附則第十二条の十二第一項 表第二の規定を準用する。 二条第一項第二号 第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十 第四十二条の二、 国家公務員共済組合法第二条 この節に規定するもののほ 附則第十二条の十三、)、第百十一条第一項及び第三項、 附則第十二条 7 附則別表第一、 第四十六条第一 (第八項を除く。)、 口 この場合において、 及びハ以外の部分に限る。 附則第十二条の十、 (第四十一条第二項及び第三項 (第二号を除く。 附則第十三条の九、 か、 (第一項第一号及び第五号から 附則別表第二、 項、 短期給付及び長期給付につ 第五十条から第五十二 附則第十二条の二の 第百十二条、 これらの規定 及び第二項から第 附則第十二条の十 附則第十三条の 別表第一 第百二 第四 並び 第四 (同 十

(給付)

第二十条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一 療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問

看護

療養費及び移送費

二~十三 (略)

|国家公務員共済組合法の準用)

第二十五条 法第 十二条、 いては、 四項まで、 二から第十二条の八の三まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十 条まで、 に別表第二の規定を準用する。 + 六条を除く。 第七号までを除く。)、第四章 十六条の五、 (第七項を除く。 附則第十二条の十二第一項 二条第一項第二号 第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十 第四十二条の二、 国家公務員共済組合法第二条 この節に規定するもののほか、 附則第十二条の十三、)、第百十一条第一項及び第三項、 附則第十二条 (イ、 附則別表第一、附則別表第1 第四十六条第一項、 (第八項を除く。)、 口 この場合において、 及びハ以外の部分に限る。 (第二号を除く。) 及び第二項から第 (第四十一条第二項及び第三項、 附則第十三条の九、 (第一項第一号及び第五号か 短期給付及び長期給付に 第五十条から第五 第百十二条、 附則第十二条の二の これらの規定 二、別表第 附則第十三条の 第四十 第百二 並び 十二 第四 同

るのは کر る。 職務」と、 加入者」と、 条の六第二項及び第三項の規定を除く。 旬 は 員期間」 五項まで及び第九項、 七条第二項及び第三項、第七十六条第一項 えるほか、 条第 「平均標準給与額」 「標準報酬」とあるのは それぞれ同 「公務等傷病 項、 職務等」と、 とあるのは 第百二十六条の五第五項第四号、 第六十一 次の表の上欄に掲げる同法の規定中同 特例退職組合員」 「組合員期間等」 第五 「組合」 条第 表の 十五 「加入者期間」 Ł, とあり、 条第 下欄に掲げる字句 とあるのは 附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二 項、 「任意継続組合員」 「標準期末手当等」 とあるのは とあるのは 第六十四 項第一号及び第二号、 「標準給与」と、 及び 「職務等傷病」 と 「連合会」とあるのは 条、) 中 に読み替えるものとする。 「加入者期間等」と、 「特例退 とあるのは 「平均標準報酬額」 附則第十二条第 第六十六条第三項、 (各号列記以外の部分に限 「組合員」とあるのは とあるのは 「公務」 と 職加 表の中欄に掲げる字 第五 入者」 「任意継続加入 「公務等」とあ とあるのは 十九条第三項 「事業団 と読 標準賞与 とあるの 項 いから第 第六十 組 み替 合

第四十七条第二項	(略)
関号に掲げる保険医療機第五十五条第一項第三	(略)
学校法人等(私立学校 教職員共済法第十四条 第一項に規定する学校 法人等をいう。以下同 じ。)が虚偽の報告若 しくは証明をし、又は	(略)

۲, _ と、 るのは る。 句 えるほか、 者」と、 は 職務」と、 加入者」と、 条の六第二項及び第三項の規定を除く。)中 五項まで及び第九項、 七条第二項及び第三項、第七十六条第一項 第二号、 員期間」 条第 「平均 「標準報酬」とあるのは それぞれ同 「公務等傷病」 項、 第百二十六条の五第五項第四号、 職務等」と、 '標準給与額」 とあるのは 第六十一 「特例退職組合員」とあるのは 次の 「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、 第五十五条第 「組合」とあり、 表の上欄に掲げる同法の規定中同 条第一 表の 「加入者期間」 と とあるのは 附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二 下欄に掲げる字句 三項、 「任意継続組合員」とあるのは 「標準期末手当等」とあるのは 項第一号及び第二号、 第六十四条、 「標準給与」と、 及び 「職務等傷病」と、 と 「連合会」とあるのは 'に読み替えるものとする' 「平均標準報酬額」 「特例退 附則第十二条第一項から第 第六十六条第三項、 (各号列記以外の部分に限 「組合員」とあるのは 「公務」とあるのは |表の中欄に掲げる字 !職加入者」と読み替 第五十九条第三項 「任意継続加入 「公務等」とあ 「事業 とあるの 標準賞与 第六十 「組合 団

	(略)	(略)	(略)
校	第四十七条第二項	第五十五条第一項第三	学校法人等(私立学校
条		号に規定する保険医療	教職員共済法第十四条
校		機関若しくは	第一項に規定する学校
司			法人等をいう。以下同
若			じ。)が虚偽の報告若
[江]			しくは証明をし、又は
三			第五十五条第一項第三

	ا يستما	linkun		form form	laka				
条の四第一項の三第二年五十五条の三第	一項 第五十五条の二第	第五十五条第三項	(略)	第一号及び第二号第五十四条第二項	第五十三条第一項	(略)			
特定長期入院組合員	財務省令	運営規則	(略)	特定長期入院組合員	財務省令	(略)	医師その保険医又は主治の	又は健康保険法	
特定長期入院加入者	文部科学省令	共済運営規則	(略)	特定長期入院加入者	文部科学省令	(略)	医又は主治の医師その学校法人等、保険	若しくは健康保険法	関号に掲げる保険医療機
		第五十五条第三項	(略)		第五十三条第一項	(略)			
		運営規則	(略)		財務省令	(略)	医師その保険医又は主治の		
		共済運営規則	(略)		文部科学省令	(略)	医又は主治の医師その学校法人等、保険		機関若しくは

略 略 略

、報告の請求及び検査

第四 を求め、 若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者 査させることができる。 する保険医療機関又は保険薬局をいう。 お 付に係る療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局 保険医、 費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、 一十六条 て準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第三号に規定 その管理者の同意を得て、 又は当該職員をして当該保険医療機関若しくは保険薬局につ 保険薬剤師その他の従業者であつた者に対して必要な報告 文部科学大臣は、 事業団の療養に関する短期給付につい 実地に診療録その他の帳簿書類を検 以下この条において同じ。 (第二十五条に 当該給 . T

医

 \mathcal{O}

2 略

3 とが 学大臣は、 護事業者が正当な理由がなく、 看護事業者に対する費用の支払を は虚偽の報告をし、 保険医療機関若しくは保険薬局若しくはその管理者又は指定訪問 できる。 事業団に対して当該保険医療機関 又はこれらの規定の同意を拒んだときは、 前二項の報告の求めに応ぜず、 時差し止めるべきことを命ずるこ 保険薬局又は指定訪問 若しく 文部科 看

略

(略

略

(報告の請求及び検査)

第四十六条 簿書類を検査させることができる。 療機関について、その管理者の同意を得て、 当該職員をして当該保険医療機関 険薬剤師その他の従業者であつた者に対して必要な報告を求め、 第五 若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しくは管理者、 五条第一項第三号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法 付に係る療養を行つた保険医療機関、 **公療機関** 費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、 以下この条において同じ。 一十五条の三第 (第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五 文部科学大臣は、 項 第 号に規定する特定承認保険医療機関をい 事業団の療養に関する短期給付につい 若しくは当該保険医療機関 保険薬局若しくは特定承認保険 保険薬局若しくは特定承認保険 実地に診療録その他の 保険医、 保険薬局 当該 又は 帳 保 j 7 医

2 (略)

3

費用の支払を一 を拒んだときは、 \mathcal{O} \mathcal{O} 求めに応ぜず、 保険薬局、 管理者又は指定訪問看護事業者が正当な理由がなく、 保険医療機関 特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者に対する 時差し止めるべきことを命ずることができる。 若しくは虚偽の報告をし、 文部科学大臣は、 保険薬局若しくは特定承認保険医療機関若しくはそ 事業団に対して当該保険医 又はこれらの 前二項の 規定の **心療機関** 報告 同 意

◎ 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)(平成

(附則第七十四条関係

〔律第二百四十五号)(平成十九年四月一日施行分)

(国家公務員共済組合法の準用)

改

正

案

第二十五条 第二項、 二条の四 六条第 二から第十二条の八の四まで、 号 準用する。 条の九、 五条第一 六条を除く。 条まで、 第七号までを除く。 いては、 十六条の五、 第四号、 <u>구</u> 附則別表第一、 附則第十二条の十一、 及び第二項から第四項まで、 項 第六十四 項第一号及び第二号、 附則第十三条の九の二、 第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十 第四十二条の二、 国家公務員共済組合法第二条 の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項 口 この節に規定するもの この場合において、 附則第十二条第一 及びハ以外の部分に限る。 (各号列記以外の部分に限る。)、第百十一条第一項及び第三項、 附則第十二条 条、)、第四章 附則別表第二、 第六十六条第三項、 第四十六条第一 (第八項を除く。 項 附則第十二条の十二第一項 これらの規定 第五十九条第三項第二号、 から第五項まで及び第九項 附則第十二条の十、 (第四十一条第二項及び第三項 附則第十三条の十(第七項を除 Ó 別表第一並びに別表第二の規定 附則第十二条の十三、 ほ)、第四十一条第一項、 か、 (第一項第一号及び第五号 項、 第六十七条第二項、 短期給付及び長期給 (同法第二条第一 第百二十六条の五 第五十条から第五十二 附則第十二条の二の 第百十二条、 附則第十二条の十 (第二号を除 第六十 附則第十三 附則 第七十 第五 第百二 の規定 項 付に 第五 第二 第四 から 第 条 + つ

(国家公務員共済組合法の準用)

現

行

傍線の

部分は改正部分)

第二十五条 <_° 第二項、 条の 十二条、 項 号 準用する。 条の九、 の 二、 二から第十二条の八の四まで、 条まで、 五 六条を除く。 第七号までを除く。)、第四章 いては、 十六条の五、 条第 附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第1 <u>구</u> 附則別表第一、 五第五項第四号、 第七十六条第一項 附則第十二条の十一、 及び第二項から第四項まで、 第六十八条の二、第六十八条の三、 項第一号及び第二号、 附則第十三条の九の二、 第四十二条の二、 国家公務員共済組合法第二条 第六十四条、 口 この この場合において、 及びハ以外の部分に限る。)、第百十一条第一項及び第三項、 附則第十二条 節に規定するもの 附則別表第二、 第六十六条第三項、 附則第十二条第一項 (各号列記以外の部分に限る。 第四十六条第一 (第八項を除く。 附則第十二条の十二第一項 これらの規定 第五十九条第三項第二号、 附則第十二条の十、 (第四十一条第二項及び第三項、 附則第十三条の十(第七項を除 0 別表第一並びに別表第二の規定を ぼ 附則第十二条の十三、)、第四十一条第一 か、 (第一項第一号及び第五号から 項、 から第五項まで及び第九項 第六十七条第 短期給付及び長期給付に 第七十二条並びに第九十 (同法第二条第一 第五十条から第五 第百十二条、 附則第十二条の二 附則第十二条の 項、 (第二号を除 附則第十三 第百二十六 項 第六十 二項及び第 父び 第五十 第百 項 十二 第 第二 第四 条

のは 及び 字句は、 替えるほ 入者」と、 標準給与改定請求」 務等」とあるのは 給与の月額」と、 酬額」とあるのは 標準給与」と、 は を除く。 とあるのは 「対象期間標準給与総額」 と 「連合会」 「標準賞与」と、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 「組合員期間」とあるのは 中 「特例退職組合員」とあるのは 次の表の上欄に掲げる同法の規定中同 「職務」と、 とあるのは |組合員| とあるのは 「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、 「職務等」と、 「公務等傷病」 「平均標準給与額」 と 「従前標準報酬の月額」 「任意継続組合員 事業団 「組合員期間等」とあるのは と とあるのは 「対象期間標準報酬総額」とあるの 「標準報酬改定請求」 「加入者期間」 「加入者」 Ł, Ł, 「標準期末手当等」とある 「特例退職加入者」 「標準報酬」 とあるのは 「職務等傷病」 Ł とあるのは Ł, 表の中欄に掲げる 「組合」とあり、 とあるのは とあるのは 平均 「任意継続加 「加入者期間 「従前 と **均標準報** と読 「公務 公公 標準 4

	第六十六条第一項			(略)
三分の二	第六十八条の三			(略)
百分の八十	第六十八条			(略)
	第六十二	(略)	一第五十五十五	(略)

者」 と 」とあり、 欄に掲げる字句は、 任意継続加入者」と、 あるのは 等」とあるのは 平均標準報酬額」とあるのは 加入者期間等」と、 あるのは「標準給与」と、 三項の規定を除く。 と、 とあるのは 「従前標準給与の月額」と、 とする。 と読 「公務」とあるのは 「公務等」とあるのは み替えるほか、 「標準給与改定請求」と、 及び「連合会」 「対象期間標準給与総額」と、 「標準賞与」と、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも 「組合員期間」とあるのは 中 「特例退職組合員」とあるのは 次の表の上欄に掲げる同法の 「職務」と、 とあるのは 「組合員」とあるのは 「財務省令」とあるのは「文部科学省令」 「職務等」と、 「平均標準給与額」と、 「公務等傷病」 「従前標準 「任意継続組合員」 「事業団」 「組合員期間等」とあるの とあるのは -報酬の月額」とあるの 「対象期間標準 「標準報酬 「加入者期間」 「加入者」と、 と 規定中同 「標準 「特例退職 「標準期末手当 ii改定請 とあるの 「職務等傷病 一報酬 ·報 と 酬 表の 「組合 加 は は 総 لح 額 لح 入 は 中

第六十六条第一項	(略)	第五十五条の二第	(略)
百分の六十五	(略)	財務省令	(略)
百分の八十	(略)	文部科学省令	(略)

26 附 則	(略)	第六十七条第二項	第六十七条第一項	(略)
は、中「区分」とあるのは、中「区分」とあるのは、中「区分」とあるのは、一項後段中「当該標準常子の区分の改定が行われた。 一項後段中「当該標準常子の区分の改定が行われた。 一項後段中「当該標準常子の区分の改定が行われた。 一項後段中「当該標準常子の区分の改定が行われた。 一項後段中「当該標準常子の区分の改定が行われた。 一項後段中「当該標準常子の区分の改定が行われた。 一項後段中「当該標準常子の区分の改定が行われた。 一項後段中「当該標準常子の区分の改定が行われた。 一項後段中「当該標準常子の区分の改定が行われた。 一項後段中「当該標準常子の区分の改定が行われた。 一項後段中「当該標準常子のででは、当該関係を表面では、当該関係ののでは、対象を表面	(略)	組合員で	三分の二	(略)
の月の翌月以降に受ける賞与の額の標準賞与の額は零とする」とする。 の月の翌月以降に受ける賞与の額の標準賞与の額は零とする」とする。 の月の翌月以降に受ける賞与の額の標準賞与の額は零とする」とする。 の月の翌月以降に受ける賞与の額の標準賞与の額が当該政令で定める。 会額となるようその月の標準賞与の額を決定し、その年度においては がた賞与によりその年度における標準賞与の額の累計額が政令で定める る金額を超えることとなる場合には、当該累計額が当該政令で定める る金額となるようその月の標準賞与の額を決定し、その年度においては 附 則	(略)	加入者で	百分の八十	(略)

と 万 規 き 円 と 定 第 前 は 一 に 一 項 附	(略)	及び第三項第六十七条第二項	第六十七条第一項	(略)
きは、政令で定める金額。以下この項において同じ。)を」とする第二十二条第一項中「区分」とあるのは「区分(附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)と、第二十三条第一項中「区分」とあるのは「区分(附則第二十五項の前項の規定による標準給与の区分の改定が行われた場合においては附 則	(略)	組合員で	百分の六十五	(略)
おいて同じ。)を」とする「区分(附則第二十五項の「区分(附則第二十五項の「区分の改定が行われた場合においては	(略)	加入者で	百分の八十	(略)

0 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)(平成二十年四月一日施行分)

(附則第七十五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条及び第九十六条を除く。 六郎十二条の二、第四十六条第一項、第五十条第二項、第四十二条、第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付につ 第二(国家公務員共済組合法の準用)	2・3 (略) (略) (本付) (本付)	一章 罰則 (第五十条—第五十二条)章・第十章 (略)章・第十章 (略)章 高齢の教職員等に係る特例 (第三十八条の二—第四十条)章(第七章 (略)	改 正 案
六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条及び第九十六条を除く。四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第第七号までを除く。)、第四章(第四十一条第二項、第四十二条、第第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付につ(国家公務員共済組合法の準用)	2・3 (略) (給付) (給付) (給付) (給付) (給付) (給付) (別) (別) (別) (別) (別) (別) (別) (別) (別) (別	十一章 罰則 (第五十条・第五十一条) 九章・第十章 (略) 八章 七十歳以上の教職員等に係る特例 一章~第七章 (略)	現

ر ح 別表第 標準 あるの 二条の六第二項及び第三 第五 限る。 三項、 則 二条の 条の 附則 膕 5 則第十三条の十 対象期間 期間等」 \mathcal{O} 任 十九条第三項第二号、 は 意継 加 加入者」 第十二条の十三、 \mathcal{O} 規定 とあ |項まで及び第九項、 八の四 月 報 入者期間」 第 第 「文部科学省令」 第四十一条第一 第六十七条第二項、 百 続加入者」 酬 は 額 「標準報酬 「標準期末手当等」 るの 標準 とあるのは 並びに別表第二の規定を準用する。 改 +「職務等傷病 (同法第二条第一 ۲, 第 定請 とあるのは 第百二十六条の五第五項第四 [まで、 条第 報 は (第 Ł, 項 求 酬 「組合」 (第七項を除く。 特 と 附則第十二条の十、 八項を除く。 総 (第 とあるの とあるのは 項 定加 附則第十三条の 額 「加入者期間等」 「平均標準報酬 Ł, 項、 第六十一条第二項、 及び第三項、 「従前に 「特例退職組 一号を除く。 Ł, とあり、 一項の規定を除く。 入者」 とあるのは 附則第十二条の四の三 とあるのは 項第二号 第七十六条第 第五十五条第一 「公務」 は 標準給与の 「公務等」 と 「標準給与改定請 「標準給与」と、 及び「連合会」 とあるのは 九から第十三条の 合員」 額 附則第十二条の二の二から 第百十二条、 対 7 Ł, 及び第一 任 附則別表第 附則第十二条の十 「標準賞与」 とあるのは 月額」と、 とあるのは 号、 象期間標準 意継続組: 項 とあるのは 第六十四条、 項第一号及び第二号、 口 「組合員期間」 及び 中 この場合にお 二項 附則第十二条第一項 (各号列記以外の 一第四項並びに附則第 「組合員」 職 とあるのは から第四 合員」 求 第百二十六条 ハ以外の部分に限る 「財務省令」 ٢, 給与総額」 務 「平均標準 「職務等」 「公務等傷 と 附則別表第 九 「特例退 と とあるの 第六十六条第 \mathcal{O} 従 とあるの とあるの 五. 項 「特定組 て まで、 ぼで、 附則 前 「事業団 とある 職加 「組合員 第十二 部 لح ·給与 標準 病 \mathcal{O} これ 第十 は から 分に 第 五. 入 لح 報 額 は は 五. 附 附 合

ر کر ے کر 二条の あるの 別表第 標準 対象期 酬の 限る。 三項、 条の 附則 任意継続加入者 員 期間等」 \mathcal{O} 二条の六第二項及び第三項の規定を除く。 第五項まで及び第九項、 らの規定 則第十三条の十 則第十二条の十三、 十九条第三項第二号、 「加入者」と、 は 加入者期間」 とあ 月 ·報 八の四まで、 第 第百十一 「文部科学省令」 簡)、第百二十六条の五第五項第四号、 第四十一条第一項、 十二第 十二条 膕 は 額 第六十七条第二 「標準 並びに別表第二の規定を準用する。 るの 標準 とあるのは 標準報酬 改 (同法第二条第一項第1 定請 職務等傷病」 とあるのは 条第 -期末手当等」 報酬 は (第八項を除く。 Ł, 項 求 (第七項を除く。 「組合」 「特定加 と 総額」 附則第十二条の十、 (第二号を除く。 とあるのは とあるのは 項 附則第十三条の九から第十三条の 「平均標準 「加入者期間等」と、 Ł, 項、 第六十一条第二項、 及び 「従前標準給与の とあり、 Ł, 「特例退職組合員」とあるの 入者」 とあるのは 附則第十二条の とあるのは 第五十五条第一項第一号及び第二号、 第三項、 第七十六条第 「公務」 「公務等」 と -報酬額」 二号 「標準給与改定請求」 「標準給与」と、 及び とあるのは 附則第十二条の二の二か 第百十二条、 7 「対象期間 及び第二項 任意継続組合員」 附則別表第 附則第十二条の十一、 「連合会」 とあるの 月額」と、 標準賞与」 四 とあるの 第六十四条、 項 の三第四項 口 「組合員期間」とあ 及び この場合におい 中 附則第十二条第一項 (各号列記以外の 標準 「組合員」 とあるのは は は 職 から第四 第百二 ハ以外の 「財務省令」 と 務」 は 給与総額 平平 「公務等傷病 が並び 職務等」 九の 附則別表第 「特例 とあ と 一十六 均 第六十六条第 に附 従 標準 とあるの 部分に限る 五. 項 「特定組 るの 並まで、 条の へまで、 退 5 「事業 附則第十 前 るの とあ کر 組合員 第十二 給 崱 部 これ 分に 第五 は 第 か 加 与. Ŧį. 附 لح 額 る 団 は 附 入 合 報 は

のとする。欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中

(略) (略) (略) ((略) ((略) ((略) ((本) ((本)
(略) 掛金(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者の医療の言とよる前期高齢者を含み、介護保険者(介護保険者(平成九年法律第百二(平成九年法律第百二(平成九年法律第百二十三号)第九条第二号を接金等に規定する被保険第二号に規定する被保険第二号に規定する被保険第二号に規定する被保険第二号に規定する任意継続の方。以下同じ。)の資格を有する任意継続がある性を含む。)に係る掛金を含む。)に係

のとする。欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも構に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる同法の規定中同表の中者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中

	F.
第百二十六条の五	の五掛金及び国の負担金
第二項	介護保険第二号被保険
	者の資格を有する任意
	継続組合員にあつては
	、介護納付金に係る掛
	金及び国の負担金を含
	む。)の合算額
	(略)

hohr					
一 高齢者の医療の確保に関ったび厚生に関する事業を行う。第二十六条 事業団は、加入者の第二十六条 事業団は、加入者のでは、一、「福祉事業」	(略)			項則第十二条第六	(略)
る法律	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(昭和五十七年法律第八十号)「進するため、次に掲げる福利	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					<u> </u>
一加入者及びその被扶養者の及び厚生に関する事業を行う。第二十六条事業団は、加入者のに組祉事業)	(略)			項別第十二条第六	(略)
の健康教育、	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
健康相談、健康診査その他とするため、次に掲げる福利	(略)	(略)	(略)	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	(略)

健康診査等」という。) 加入者及びその被扶養者の健康教育、 る特定保健指導 第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定によ (以下この号及び第三十五条第三項にお 並びに特定健康診査等以外の事業であつて 健康相談 健康診査その他 1 7 特定

2 \(\) 二~七 (略) (略)

健康の保持増進のための必要な事業

(国及び都道府県の補助)

2 第三十五条 (略) 略

3 定健康診査等の実施に要する費用を補助することができる。 国は、 予算の範囲内において、事業団の共済業務に係る事務及び特

略

4

第八章 高齢の教職員等に係る特例

(短期給付に関する規定の適用の特例)

第三十八条の二 する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とな 十条の規定による被保険者をいう。 ないもの 後期高齢者医療の被保険者 に該当するものには、 (第三項において「後期高齢者医療の被保険者等」という この法律の短期給付に関する規定は、 適用しない。 (高齢者の医療の確保に関する法律第五)及び同条各号のいずれかに該当 教職員等のうち

2 定によりその適用を受けないこととなつたときは、 この法律の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者が前項の規 この法律の短期給

の健康の保持増進のための必要な事業

二~七 (略)

2 \(\) (略)

(国及び都道府県の補助) (略

第三十五条

2 (略)

3 る費用を補助することができる。 国は、 予算の範囲内において、 事業団の共済業務に係る事務に要す

4 略)

第八章 七十歳以上の教職員等に係る特例

のとみなす。付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したも

(掛金率の特例)

に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。 しないこととされた加入者の掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額第三十八条の三 前条第一項の規定により短期給付に関する規定を適用

(秘密保持義務)

年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第五十二条 第四十七条の四の規定に違反して秘密を漏らした者は、一

附則

る任意継続加入者等に係る掛金の特例)(国民健康保険法の規定による拠出金等の納付が行われる場合におけ

第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行わ31 当分の間、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)附則

項 法附則第十条第 びに国民健康保険法 れる場合における第一 $\hat{\sigma}$ 項に規定する拠出 -六条の 項 下 欄 五第 中 「に係る掛金を含み」 一項に規定する拠出金に係る掛金を含み」とする。 項 金に係る掛金を含み」 \mathcal{O} (昭和三十三年法律第百九十二号) 一十五条の規定の適用に 項 下 欄中 一に係る掛金を含み」 とあるの と は 0 同 いては 並び 表附則第 とある に国民 附則第十条第 同 条の 十 7健康保 \mathcal{O} 一条第六 表 は 第 並 百 険

32 定の は 附則第十二条第六項の項下欄中 る日までの間 付 高 適 が同 齢 用 者 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」 条第 に \mathcal{O} 0 医 V 療 項 同 7 \mathcal{O} 法附則第七条第 は \mathcal{O} 確 規定により行われる場合における第 保 同 関 条の する法 表第百二十六条の 「及び後期高齢者支援金等」とある 律 項に規定する病床転換支援金等 附 則 第 一条に規力 五第 定 項 とする。 す る政 \mathcal{O} 一十五条の 項 下 令 欄 及び 定 規 \mathcal{O} \mathcal{O} \Diamond

(介護納付金に係る掛金の徴収の特例)

33|

34 意継 に 例退職加入者 資格を有する被扶養者がある者で共済規定で定めるものに限る。 格を有しない任意継続加入者にあつては、 険者の資格を有しない任意継続加入者 は お 前 特例退職加入者及び介護保険第二号被保険者の資格を有しな 同 続加入者」とあるのは いては、 項 表附則第十二条第六項の項下欄中 の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合 第二十五条の表第百二十六条の五第二項の項下欄中 (介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加 「任意継続加入者及び介護保険第一 (介護保険第二号被保険者の資 「特例退職加入者」とあるの 介護保険第二号被保険者の 二号被保 い特 任

特例

31

32

例退 Ł, 資格を有する被扶養者がある者で共済規定で定めるものに限る。 格を有しない任意継続加入者にあつては、 険者の資格を有しない任意継続加入者 意継続加入者」とあるのは においては、 は 前項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合 職加入者 特例退職加入者及び介護保険第二号被保険者の 同 [表附則第十二条第六項の項下欄中 第二十五条の表第百二十六条の五第二項の項下欄中 (介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退 「任意継続加入者及び介護保険第1 (介護保険第二号被保険者の 「特例退職加入者」とあるの 介護保険第二号被保険者の 資格を有しな 二号被保 職 任 特 資 加

35	ある
(略) (教育の事業)	「前二項」とあるのは「前二項及び附則第三十三項」とする。ある者で共済規定で定めるものに限る。)」と、第二十七条第三項中入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者が
33	あ ス
(略)(教育の事業)	「前二項」とあるのは「前二項及び附則第三十四項」とする。ある者で共済規定で定めるものに限る。)」と、第二十七条第三項中入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者が

0 日本私立学校振興 共済事業団法 (平成九年法律第四十八号) (平成二十年四月一日施行分)

(附則第七十六条関係

現 行

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

第二十三条 (業務 事業団は、 第一条の目的を達成するため、 次の業務を行う

一 ~ 九 (略)

2 百四十一号)の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務を行う 十三号) 納付金等及び後期高齢者支援金等、 に関する法律 事業団は、 の規定による納付金並びに国民年金法 前項の規定により行う業務のほか、 (昭和五十七年法律第八十号) の規定による前期高齢者 介護保険法 (平成九年法律第百二 (昭和三十四年法律第 高齢者の医療の確保

3 • (略

(区分経理)

第三十三条 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、 それぞ

れ勘定を設けて整理しなければならない。

高齢者支援金等並びに介護保険法の規定による納付金の納付に関す 医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期 る業務並びに同条第三項第一号の業務に係る経理 第二十三条第一項第六号の業務、 同条第二項に規定する高齢者の (第五号に掲げる

(業務)

第二十三条 事業団は、 第一条の目的を達成するため、 次の業務を行う

一 ~ 九 (略)

2 業務を行う。 四年法律第百四十一号)の規定による基礎年金拠出金の納付に関する 年法律第百二十三号)の規定による納付金及び国民年金法 十七年法律第八十号)の規定による拠出金、 十三年法律第百九十二号)の規定による拠出金、 事業団は、 前項の規定により行う業務のほか、 国民健康保険法 介護保険法 老人保健法 (昭和三十 (平成九 (昭和三 (昭和 五.

3 • 4 (略)

(区分経理)

第三十三条 れ勘定を設けて整理しなければならない。 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞ

(略)

第一号の業務に係る経理 護保険法の規定による納付金の納付に関する業務並びに同条第三項 法の規定による拠出金、 第二十三条第一項第六号の業務、 国民健康保険法の規定による拠出金及び介 (第五号に掲げるものを除く。) 同条第二項に規定する老人保健

第 第十四条 2 2 三分五 定中 第一 ける事業団の業務の特例 等及び病床転換支援金等」とする。 項及び第三十三条第 二号) 条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合に 納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三条第二 る日までの間 第十条第 第二号の規定の適用については、 十三条の二 る事業団の業務の特例) とあるのは「国民健康保険法 により行われる場合における第一 十条第一項に規定する拠出金並びに介護保険法」とする。 (年金保険者たる共済組合等に係る拠出 (国民健康保険法の規定による拠出金等の納付が行われる場合におけ ものを除く。 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定 略 一号中 附 「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、 附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定 厚生年金保険法 則 (略) 並びに介護保険法」 項に規定する拠出金、 当分の間 同法附則第七条第 項第二号の規定の適用については、 国民健康保険法 (昭和二十九年法律第百十五号) (昭和三十三年法律第百九十二号) とあるのは 一十三条第二項及び第三十三条第 第二十三条第二項中 介護保険法」 項に規定する病床転換支援金等 金の納付が行われる場合にお 昭 和三 と 国民健康保険法附則第 + 後期高齢者支援金 第三十三条第 一年法律第 「介護保険法」 これらの規 附則第十八 百 附則 九 項 項 8 +第十四条 2 三 <u>~</u> 五 条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合に ける事業団の業務の特例 (年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合にお 略 附 厚生年金保険法 則 略 (昭和二十九年法律第百十五号)

附則第十八

年金法 律第百四十一号)の規定による基礎年金拠出金」とあるのは 第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金及び厚生年 る国民年金法の規定による基礎年金拠出金」 る拠出金」と、 金並びに厚生年金保険法 0 おける第二十三条第二項及び第三十三条第一 金保険法の規定による拠出金」とする。 いては、 (昭和三十四年法律第百四十一号) 第二十三条第二項中 第三十三条第一項第三号中 (昭和二十九年法律第百十五号) 「並びに国民年金法 の規定による基礎年金拠出 「及び同条第二項に規定す とあるのは 項第三号の規定の適用 (昭 和三十四 「並びに同条 の規定によ 年法に 国民

項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保 民年金法の規定による基礎年金拠出金」 及び厚生年金保険法 金法 険法の規定による拠出金」とする。 出金」と、 第百四十一号)の規定による基礎年金拠出金」とあるのは ついては、 おける第二十三条第二項及び第三十三条第一 (昭和三十四年法律第百四十一号) 第三十三条第一項第三号中「及び同条第二項に規定する国 第二十三条第二項中 (昭和二十九年法律第百十五号) 「及び国民年金法 とあるのは の規定による基礎年金拠出金 項第三号の規定の (昭和三十四 「並びに同条第二 の規定による拠 国民年 年法律 適用に

0 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)(平成十八年十月施行)

(附則第七十七条関係)

(傍線の部分は改正部分)

2•3 (略)	に準ずる給付又は支給を行うことができる。	療養費の支給を行うほか、これらの給付又は支給にあわせて、これら、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費若しくは高額	曹の支給に関する規定の例により、療養の給付又は入院時食事療養費	険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費若しくは高額療養	員共済組合法中組合員に対する療養の給付又は入院時食事療養費、保	病にかかつた場合には、国は、政令で定めるところにより、国家公務	いて「本人」という。)が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾	衛官、教育訓練招集に応じている予備自衛官補並びに学生(次項にお	第二十二条 自衛官、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自	(療養等)	改正案
2 · 3 (略)	1 J	を行うほか、これらの給付又は支給にあわせて、これらに準ずる給付療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費若しくは高額療養費の支給	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費若しくは高額療養費の支	員共済組合法中組合員に対する療養の給付又は入院時食事療養費、特	病にかかつた場合には、国は、政令で定めるところにより、国家公務	いて「本人」という。)が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾	衛官、教育訓練招集に応じている予備自衛官補並びに学生(次項にお	第二十二条 自衛官、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自	(療養等)	現行

0 **防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)(平成二十年四月施行)**

(附則第七十八条関係)	の 一 内衛庁の耶員の糸占等に関する法律
	・〈田禾二一十名 法征复二百アープ号〉
	(1) 月二一名 四月於行/

(傍線の部分は改正部分)

3	. 2	,	1				e. r. l				ć.	第		
(略)	人が受けた療養に係るものとして政令で定めるものについて行う。 前項の規定による高額療養費又は高額介護合算療養費の支給は、本	わせて、これらに準ずる給付又は支給を行うことができる。	は高額介護合算療養費の支給を行うほか、これらの給付又は支給にあ	外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しく	により、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険	費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する規定の例	院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送	員共済組合法中組合員に対する療養の給付又は入院時食事療養費、入	病にかかつた場合には、国は、政令で定めるところにより、国家公務	いて「本人」という。)が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾	衛官、教育訓練招集に応じている予備自衛官補並びに学生(次項にお	第二十二条 自衛官、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自	(療養等)	改正案
3 (略)	のとして政令で定めるものについて行う。 2 前項の規定による高額療養費の支給は、本人が受けた療養に係るも		に準ずる給付又は支給を行うことができる。	療養費の支給を行うほか、これらの給付又は支給にあわせて、これら	、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費若しくは高額	費の支給に関する規定の例により、療養の給付又は入院時食事療養費	険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費若しくは高額療養	員共済組合法中組合員に対する療養の給付又は入院時食事療養費、保	病にかかつた場合には、国は、政令で定めるところにより、国家公務	いて「本人」という。)が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾	衛官、教育訓練招集に応じている予備自衛官補並びに学生(次項にお	第二十二条 自衛官、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自	(療養等)	現

0 厚生保険特別会計 法 昭昭 和十九 年法律第十号) (平成二十年四 月施行

(附則第七十九条関係)

改

正

案

現

行

(傍線の部分は改正部分)

第 之ニ同ジ)ヲ経営スル為並ニ児童手当ニ関スル政府 和三十四年法律第百四十一 年法 金 金等並ニ介護保険法 為通ジテ 条 ノ納付ヲ含ム以下之ニ同ジ) 律第八十号) 健 康保険事業 特別会計ヲ設置シ ノ規定ニ依 (平成九年法律第百二十三号) (高齢 号) 者 ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援 \mathcal{O} 及厚生年金保険事業 ノ規定ニ依ル拠出金ノ負担ヲ含ム以下 医 療 般会計 \mathcal{O} 確保に関 1 区分シテ経理ス する法律 ノ規定ニ依ル 経理ヲ明確 (国民年金法 昭 和 Ŧī. 納付 十七 ニス (昭 第

第三条 に関する法律 ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ保険給付費! IJ 大正十一年法律第七十号) 法律第百四十二号) 入金ノ償還金及利子、 ノ受入金、 介護保険法 ノ受入金、 健康勘定ニ於テハ健康保険事業経営上ノ保険料、 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律 事業運営安定資金ヨリ生ズル収入、 ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等 ノ規定ニ 第三条第五項ノ 依ル納付金、 時借入金 ノ規定 ノ利子其ノ他 ニ依ル拠出金、 事業運営安定資金へ 規定ニ依ル納付金、 ノ諸費並ニ同事業ノ業 借入金及附属雑収入 事業運営安定資金 高齢者の医療の確保 ノ繰入金、 (昭和二十三年 健康保険法 一般会計ヨリ 借 彐 第

ニ充ツル為

ノ業務勘定

ノ繰入金及保健事業ニ

関スル経費ニ充ツル為

福祉事業費又ハ営繕費

取扱

二関スル諸費、

療養

所費、

保健事業費、

経理ス 定ニ依 国民年金法 経理ヲ明確 負担ヲ含ム以下之ニ同ジ)ヲ経営スル為並ニ児童手当ニ関スル政府 規定ニ依ル納付金 規定ニ依ル拠出金並ニ介護保険法 条 健 ル 拠出金及国民健康保険法 康保険事 (昭和三十四年法律第百四十一 スル為通ジテー 業 ノ納付ヲ含ム以下之ニ同ジ) 老 八保健法 、特別会計ヲ設置シ (昭和三 昭 (平成九年法律第百二十三号)ノ 和 五. 号) 十三 $\overline{+}$ Ė 及厚生年金保険事業 |年法律第百九十| 年法律第八 ノ規定ニ依ル拠出金 般会計ト (十号) 区 分シ 規

定 ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ保険給付費、 リノ受入金、 三条 依ル拠出金、 大正十一年法律第七十号) 法律第百四十二号) ノ受入金、 依ル納付金、 療養所費、 ノ繰入金及保健事業ニ 時借入金 健康勘定ニ於テハ健康保険事業経営上ノ保険料、 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律 事業運営安定資金ヨリ生ズル収入、 保健事業費、 国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金、 ノ利子其ノ他 事業運営安定資金へ 第三条第五項ノ規定ニ依ル納付金、 ノ規定ニ依ル拠出金、 関スル経費ニ充ツル為ノ一 福祉事業費又ハ営繕費ニ充ツル為 ノ諸費並ニ同事業ノ業務取扱ニ ノ繰入金、 借入金ノ償還金及利子 老人保健法 借入金及附属雑収入 事業運営安定資金 介護保険法 般会計 (昭和1 健康保険法 一関スル 般会計 ノ規定ニ 一十三年 / 業務勘 ノ規定 諸費 日 IJ